秋田県公文書館

师究紀要

第 六 号

【論文】				
幕藩制後期秋田藩における一上級武士の動	静			
一渋江和光日記断章—	…渡	部	紘	 ··· 1
秋田県公文書館における地域史料の調査と	収集			
	…佐	藤		隆…23
改正教育令期の秋田県小学校試験規則 II				
—不正の発生と試験規則の問題点— 	…柴	田	知	彰…43
【史料紹介】				
「元禄家伝文書」に関する一考察	…加	藤	昌	宏…61
【報告】				
公文書書庫収蔵資料の保存対策とその課題	につし	、て		
	菅	原	亜希	于…77
【彙報】				

平成12年3月

幕藩制後期秋田藩における一上級武士の動静

——渋江和光日記断章—

はじめに

幕藩制後期の引渡・廻座の諸相

二 渋江和光の勤番と中城

御相手番

2 廻文と町触

一 渋江和光の武と文

1 武芸

教養等

結びにかえて

はじめに

ける秋田藩の政治・経済・文化を究明するりえで必要不可欠である大冊の日記類を収蔵している。これらは、すべて、幕藩制社会にお秋田県公文書館では、秋田藩の中枢にあった多くの藩士が記した

渡部紘一

用されている。
用されている。
用されている。
用されている。
用されている。

既刊までの収録分は、文化十一年から天保初年までであるが、これ田図書館収蔵時に翻刻事業が行われていたこともあってその成果を引き継ぎつつ、新たに公文書館の事業として翻刻・刊行を行うこととし、平成七年から刊行事業を開始した。事業は、まず『渋江和光日記』の刊行で始まった。収録・刊行にあたっては、全九八冊をとし、平成七年から刊行事業を開始した。事業は、まず『渋江和ととし、平成七年から刊行事業を開始した。事業は、まず『渋江和ととし、平成七年から刊行事業を開始した。事業は、まず『渋江和ととし、平成七年から刊行事業として翻刻・刊行を行うこととし、平成七年から刊行にあたっては、全九八冊を十二巻に編集し直し、翌八年には第一巻の刊行にこぎつけた。この本記書館、書館としても、かかる研究状況にかんがみ、それ以外の日記類の当館としても、かかる研究状況にかんがみ、それ以外の日記類の当館としても、かかる研究状況にかんがみ、それ以外の日記類の当館としても、かかる研究状況にかんがみ、それ以外の日記類の中で特に史料的価値が高いる研究状況にかんがみ、それ以外の日記類の当館としても、かかる研究状況にかんがみ、それ以外の日記類の当館としても、かかる研究状況にかんがみ、それ以外の日記類の

幕藩制後期秋田藩における一上級武士の動静

半ばを越えた今日、そろそろこのような興味や関心に、何らかの手 掛りを提供することは、微力ながらも刊行に携わっている者として ような事を読み取ることが可能か。 や生活観にもとづいて行動したのか、また『日記』からは他にどの 地位にあった渋江和光という人物が、何を考え、 である。 0) 、責務ではなかろうかと考え、小稿を草してみた次第である。 領主的対応が積極的に行われ、その成否が問われつつあった段階 この変革期のさなかにあって、 秋田藩内でも幕藩制社会の矛盾が顕在化し、それ 『渋江和光日記』の刊行もほぼ 御相手番という家老につぐ いかなる政治理念

ける言動をうかがい知るうえでは極めて興味深い史料である。 は否めない。 この時期台頭しつつあった実務官僚には就かない立場であっただけ あって、 家柄から家老やそれに次ぐ役職である御相手番が相当職であり、 内容面では、藩の政策展開についての具体的記述が少ないこと いわば幕藩制社会の本流にあるともいえる重臣の、変革期にお 。渋江和光日記』は、筆者である渋江堅治和光が佐竹家家臣団に 廻座では梅津小太郎に次ぐ高禄で召し抱えられており、 しかし、逆の見方からすれば、 前述のような立場にあ そ

御相手番としての渋江和光の行動、 ける上級武士の動向を考察するとともに、 渋江和光及び『渋江和光日記』 今まではあまり論じられなかった幕藩制後期の秋田藩にお すでに煙山英俊氏によって紹介されていることから、小 の概要、更には渋江氏の系譜等に 変革期の新しい動きに対する和 『日記』の記載内容から

しい。

について紹介してみよう。 光の考え方や対応、 そして彼が実践した武士としての教養と武芸等

幕藩制後期の引渡・廻座の諸相

どうかと言うこと等が問題となり、 良いものかどうか、藩とはいっても大藩と小藩は同列に扱えるのか 高であるが、ここでも何石で区切るのか、 は無理がある。そこで次のメルクマールとして考えられるのが知行 立や家臣団の構成の仕方等によって異なることから、一様に扱りに 幕府と藩とでは全く異なることや、藩同士でもそれぞれの藩の成り ず第一のメルクマールとしては家格があげられる。しかし、これ ある。 のかということは、一言で明快に解答することは出来得ない難問 の私見を述べる必要があろう。上級武士とはどのような人々を指す 屋敷の配置等を手掛かりに、考察してみたい。 に格づけられた人々の、幕藩制後期における諸相について、 い秋田藩の大身と称せられた上級武士たちの中核をなす引渡・廻 (一八一一) 年の分限帳やその前後の職歴、さらには久保田城下の まず最初に、 本項では、 幕藩制社会が厳格な身分制社会であることを考慮すれば、 渋江和光について考察するらえで欠かすことができな 論題にも付してある上級武士の概念について、 一定の基準を設定することは難 また幕府と藩を区別して 文化八 若干

ま

幕藩制後期秋田藩における一上級武士の動静

てみたものである。表題を、秋田藩における一上級武士云々としたいることから、普遍的概念としてではなく、秋田藩に限定して考え小稿で述べる上級武士とは、前述のような諸問題の解決を残して

臣の屋敷割にかかわる御定の適用上限が二九〇石にとどめられ、そ 藩主佐竹義宣が大坂の陣に際しての陣立にあたって、 帳でも一五〇石以上を一騎として記載していることから、知行高に 藩の場合は、一五○石以上とされている。 で上士とされた一騎以上が相当すると思われる。 となるべき高である点で重要であり、 大身と称された廻座までを上級武士と考えたい。 田藩の場合は、 ている事実を見ても、基準とすることに問題はないと思われる。 すなわち将軍との親疎関係、 やはり家格である。これは幕府が大名におこなった様々な格付け、 には江戸城中控間等によって大名の家格を示し、大名統制をおこなっ のは、このような事情による。 いては、この一五〇石が指標になりうるであろう。 さて、秋田藩の場合、 と厳命している事実や、 一騎は軍役の負担基準であるから知行高と連動しており、秋田 第二は知行高である。 上の者への 制限はないことから、 一門・引渡・廻座と平士に区別されるが、ここでは 何がその基準となるのであろうか。 知行高は武家の俸禄であり、 寛政三(一七九一)年に制定された家 国持ちと非国持ち、 三〇〇石以上を上級武士とす そうした意味では、平士の中 後述する文化年間の分限 その理由は後述す それに官位別、更 引渡や廻座と違 ただし、 「三〇〇石 軍役の単位 第一 初代 秋 は

士を取り敢えずは家格を基準として見ることとし、廻座以上と考えることも考えられない訳でもない。以上の理由で小稿では、上級武

ることにしたい。

廻座衆と称することになったと。こうして、 永八年(一六三一)、初めて御座奉行をおいて座並を定め、 記されてはおらず、そうした意味では『国典類抄』 るようになったと記す。『義宣家譜』で初めてこの盃酒の儀が記さ 題された一項目に関連記録が集録されており、 後者は廻座衆と称されることが定着した。 をはじめ宿老・重臣の座並が確定し、 面々の座席については特に取り決めや名称はなかったことから、 納得できる。 の儀の座席は、単に一番座・二番座・三番座とのみあって座席名は れるのは、 元日より引渡御膳で饗応したことにより、 けて左右に列座させてお吸物之儀をおこない、 景日記』を引用し、 まっていなかったという。そして座格の萌芽については、 にはなかったもので、秋田入部当初も盃を賜るときの座列は特に定 記されている。これによれば、 廻座については、 まず、秋田藩における上級武士の基準として提示した一門、 まさに元和五年正月元日の条であり、 『国典類抄』は更に続ける。 『国典類抄』の前編嘉部に 元和五年正月元日に御親類衆を一番・二番に分 引渡・廻座といった座格は常陸時代 前者は引渡座着座の引渡衆、 これを、 しかし、 親類衆を引渡衆と称呼す 寛永期には佐竹親類 一引渡回座起之事」と 更に元和七年の正月 その発祥等につ この年の正月元 宿老以下の主な の説明 元和五年の番座 は 『梅津 彼らを 引渡、 概 寛 ね

表1 文化8(1811)年秋田藩引渡・廻座氏名・知行高一覧

I 久保田在番

	T						和光
	座	格	氏	名	知行高	職 歴 等	日記載記載
1	引渡二	番座	佐ヶ	ケ 山 城	6,328石余	東家•組下持	0
2	廻	座	梅淳		3,449	組下持·御相手番	0
3	廻	座	渋 江		2,962	組下持·御相手番	本人
4	廻	座	向	飛驒	2,542	組下持·御相手番	0
5	廻		須 日		2,108	御相手番	0
6	廻	座		与左衛門	1,997	御相手番	10
7	引渡一	番座	岡 オ		1,680	家老	0
8	廻	座	小場		1,635	御相手番	10
9	廻	座	真峭		1,346	PETH 7 H	0
10	廻	座	渋 1		1,107	寺社奉行	1 6
11	1.7	番座	石場		1,104	御相手番	1 6
12	引渡一		小野師		1,056	家老	10
13	廻	座	小野帽		981	御用番	1 6
14	廻	座	疋田		9 6 6	家老	
15	廻	座	梅酒		9 4 3	大番頭記録方支配	
16	廻	座	大声		890	/ 日 然 日 多 八 又 日 日	10
17	引渡二		真星		874		
18	廻	座	梅泪		8 4 1	大番頭記録方支配	10
19	引渡二		宇都宮	子 带 刀	7 8 4	家老	16
20	廻	座	佐藤	源右衛門	7 8 1	大番頭記録方支配	0
21	廻	座	大场		7 2 4	大御番頭	
22	廻	座	梅		683	八岬田坳	1-9-
23	廻	座	信力		5 7 9		+
24	廻	座	小田里		5 6 1	大御番頭	0
25	引渡一		今 智		5 3 1	八脚田頭	10
26	引渡二		伊美		5 3 0		
27	廻	座	寺邮		5 0 8	大御番頭	
28	引渡二	米应	塩名	方 右 膳	4 9 8	八岬钳项	18
29	廻	座座	福易		4 4 9		0
30	廻	座.	小野崎		4 4 0		0
31	廻	座	赤り		4 2 4		
32	廻	座	小貫	宇右衛門	4 1 5		0
33	廻	座	黒沢	重右衛門	4 1 3		9-
34	廻	座	荒川		3 9 4		-
35	廻	座	酒出		3 6 5	大番頭記録方支配	
36	廻	座	松野		3 5 5	大御番頭・組下持	
37	廻	<u></u>		<u> </u>	3 4 7	八四田四、五十寸	18
38	- 廻	座	小滩		3 2 4	大番頭記録方支配	
39	廻	座		太郎左衛門	3 0 7	八田県山塚刀又乱	
40	廻	<u>座</u>		A 字兵衛	2 9 6		+ -
41	廻	<u></u>		掃部之助	2 9 3	寺社奉行	0
42	廻	座	字の甲	图 源兵衛	2 8 3	可任华门	
43	廻		細井		2 6 7		+ 8
44	廻 廻	座			2 3 9		+9
45	廻		茂 オ		2 3 9		+-
46	廻	<u>座</u>	_工 小野さ			4-201来: 65	9
46	廻	座			$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	大御番頭	0
48	廻	座	小野号		2 1 5		-
49	廻	座	玉生		2 0 9		
50	廻		田 オ		2 0 0		<u> </u>
51	廻	座	小野區		197		
52		座	八才	て _ 作_ 助_	195		

53	廻 旦	巫	早	Щ	喜太良	194		
54	廻	座	白	Л	七郎	186		0
55	引渡二番		箭田	野	八郎	1 8 5		0
56	引渡二番	巫	武	茂	権大夫	1 6 9		0
57	廻り	座	岡	谷	伊織	1 5 1		0
58	廻り	座	真	壁	左 膳	1 5 5		0
59	廻り	巫	中	Л	主馬	1 5 0		
60	廻 月	座	田	代	周 助	1 3 8		0
61	廻り	巫	塩	谷	伝十郎	1 1 7		
62	廻	座	武	茂	新九郎	1 1 0		
63	廻り	巫	箭田	野	清 治	1 0 9		0
64	廻	座	茂	木	一学	100	大御番頭	0

所預および在々廻座

0)

	行気やめて正	, 751					
1	引渡一番座	佐	竹	岩 見	6,957	西家・大館所持・組下持	0
2	引渡一番座	戸	村	十大夫	6,555	横手所持•組下持	0
3	引渡一番座	佐	竹	河 内	5,570	北家・角館所持・組下持	0
4	引渡二番座	佐	竹	左衛門	5,532	南家・湯沢所持・組下持	0
5	引渡二番座	茂	木	幸楠	3,832	十二所所持•組下持	0
6	引渡二番座	大	Щ	日向	6 9 5	院内所持・組下持	0
7	引渡一番座	古	内	蔵人	589	大館在番	0
8	廻 座	松	野	左司馬	289	檜山在番	

- 註 座格・氏名・知行高は当館所蔵「久保田分限帳」写(文化8年) (整理記号25-1 06) に拠った。
 - 上記「分限帳」では、檜山所持と廻座に関わると思われる箇所が綴じ込まれて判読で きないため、表への掲載は控えてある。
 - 一門と引渡については城中座席に注目して引渡座としてまとめ、その番座については 当館所蔵「秋田藩引渡廻座人別録」(同421-109)拠った。
 - 職歴については「御亀鑑」秋府(同AS289-18)、「渋江和光日記」(同A2 89-319)より、文化8年から同13年までのものを記した。

明 至

確 つ \mathcal{O} 渡

に区区 て で

別され、

名実ともに

秋

い田藩の

Ŀ.

級家臣に位置

う

らけら

n

た

L

親 は 廻

類

衆と宿老・

重臣

は

引渡、

廻

をと公称され、

他 あ 0

0)

家臣

乜

あるが

城

中

座席こそ

空 田

蕳

的 中

表現

で

り、 座

である。

ることと、)である。 (8) と 分限 表 津 ここでは、 与左 文化期の引渡・廻座につ 1 は、 致すること (帳は写しでは 衛門 引 同 分限 まず文化八 が 渡 御 か 座 帳 廻 5 |奉行を務めた文化九年 座 あるが、 か b 0) 引 氏 史料として扱うこと $\overline{}$ 《名が、 渡 八 転載者名及び いて検討を加 廻 站 座を 蒔 抜き出 御 年 相 0) 転載年 えてみることにする。 久保田 0) 手 番で 正月 が L たも 出 来ると 分限 あ 代 元 0) 5 が 日 た渋江 であるが、 0) 明 帳を素材と 判 記され 御 断 目 見参 和光と L た こ

列

1,

引渡 座 は 0) 八 観 名 点 か 廻 座 は 門 五. 四 も引 名である。 渡 に加えてある。 ただし、 ے 0 ず 分限帳に 員数であるが、 は 城 部

とされたもの 番 衆 ば 月 0) 座 朔 0 縮 と思われ 選任に す H 小を行う一 おそらく な 0) 条で わち あた る。 引 は は 方で宗家の 渡 つ 秋 ては が二二 田 これも 番 入部 少数精鋭 名 また 後 番 権力強化を図っ 0) 両 佐竹氏は常陸 座 就を目指 番 梅 が 引渡 座 津 す 政 な 景 で、 \exists わ ち 時 記 たことから 後 義宣家譜』 番 代とは異 を引用 0) 座 硘 15 座 廻 引 l は ts 座

比定す

n

元和 渡

七

衆

硘 年

座 IF.

家臣団

呵

名と記されて

座

の呼称は、

前

述の

Ł

おり久保 が家格の

城

御

広間

席

を

指

番

5 破損箇所があり、 から能代所預多賀谷氏と廻座古内氏であることが推定できることか それを加えて、 その部分の正確な判読は不可能である。 引渡は一九名、 廻座は五五名としておきたい。 幸い

廻座は、 らかがえるのである。このように、 欠座として空席にしていることは、 席は当日は当然のことながら空席となるわけであるが、 する御恩として次第に増え、 家格である引渡座は、 止められ、こうした配慮にこそ、秋田藩の家格制の厳格さと重さが の主座が文化期においても一貫して芦名氏名で配座され、当日には 渡第一番座主座として配置され、 め実質一九名である。しかし、 引渡は本来は二○名であったが、 時代の進展とともに、 文化期においても二〇名に固定されていたが 元禄十五年にはすでに五三名を数えて 重職就任の為の家格操作や功労に対 断絶後も、 記録にも残されるのである。 上級家臣団統制の一策とも受け 引渡筆頭の芦名家が断絶したた 秋田藩の最上級の座格すなわち 図1の如く御座のみは引 引渡第一番

図 1 引渡座席図

衛

7

4

7

氎 ¥ 醂 \mathcal{X} 1 琳 呂 Ψ 茿 報 京型 放 家 東東

\$

县

戸村十大夫・佐竹河内(北家)・佐竹左衛門

(南家)・茂木幸楠 佐竹石見 (西家) ·

(所預)

が

次に役職を見てみよう。引渡の役職をみると、

大山日向・そして表にはないものの多賀谷下総と所持

久保田在住では佐竹山城(東家)が一門としての重きをなすと

岡本又太郎・小野岡大和・宇都宮帯刀は家老と軒並み重役

であり、

石塚源一郎も御相手番である。

加えて佐竹四家と戸村

木はそれぞれ組下持ちである。

他方廻座に目を転ずれば、

疋田

I 斎定

引渡二番成文化九年申正月元日

箭 田 達 谷 野 掃 Щ 下 部 八 郎 記 総 城 助

『御亀鑑』秋府32より

|座之面 | \sim 御土器被下候次第御記録出

ル

之通

引渡

琲 ¥ 鴪 Υ [4]

引渡一番座文化九年申正月元日

大 日 石 太 郎 学 向 見

六

幕藩制後期秋田藩における一上級武士の動静

戸

この年代、御相手番であった梅津与左衛門と須田内記、大番頭勤務 ている。そしてさらに寺社奉行を務めるのは和田掃部之介である。 等はいずれも大番頭として、警備担当である番方の司令職に就任し 小田野沖負・酒出金太夫・小瀬又七郎・小野寺桂之介・早川喜太良 とされた御相手番である。また梅津頼母・梅津兵馬・佐藤源右衛門・ 綱は家老、 ·小瀬又七郎の三名は、後に家老に昇任する。 (B) |飛驒・須田内記・梅津与左衛門・小場勘解由が家老職に次ぐ重役 梅津小太郎・そして『和光日記』筆者である渋江堅治

向・須田・大越・疋田・山方の五家が各六回、小瀬・小野寺両家が 家が各九回、戸村・石塚両家が各八回、宇都宮・真壁両家が各七回、 家で二〇回、渋江家が二番目に多く十一回、以下、岡本家と小野岡 用されている。初代佐竹義宣から十二代佐竹義堯までの家老の登用 五回である。これを、 回数について五回以上の家をあげてみると、 番については、この時点でも、 Ш 他 現地に在住する所預を、この時点でも代々歴任し続けていること、 最高責任者として久保田参勤御免の資格を与えられ、組下を持って 家は、それぞれ大館 、村・石塚・宇都宮・真壁の六家が引渡、廻座は梅津・渋江・向 .といった引渡が代々世襲していたことが分かる。家老職や御相手 !の所預、すなわち十二所・桧山・院内所預は、 これらの事実から、一門は、 (西家)・角館(北家)・湯沢(南家)支配の 引渡と廻座に分けてみると、岡本・小野岡・ 特に引渡・廻座の別なく両方から登 佐竹四家が久保田には東家、残り三 最多を占めるのが梅津 茂木・多賀谷・大

> えるのである。 十九家しか存在しない引渡諸家の比較的安定した就任状況がうかが については、引渡・廻座の差は見受けられないが、 の代では家老への登用はない。全体として見れば、 のもうなづけるが、渋江家からもまた、 江政光家であり、家老職の就任回数が梅津家についで二番目に多い えで、興味深い。 全く登用されていない。これは変革期における大身の動向を見るら われるが、 梅津憲忠・政景の子孫と分流が廻座に多かったことによるものと思 津家が群を抜いて就任回数が多いのは、 須田・大越・疋田・山方・小瀬・小野寺の九家である。このうち梅 九代藩主義和以降は二回に減っており、 渋江家も梅津家同様、 九代義和、一〇代藩主義厚 藩政確立期の功臣である渋 藩政確立期の功労者である 家老職への就任 数においては、 幕末維新期には

の基準である一五〇石は上回っているところから、一応面目は保た 権大夫の一〇〇石台は多少気にはなるが、 家は一千石台である。こうした中で引渡二番座の箭田野八郎と武茂 石と続き、比較的多くの家老を輩出している岡本・石塚・小野岡三 戸村十大夫の六五五五石余を筆頭に十二所所預茂木幸楠の三八三二 ある。引渡では、 所預佐竹左衛門の五五三二石余にいたるまで、すべて六千石前後で り、 を拝領しているが、家臣団で高禄なのはやはり一門の佐竹四家であ 次に、知行高を見てみよう。 その知行高は大館所預佐竹石見の六九五七石余を筆頭に、 **檜山所預の多賀谷氏が不明であるが、** この時期、 両名とも先に述べた一騎 佐竹壱岐守が新田二万石 横手所預の

梅津の三四四九石余を筆頭に二千石台三名、一千石台二名と高禄で れている。 ある反面、 太郎・渋江堅持・向飛驒・須田内記・梅津与左衛門・小場勘解由が 廻座では、 騎の基準となる一五○石に達しない者もいる。 この時期御相手番として同職であった梅津小

期的な登城が義務付けられていた。 どの節目節目の諸行事で藩主の謁見を賜る一方で、規定に拠って定 無役の廻座も多数存在した。彼らは「無役同列」と称され、正月な を担当する表方の職務に就くことは、寺社奉行を除いては殆ど無く、 わゆる番方勤務が中心で、主として城中警備を担当している。 できよう。このほか廻座の職務としては、大番頭・大番組頭等のい るにせよ、 高との整合性については、一般的な傾向としては述べることができ してあるが、平士であっても五○○石以上の者もおり、 は廻座であっても知行高では引渡より高い場合や、表1からは割愛 このように、 細部では整合しないケースが少なからずあることが指摘 知行高は必ずしも座格とは一致しない。つまり座格 家格と知行 政務

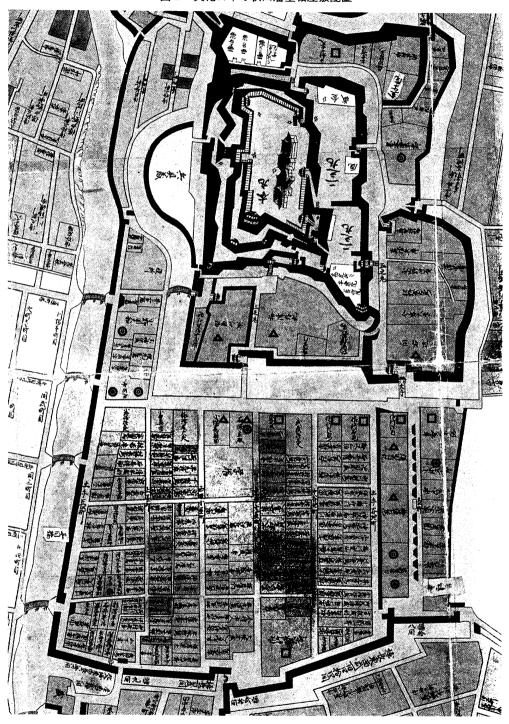
を加えておきたい。 近い文政四 主なる所預の屋敷配置を、 れた文化十一(一八一四)年の佐竹四家・家老・御相手番・それに から無理であることから、 見てみよう。ただし引渡・廻座すべてを示すのは、 このような上級武士たちの久保田城下内町における配置を (一八二一)年の御城下絵図により確認し、若干の検討 この城下絵図は端裏書に ここでは『渋江和光日記』が書き始めら 当館収蔵城下絵図のなかで、 「御国目附下向之節指 紙面のスペース 年代が一番

> 認し、 帯刀重綱・小瀬又七郎伊紀・石塚主殿義保の四氏である。 府御目付提出年代である文政四年時の家老は、 も含めた重職と佐竹四家及びそのほかの所預の屋敷を先の絵図で確 梅津小太郎忠信・須田内規盛胤の七氏を見る。 小場勘解由敦愛・向飛驒政申・渋江堅治和光・梅津与左衛門忠融 和義音・宇都宮帯刀重綱の四氏を見る。 られることから、 出 まず、 「候御城下絵図」とあり幕府の国目付に提出した絵図の控えと考え その位置に記号を付したのが図2である。 家老については、 記載内容は正確であると判断してよいものである。 疋田斎定綱・岡本又太郎元長・小野岡大 御相手番は石塚主殿義保 また本城下絵図の幕 疋田斎定綱・宇都宮 この四氏

二九六二石) •梅津 は中土橋を渡ってすぐ両側に佐竹藩政確立期に初代藩主義宣によっ 引渡・六五五五石)家在府屋敷があって北の守りを成す。 が広大な屋敷を構え、中土橋を守る。 屋敷が追手北門を守り、同じく山の手には戸村(十大夫・横手所預 て重用されて功績をあげた来歴を持つ渋江 えを成し、 (飛驒・御相手番・廻座・二五四二石) 家屋敷があって正門への備 城中三の丸から見てくると、上中城の追手門に面したところに向 山の手では岡本(又太郎・家老・引渡・一六八〇石) (小太郎・御相手番・ (和光・御相手番・廻座 廻座•三 |四四九石) 下中城で 両家

衛門・廻座・御相手番・一九九七石)・宇都宮 町には、 次に城外に出て三の曲輪をみると、 須田 (内記・御相手番・廻座・二一〇八石) 大手正面に展開する土手谷地 (帯刀・家老・引渡・ 梅津

図2 文化11年の秋田藩重職屋敷配置



◎家老 Δ 御相手番 □一門及び主な所預 (⑥文政 4 年時の家老) 註 原図は「御国目付下向文節指出候御城下絵図」(県C-179)である。

なお、久保田にあって佐竹御苗字衆として重きをなしてきた佐竹東 の多賀谷下総家の隣に屋敷割されており大手の備えとなっている。 政五年には二〇〇石加増され五二四石となる)家もまた、追手門前 すでに述べたとおりであるが、 文政四年時の家老については、 御相手番・引渡一一〇四石)・小場(勘解由・御相手番・廻座・一 方は広小路角、他方は穴門と通町橋付近と要所に配置されている。 六六石)家と小野岡(大和・家老・引渡・一○五六石)家もまた一 土橋を警護する配置になっている。 六三五石) 木(筑後・十二所所預・引渡・三八三二石) 二石)家在府屋敷がずらりと並び、 預・引渡・六九五七石) 竹北(川内・角館所預・引渡・五五七〇石) から多賀谷 七八四石) 両家が屋敷を構え、 の三家がならび大手前面を固めている。 (下総・桧山所預・引渡・推定三五〇〇石前後) • 同南 小瀬(又七郎・廻座・三二四石・文 梅津・渋江両家ともども堀を挟ん中 疋田・宇都宮・石塚各家については (左衛門・湯沢所預・引渡・五五三 疋田(斎定綱・家老・廻座・九 同小路の中土橋の対面には、 在府屋敷と石塚 ・同西(岩見・大館所 広小路には、 (主殿 家·佐 茂 東

を配慮して行われたものであることから、上級武士については時代配置である。城下の屋敷割は役職を基準としたものではなく、家格以上が、文化十一年代を中心にみた所預・家老・御相手番の屋敷

関ともいうべき追手二ノ門の前に広大な屋敷を配され、

(山城・久保田在住・引渡・六三二四石)

家は、

内町三の曲の表玄

睨みをきか

野・真崎家等は城中上中城に配置されている。くとも、代々何人かの家老を輩出している家々、例えば今宮・小田による大幅な変化は見られない。文化十一年には重職に就いていな

るが、 配が強められていった。 ない有能な実務官僚として諸政策を断行し、 四九石余と微禄である。 授で文化十二年には評定奉行となる野上国佐は野上藤蔵と記され、 宇平治は、 行の金易右衛門は九八石余、郡奉行の諸橋文大夫や御学館祭酒の金 分限帳では、 も一騎にも及ばない駄輩(七○石~一四九石)出身者がいる。 育成された人材で、かれらは家格からいえば、 の改革の担い手として実務を遂行したのが、藩校明徳館等を通じて の義宣についで強力な領主権を発揮した藩主である。 みた人物で、その評価は多様ではあるものの、 化してくる幕藩制社会の諸矛盾に対して、 さて文化十一年といえば、九代藩主である佐竹義和の晩年にあた 佐竹義和こそは、宝暦~天明期以降に秋田藩においても顕在 前者が九九石余、 財用奉行の蓮沼仲は一五二石で一騎であるが、 さりながら彼らは、 後者が七五石余である。 本格的な領主的対応を試 政治面では藩の官僚支 家格などにはとらわれ 平士であった。 秋田藩では初代藩主 また御学館 そして、 勘定奉 この

宮の実力者を、廻座からは、手堅い行政手腕で義和の幼君時代は勿法を堅持しており、家老人事では、引渡からは岡本・小野岡・宇都番の選任については、政策レベルでの官僚人事とは逆に、伝統的手今まで検討してきた事実からは、そうした義和が、家老や御相手

制後期初頭には未だ有効に機能し続けていたのである。

渋江和光の勤番と中城

論、成人に至ってからも家老として補佐した疋田定常の子定綱を登

御相手番には、

藩政確立期の功労者である梅津・渋江宗家か

1 御相手番

翌文化五年には三番火消頭取に就任した。(エタ) は、 より減封はなく、梅津家に継ぐ高禄な廻座としてご奉公の緒につき、 で、大坂の陣で戦死した渋江政光に通じ、 まさ」と称していたことから、 であったと言える。藩主の義和は「和」を「まさ」と読んで「よし 賜って和光を名乗ることが許されてもおり、 で十六歳。家督出仕した文化元年には藩主義和から「和」の一字を 場してくるのは文化元(一八○四)年からで、 一〇月には武芸頭取に就任した。宗家の家督を相続してから四年目 享和三 (一八○三) 年渋江宗家の養子となった堅治が、歴史に登 和光すなわち「まさみつ」と読めるわけで、 文化四(一八〇七)年五月には御相手番に任ぜられ乗興御免、 「和」を御下字として拝領したこと 知行高も先祖抜群の功に まずは順調な滑り出し 四月朔日に家督出仕 秋田渋江宗家の祖

広さからは、渋江家の上級家臣団における位置の重さをうかがい

知

げての藩政改革を推進していることを、垣間みることができよう。

『和光日記』に散見される面々であり、その範囲の

表中の◎印は

軟両様の人材登用方法を組み合わせながら、

盤石な体制で、

藩をあ

に行き届いた堂々たる布陣である。ここからは、義和が、人事は硬 禄高も梅津・渋江に続く高禄の家から登用している。まことに万事 ら梅津小太郎・渋江堅治を登用しているほか、重職輩出経験が多く

を見て比較し、 を抜き出し、 いては『国典類抄』に 五)五月九日付きの勤番覚が収録されているので、 いた御相手番の職務と、和光による実際の勤番ぶりを見てみたい。 最初に御相手番の職務覚えからみていくことにするが、これにつ ここでは、 勤務心得を見たりえで、 『渋江和光日記』を中心に、覚えとして記録に残され 御相手番の役割を検討してみよう。 「御相手番」という項目に、 『和光日記』 明和二(一七六 その主要な部分 から勤番の実態

下内町が軍事上の機能を最重視して構築されているからである。 らの禄高とその軍役負担能力を考慮すれば、人材の交替があっても 全体的には城の防御体制に変化はないからである。それは久保田城 柄であることが保証される限り有効に機能していった。すなわち彼 を担う家老や御相手番さらには番方の指令としての大番頭を出す家 が、この配置は引渡・廻座が単なる家格にとどまらず、藩の中枢部 屋敷割りは役職によるものではないことは先程述べたとおりである それにしても久保田城下の上級武士の屋敷割はあざやかである。(ヨ) くして引渡・廻座に始まる秋田藩の家格制は、 少なくとも幕藩

史料1

御相手番勤方覚

候、非番之同役右之通相詰御祝儀之御膳相済退出致候 御意ニー同二日より当番相勤候、朝御膳前より御座之間ニ相詰御相伴致一正月元日当番無之候、同晩御香会御料理召ニ而同役不残罷出候

江被為 出候節当番は御広間江相詰申候、非番之者も御相伴之依非番之同役も御相判被 仰付候事御座候、御料理相済御広間

時は当番同前ニ御広間江相詰申候

但近年は当番斗朝御膳御相伴被 仰付候、非番は不罷出候

三日七日右之通ニ候

一御初野之節当番非番共ニ御供仕候献上物仕候

平日当番之者四ツ時より登 城仕候 御直御暇式は御膳番其

外御側之者を以御暇被下候

一御具足之餅御披之節当番非番共ニ罷出候

但近年は当番斗罷出候

一御発駕之節当番朝御料理御相伴仕候、非番は登 城御目見致退

出申候

御発駕之節当番非番共に御茶橋迄罷出候

御座之間江相詰申候、当番は御相伴仕候、非番は御目見相済退御着城之節は当番非番共に御所野まて罷出候而御跡より登し城

御入部御着城御当日同役無残登 城御規式御吸物冷酒頂戴仕候

出申候

尤御料理御相伴被 仰付候

一不時之御祝儀等ニて御料理被下候節当番非番無差別被為 召候

二之丸江御馬事ニ而被為 出候節当番之者 御意次第罷出候

鉄砲 上覧之節は同役不残罷出候

但近年は当番斗り

御渡野ニ御出之節は当番非番共に登 城当番は御相伴非番之者

は退出致候

但の御帰城之節も同断

一八月十五日朝当番御相伴同晚御月見同役不残被為 召罷出候、

尤献上物仕候

但近年都而御礼相止当番斗四ツ時登

一御格之 御成之節同役不残御供仕候、諸寺院 御成之節も右之

城仕候

通不時 御立寄之節は当番斗御供仕候

一御施餓鬼之節当番斗金之間ニ而御相伴仕候

一御施餓鬼御勤中当番非番共二御広間江相詰申候

一鷹鉄砲 思召を以御免ニ御座候

勤交代の発駕、入部帰城、馬事、鉄砲上覧等々の藩主にかかわる主御相手番の主な任務は、正月行事、初野、社寺参詣、御具足餅、参これが、明和二年の御相手番勤番覚の抜粋である。これによれば、

要な公式行事への相伴ということになる。

そこで次に『和光日記』から、

文化十一年の和光の御相手番とし

主な用務などである。 て見ることにする。抽出する内容は登城等勤番回数、御目見回数、 ての勤務に関連する部分を月ごとに抜き出して、 双方を突き合わせ

月 登城二回 政光二百ケ年供養御礼。 二九日初御目見。家老岡本又太郎へ先祖内膳

月 廻座御目見。 登城一一回 二・五・一七・二〇・二三日御目見。 継目出仕披露。 大小姓御帳披露 引渡

上げる。

藩主義和天徳寺参詣の為、 登城の上先発。

= 月 引渡·廻座登城御目見。 登城六回 州 へ詰め、 三・一五・二〇日御目見。朝御料理御相伴。 御茶橋で見送り。 義和参勤交代の為発駕につき白 (御供老中疋田斎)

四 月 登城一 し上げる。 П 六日御姫様・直千代様へ藩主上着の御歓申

Ŧī. 月 登城一回 五日節句につき御姫様・直千代様へ祝辞。

(同役一同

六 月 嫌伺い。 登城一回 五日土用入りにつき御姫様・直千代様へ御機

月 御姫様代香小田野沖負。 天徳寺にて天祥院一〇〇回忌。東家病気につき小野岡大 御曹司代香渋江和光・御前様代香梅津与左衛門

七

月 登城一回 一六日御二方様へ雲雀御拝領の御歓申し上げ

八

る。

月 登城一回 口 和光実父中風当り直し看病休暇

御二方様へ寒入りご機嫌伺い。

+九

月

登城一

竹千代様逝去、五日間鳴り物停止。

十一月 十二月 登城三回 嫡子勝千代と縁組とのこと。二十一日同役相揃御二方様 十九日岡本又太郎演説。 利瑳姫、 (同役一同) 松平加賀守

へ恐悦申し上げる。二十六日同じく雁御拝領之御歓申し

そして時には廻座の纏め役として動きが散見する。 の座配や藩主への相伴、藩主在府の時は藩主の代参や諸行事の座配、 に係わる記事はあまり見ることはなく、 儀の段取り、城主亡き後の留守居役等滞りなく務めを全うしている。 手紙で登城の命を受け、城中御広間で逝去を知らされる。そして葬 御相手番として家老岡本又太郎、小野岡大和の指揮のもとで、 が役目の中心となっている。義和は翌文化十二年七月に没し和光は 勤務回数も極端に減少し、もっぱら姫君と友千代様お二方への儀礼 この年、 が初登城となっている。文中にある同役とは御相手番のことである。 し一月前半は、忌中の為(前年十二月妻逝去)登城は控え、二九日 その後義厚の代になっても、 以上が『和光日記』に見える文化十一年の勤務状況である。 義和は江戸参勤の為三月には発駕していることから和光の 『和光日記』からは御相手番が政務 藩主在国の時は年中諸行事 このように見て ただ

和光の年代でも該当することを示すものであるといえよう。という「御相手番は前々より御役儀御訴訟之儀無之格ニ候」云々は、き番であった梅津藤馬に対して小野岡宇兵衛と宇都宮四郎が申したである。これは、時代は溯るが寛延二(一七四九)年に新任の御相くると、御相手番の職務は先に示した「勤方覚」とほぼ符号するのくると、御相手番の職務は先に示した「勤方覚」とほぼ符号するの

ように書かれているという。宮義透が享保三(一七一八)年に家老に進言した諸役改革案に次に宮義透が享保三(一七一八)年に家老に進言した諸役改革案に次に次に御相手番相当の家格についてであるが、これについては、今

史料2

一、御相手番

其害数々有之事。根元に相障り、遠くは疎卑をして親貴に踰しむるの明戒に背き、根元に相障り、遠くは疎卑をして親貴に踰しむるの明戒に背き、然候。大禄次第に廻座之内より被仰付候はは、近くは御家風の但、此役之名なしに、御引渡衆を無残右之勤方に被仰付候は可

番は、引渡と廻座から選ばれたいわば藩内のエリートであり、藩主るが、御相手番の持つ意味の大きさが逆に伝わって来る。今宮は、の地位に廻座を入れることによって、家格の秩序が乱れることをこの地位に廻座を入れることによって、家格の秩序が乱れることをこれは、如何にも引渡一番座の家格を持つ今宮らしい進言ではあ

(書) を梅津与左衛門、そして須田内記の三名は後に家老に登用されていた神来の家老候補として育成される者のための役職であると同時に、 為の装置としても機能したと考えるものである。ちなみに、文化十 為の装置としても機能したと考えるものである。ちなみに、文化十 一年時点で和光と共に御相手番を勤めていた六名のうち、石塚主殿 と梅津与左衛門、そして須田内記の三名は後に家老に登用されている。

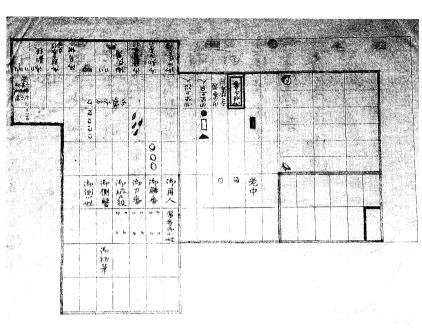
がら、 期以降の政局とのかかわりで、 かにあったのではないか。二人の罷免問題は、 は行かない場合が生じたらしい。これが和光が二回とも梅津外記と そは家格順位そのもであったが、 空間的基準となったのが御座の畳の位置と畳縁である。 の中から御座奉行が任命され詳細な御座配置がなされていた。(②) ける月見の節の御座配置であるが、 わるものである。図3は寛政五(一七九三)年の城中御座の間に を解かれている。その理由は、いずれも御座奉行の役方問題にか 緒に処分された直接的な理由ではある。 渋江和光は、御相手番を延べ二十三年に渡って務めた。 文政四(一八二一)年と文政十一(一八二八)年の二回、 考えて見るべき問題であろう。 時代とともに、 ほかの行事についても御相手番 しかし、 義和なきあとの文政 配座も旧来通りに 本当の理由は 城中座席こ しかしな その お 職 to

図3 寛政5年8月15日御月見座席

内容は、和光自らが出したもの、和光宛のもの、さらには同役(御『渋江和光日記』には、手紙や廻文が几帳面に収録されている。

2

廻文と町触



註)城中諸武御座間等各席略図(A383-30)回印が御相手番席

達の実態の一端を見てみよう。で触れられていることがうかがわれる。ここでは、そうした情報伝で触れられていることがうかがわれる。ここでは、そうした情報伝と言われ、宛て先が複数人に及ぶ場合は廻文形式を取るのが普通でと言われ、宛て先が複数人に及ぶ場合は廻文形式を取るのが普通でと言われ、宛て先が複数人に及ぶ場合は廻文形式を取るのが普通であった。形式的には、個人宛の登城を促す様な命令書は殿付の手紙相手番)宛のもの、無役同列(無役の廻座)宛のものなど実に多様

史料3(殿付手紙と返書)

1

渋

江

堅

治殿

疋田

斎

御用有之候間、明十一日四ツ時登「城可被致候、以上

十二月十日

疋 田 斎様

渋

江

堅

持

2

城可致旨奉畏候、已上御手紙致拝見候、然は御用之義有之候間、明十一日四ッ時登

十二月十日

これは、文政十(一八二七)年、和光が御相手番に再任された時の呼出状であるが、氏名の末尾に殿が付してあるところから殿付手の呼出状であるが、氏名の末尾に殿が付してあるところから殿付手の呼出状であるが、氏名の末尾に殿が付してあるところから殿付手のが出状であるが、氏名の末尾に殿が付してあるところから殿付手のが出状であるが、氏名の末尾に殿が付してあるところから殿付手のが出れば、文政十(一八二七)年、和光が御相手番に再任された時には、文政十(一八二七)年、和光が御相手番に再任された時には、文政十(四八二七)年、和光が御相手番に再任された時には、

史料4(廻座家督への廻文)

輿御免被仰付難有仕合奉存候、 以廻文致啓達候、然は拙者義今日不存寄御相手番被仰付、 右為御知如此御坐候、 乍御六ケ 且乗

敷御順達被下度候、以上

十二月十一日

渋 冮 堅

治

(氏名省略

追啓、御同姓様方へも御伝可被下候

は、 とあるのは別家や分家にも知らせて欲しいとの依頼である。この件 御相手番同士の廻文はしばしばの事で、主として病気治療暇、妻の 手番職) もあるように順達されていったものである。追啓として御同姓云々 の面々に廻文で挨拶旁知らせたものである。廻文であるから文面に 家老の疋田より御相手番を仰せ付けられた和光が、そのことを廻座 番交代等さまざまである。 産褥暇等による勤番の交代、あるいは藩庁よりの呼び出しによる勤 これは、疋田の手紙で登城し、藩主義厚の御目見を済ました上で 久保田在住の佐竹東家を始め上司となる家老、及び同列(御相 や親戚筋には本人が直接あって挨拶している。このほか、

史料5 (町触・公儀被仰渡 次に、藩の町触や幕府の公儀被仰渡にかかわる廻文を見る。

從御評定所被仰渡候御書付、 於御会所写取壱通相廻候間、 御順

> 右之趣、壱丁並支配有之面々ハ其方へも可被申渡候、 焼有之候ハハ、他郷地形たりとも早速駆集消留可申候、 以厳ニ被仰渡候得共、今以不相止不届之至ニ候、 六郡村々野火焼・柴笹焼払・鹿子畑切開候義、 (中略) 以上 野火

割増左之通可受取旨申渡ス 此度東海道関宿、 奥州氏家・大田原両宿困窮ニ付、 (後略 人馬賃せん

戌十二月

右之趣従 公儀被仰渡候間、 ハ其方へも可申渡候、以上 此旨被相心得、 壱丁並支配有之面々

達されていたことをうかがい知ることができると共に組下持の者は、 としなかった町触や公儀被仰渡の伝達が、一町毎に廻文によって順 組下へも下達することが定着していたことが分るのである。 ところ、ほとんどが合致した。こうして同日記からは、今まで判然 十(一八二八) 年の『町触』控と『和光日記』掲載触書と比較した 文中の末尾にある「壱丁」とは和光の居住する中城をさす。 文政

番町役がいて、 なお、享保年間の内町の個々の町名は表2のとおりで、各町に当 廻文等の命令伝達事務を担当していたと思われる。

達被下度奉存候、

以上

御停止之義は前

	农之 文化13(1010)年0级下町大床田の内町各町						
保戸野	牙愛宕町	西根小屋町	手	 下西新町	築地中町	築均	也西町
同	諏訪町	同 中町	同	東新町	長野下新町南町	楢山	山本新丁上町
同	新町	同 下町	同	谷地町	楢山古川新町	同	本新丁下町
同	上中町	穴門	同	御堀端町	同 愛宕下新町	亀田	丁西土手町
同	下中町	上長町	長	野町	田町	同	西土手町末町
同	本町	中長町	同	下タ新町	長野下御堀端町	同	虎口
同	川端町	下長町	同	新町南横町	亀町御堀端町	同	外張御堀端町
同	後町	土手長町	同	新東町	同 本新町	中創	亀町御堀端町
中島	本町	同中町	樂」	也東上町	長野下新町末南町	同	上町
同	中町	同 中横町	同	窪町	楢山虎口新町	同	末町
御鷹	三町	同下町	同	四ツ辻町	同 外張新町	同	南土手町
御台別	听町	中城	同	下東町	同 本町下町	同	東土手町
土手名	分地町	手形山ノ手	同	南横町	同中町		
中谷均	也町	同 御休下町	同	北町	同 本横町		
東根	小屋町	同 本新町	同	上東町	同 上本町		

表 2 文化13(1816)年の城下町久保田の内町各町

註 「久保田分限帳」(25-106)より作成

1 武芸

将を務めるわけであるから、乗馬は欠かせない。 武芸にかかわる記事では、 し会って責馬に輿ずることも時折あったことも記録されている。 かった。 な癖馬を乗りこなすことを心掛け、悍馬に手こずることも稀ではな えることが肝要である。和光は、その為に自宅の内馬場でさまざま を責め鍛えることであるが、平時にあっては何よりも騎士自身を鍛 たのは、 目をひくのが馬術と鉄砲である。まず日常の鍛練として行われてい の間の変化の有無についても知りたいと考えたからである。(き) 象として扱うことにする。二つの年代を意識して検討するのは、 にあたっては同日記の中から、和光の二○歳代の日録を成す文化士 級武士の武士としてのたしなみと教養について述べてみたい。 年のものと、三〇歳代後半の日録である文政十年のものを主な対 まず最初に武芸のほうから見ることにしよう。二○歳代の和光の ここでは、 和光の武と文を垣間見、それを通して幕藩制後期の秋田藩の上 責馬は向かいの梅津小太郎屋敷でも行われ、それぞれ訪問 責馬である。 同日記に散見される武芸や教養関係の記録を読みな 廻座二千九○○石となれば、 武術鍛錬が中心となっている。その中で 責馬は字面では馬 戦陣では当然軍

て飼育している馬の試乗と鍛練であるが、城中二の丸馬場と上野馬

としての正式な乗馬訓練は要馬会である。

これは藩の厩で用場とし

2

れ、和光も積極的に参加している。

さて、三○歳代に入ってからの和光の武芸はどうか。内馬場での、和光も積極的に参加している。

は回数が増え、川口・濁川の両下屋敷は私的な鍛練場として、同におけるヨーロッパ諸列強の動きに連動してか、さすがに鉄砲の訓におけるヨーロッパ諸列強の動きに連動してか、さすがに鉄砲の訓におけるヨーロッパ諸列強の動きに連動してか、さすがに鉄砲の訓でおける。

「は回数が増え、川口・濁川の両下屋敷は私的な鍛練場として、同類及びその家臣の鍛練は矢橋・楢山の大小の星場においておこなわれ、和光も積極的に参加している。

なみとして、随時行われていたものであった。以外は主として番方の勤務を主務とし、無役の者もいる廻座のたし以上、種々の武術の鍛練を見て来たわけであるが、これは、重役

ついて紹介し、その傾向等について若干の検討を加えてみたい。ここでは、前項と同じ方法で和光の学問・教養に関連する記述に

連で、 の一員として矜持を持たせるところにあったと言えよう。 そらく講師役は和光自身が努めたものとおもわれ、その目的は、 それに鈴木正左衛門・勝村勘左衛門・角田宇一等の渋江家家臣が常 通鑑会は文化十一年で月二~三回開かれており、 江家家臣団の教養を高め、 吉宅で行われ和光も必ず参加している近思録会がこれである。 ている講読会や学習会である。 まず二○歳代であるが、 同姓の渋江左膳が客分として時折姿を見せるものである。 佐竹家陪臣ながらも幕藩制社会の支配層 一番目立つ記述事項は、 和光邸で行われる通鑑会と、 主な参会者は和光、 定期的に行われ まず 渋 お

座興的な意味合いもあって、時には懇話会になった。 を興的な意味合いもあって、時には懇話会になった。 を別な意味合いもあって、時には宇都宮四郎も聴講することがあった。参会者は通鑑会とほぼ同じメンバーで月一~二回行われ、であった。参会者は通鑑会とほぼ同じメンバーで月一~二回行われ、であった。参会者は通鑑会とほぼ同じメンバーで月一~二回行われ、を分としてはやはり渋江左膳、時には懇話会になった。 を興的な意味合いもあって、時には懇話会になった。

月四~五回のペースで開かれている。メンバーは荒川才吉・渋江東三〇歳代に入ると、今述べた二つの講読会に変わって綱鑑補会が

表 3 渋江氏の蔵書状況

	1	AC NATION			
書名	冊数	書名	冊数	書名	冊数
十三経註疏	160	小学集成	5	和漢算法大成	7
淵源類凾	2 0 0	近思録示蒙	4	大和本草	1 0
四書大全	4 4	管子全書	1 3	本草綱目	3 9
四書蒙引	2 0	荀子全書	1 0	倭漢三才図絵	7 9
四書集註	2	註解楚辞全集	7	香道秘伝	2
四書大宗集註	6	楚辞義註	8	香道奥之栞	2
四書古義	1 0	唐本類聚考	3	農業全書	1 1
唐書四書大全	2 2	論語序説抄	3	徂徠集	2 0
唐本四書集註	1 5	大学啓蒙集	7	翁問答	3
五経大全	6 0	六論衍義	1	靖献遺言	3
五経集註	1 1 5	六論衍義大意	1	靖献遺言講義	1
五経白文	6	陶淵明全集	3	大和小学	9
易経蒙引	2 4	李太白詩集	1 0	軍法極秘伝書	7
唐本通鑑綱目	1 2 1	杜詩集註	2 4	武家諸法度	1
	1 0 1	唐詩訓解	4	庭訓往来	1
性理大全	1 0 2	大学講義	9	武家厳制録	6
朱子語類	6 0	中庸講義	3	柳営秘鑑	1 1
唐本朱子文集	6.0	論語講義	1 7	善隣国宝記	3
事文類聚	1 0 0	孟子講義	6	本朝文粋	1 5
儀礼経伝通解	1 7	小学講義	4	歴史鋼鑑補	2 4
儀礼経伝痛解 続	2 0	近思録講義	1 0	職原抄	2
大学或問	2	家礼講義	3	歴代官制沿革図補	2
中庸或問	5	楚辞講義	3	度量衡考	1
論語或問	6	書経講義	3	知恵海	1
論語義疏	1 0	春秋左氏伝講義	9	万世秘事枕	3
孟子通鑑綱目	2	礼記講義	1	江戸図鑑綱目	1
文体明弁	4 1	論語	1 5	江戸巡	1
五倫書	7	孟子	1 2	日光名跡志	1
春秋大全	2 8	近思録	9	名医方考	7
詩経説約	1 1	史記評林	2 5	古今名医類案	1 2
詩経古註	5	易学啓蒙	2	眼目明鑑	5
礼記古註	1 0	文論	1	小児医療手引草	3
尚書古註	6	詩論	1	鍼灸重宝記	2
杜註左伝	1 5	日本王代一覧	7	新刀弁疑	9
小学	4	日本人物史	7	耕作起之事	1
小学大全	1 1	貞観政要	1 7	量地指南	8
小学句読	4	本朝改元考	1	検地斗代割合	1

註 1 「渋江氏蔵書目録」 (AH029-7) により作成。 2 これが「同目録」に収録されている蔵書のすべてではなく、ここでは紙数の関係で 主要な蔵書を抜粋するにとどめている。

斎藤四方助等の渋江家家臣が常連となっている。一郎等渋江家に連なる一族を客分として、石井忠四郎・熊谷元吉

らざるところがあったのではなかろうか。 津・渋江両家の右の動きについて、藩当局としては、 学も重視されつつあった。そうした中での、 しているわけである。藩校明徳舘では、このころ実学としての折衷 て、 格であり、 に乗り始めた時期である。このような時期に、秋田藩の廻座の代表 文政期の秋田藩といえば、義和の代に始まった殖産政策が漸く軌道 書を提出した儒者で、産物取立抑制論を展開した人物である。文化・ 実に息長く続けられている。 講釈会は、 和光も小太郎の同意を得て受講することになったものである。この 十三(一八一六)年四月から梅津小太郎屋敷で始められたもので、 合文六すなわち落合東堤による儒学講釈の受講である。これは文化 そして二○歳代から連綿と引き続いているのが、 かかる来歴を持つ者の講釈会を定着させ、これに渋江家も同調 すなわち佐竹義和が幼君ながらも九代藩主を襲封した年に、上 しかも城中の中城町に屋敷を配されている梅津家におい 東堤の滞在期間も含めれば二十日にも及ぶものであるが、 落合東堤といえば、天明五(一七八五 廻座の筆頭格である梅 角間川の儒者落 内心穏やかな

義』、『書経講義』がこれで、安政七(一八六〇)年に信田節斎が講義』、『論語講義』、『近思録講義』、『小学講義』、『詩教講いるので紹介してみよう。『東提先生孟子講義』、『東提先生中庸ところで、当館には、その時の講義録と思われるものが残されて

今後も史料を探索する必要があるであろう。 とからはたして渋江家蔵書の全貌を示しているのかどうかも含めて、 と のみならず目録そのものに、日本の著作物があまりにも少ないこと その一部を、 文化・文政期以降のものであることは間違いないと思われるので、 を大切に考えていたかが一目瞭然である。この目録は、 と、さすが渋江家の蔵書であると思うとともに、 渋江家の学問を知るらえで貴重な史料であり、 している。蔵書目録には四六五件、三二五四冊が収録されているが、(8) 筆』も収蔵している。 写したものである。このほか、文化年間のものである『東堤先生随 と考えられるものもふくまれている。『孟子講義』、『小学講義』、 『論語講義』、『近思録講義』がそれである。この蔵書目録を見る 洋学関係書が皆無であることである。 表3で紹介しておきたい。ただ気になるのは、この表 当館ではまた、渋江家蔵書目録(写)も収蔵 この目録が写本であるこ 中には前述の講義録 同家がいかに儒学 少なくとも

結びにかえて

立場でみれば、興味ある事実がまだまだ発見できると思われるので光日記』の紹介が少なかったと反省している。この日記を社会史の績大であった渋江和光の動きを見ながら述べてきたが、肝心の『和武士の動静を、廻座では梅津家とともに父祖が秋田藩の確立期の功以上、『渋江和光日記』をとおして、幕藩制後期の秋田藩の上級

ある⁽³¹ や 実を見極め的確な改革をおこなった藩主であった。 のように朱子学以外はご法度というような一徹な人物ではなく、 なった松平定信との関係が極めてよかった義和ではあったが、 する九代藩主義和にも通ずるところがある。幕府の寛政改革をおこ 衆は責めない。このような考え方は、 翌年の北浦一揆に際しても「騒立と申候而も申サハ取扱之者不宜よ 候ため也」と為政者としての郡方の方を批判するのである。そして(8) 学問や行動によく現れているといってよい。 く肩代わりするものではないということになるのである。決して民 りにて之事に候」として藩の実務担当者の責任を問い、 げに断ずる感覚は如何かと思われるが、「右等之事も皆郡方甚不宜 ての和光の見方がそうである。これを「つまらぬ事なり」と事もな あらわれる。たとえば天保四(一八三三)年の土崎湊の騒擾につい 巡回については「却而不宜、 いと思う。 はり仁君であったと思われる。 最後に、 和光の考えでは、仁君たるもの、 基本的に和光は儒教的仁政主義者である。 和光の民衆観と時代観について少し触れ、 余り軽々敷事に相当り申候」と反対で 民衆は撫育するものであると 部下の失政のつけを軽々し それは彼の民衆観にも 目指す君主像は それは和光の 結びにかえた 藩主義厚の 定信 現

なる梅津小太郎、 0) かかわりで、 二人が若い時分、すなわち義和の時代では、 有るべき家臣のモデルともいうべき憲忠・政景に連 同じく内膳政光に連なる渋江堅治、 儒教的仁政の実践と この両者に対

する期待は大なるものがあったと思われる。

武士の動向については、 を読み込みながら、更なる検討を加えていきたいと考えるものであ た中で重役たちの動きも一様ではなくなっている様子がほの見える。 になってからの、 一度に渡る御相手番の罷免の意味をも含めて、変革期における上級 しかし、 同じ方向をむいていたのかどうか。 幼君義厚のもとで推進される新進官僚による藩政の展開の仕方 大方の寛恕あるご叱正をいただければ幸いである。 三十代に入り、その言動にも重みをましてきた文政年 両者の時代の変化を見極める目とそれらへの対応 引き続き刊行されて行く『渋江和光日記』 『和光日記』からはこうし

が、

Ł

註

る。

- 1 ①東京大学史料編纂所編『大日本古記録』梅津政景日記一~九 (昭和二十八年~四十一年) ₩ 請求記号A三一二—一三〇] (原本 慶長十七年~寛永十年
- ②新秋田叢書編集委員会編 十八年~四十九年) (原本 第 宝曆七年~安永四年 期 『新秋田叢書』 四~七 一八冊 同 A 74
- 2 ①『岡本元朝日記』 (元禄八年~正徳二年 六四冊 同七一三八〇
- ②『渋江和光日記』 (文化十一年~天保十年 九八冊 同A二八
- 『宇都宮孟綱日記』 (天保十二年~安政四 同AS三一二一四五
- $\widehat{4}$ 3 『国典類抄』前編軍部十一 · 渋江和光日記」小考(秋田県公文書館『研究紀要』第五号所収) 「大坂御陳」 (同AS二〇九-一七

- 5 『当用式』全 屋敷割御定之事(同AT二〇九-五三)
- 6 --七五-三九 『国典類抄』前編嘉部三十九 「引渡回座起之事」(同AS二〇九
- 7 『久保田分限帳』写(同二五―一〇六)石塚源之進
- 8 『御亀鑑』秋府三二 正月元日の条 (同AS二八九―一八―一)
- 9 順列」(同AS二〇九-一七五)」 『国典類抄』前編嘉部三十九「引渡一番座二番座及一同列座附廻座
- 10 『秋田藩執政年代調』(同A三一七―二八)
- $\widehat{11}$ 『秋田県史』第二巻近世編上一〇六頁
- $\widehat{12}$ 『御国目付下向之節指出候御城下絵図』(同県C-一七九)
- $\widehat{13}$ ○年を数える。 疋田父子の家老職経歴は父定常が在職二〇年、息子の定綱が在職三 研究』で詳しく論じている。また前述『秋田藩執政年代調』よれば 疋田定常の動向については、加藤民夫氏が、主著である『明徳館の
- $\widehat{14}$ 加えて判断してほしいところである。 づけと、城下町の軍事的・政治的機能との相関性についての論及も 曲に配されていることから、秋田藩の儀礼空間すなわち座格の位置 保田の都市景観」『あきた史記』所収)。一般論としてはうなずけな 表現しているということができるだろう」と論じている(「近世久 の「儀礼空間を都市空間に反映させたもの」で「近世の社会秩序を これについて、渡辺浩一氏は、上級家臣が城に近い場所に位置する い訳ではないが、廻座の高禄者が上下両中城に、一門や引渡が三ノ のは、藩主謁見の際の城中座席と照応するのではないかとし、城中
- <u>16</u> <u>15</u> 刊本『渋江和光日記』第一巻巻頭概説
- 『国典類抄』後編嘉部四八「御相手番」(同AS二○九−−七六−
- 18 17 『渋江和光日記』一~四(同A二八九-三一九-一~四
- 『国典類抄』後編嘉部四八「御相手番」(同AS二○九-七六-四八)
- 19 秋田県『秋田縣史』第二冊 四〇一頁

- $\widehat{21}$ 20 『秋田藩執政年代調』(同A三一七―二八)
- 『城中諸式御座間等各席略図』(同A三八三-三〇)
- $\widehat{22}$ 『渋江和光日記 』 五二巻(同A二八九-三一九-五二)
- 23 同同 右 右 五三巻(
- 四二卷(同A二八九一三一九一四二)

25 $\widehat{24}$

- ② 同 ① 同 右 五〇巻・五一巻・五二巻(同A二八九一三一九一 一巻・二巻・三巻(同A二八九―三一九―一・二・三)
- 五〇・五一・五二

26

右 二巻
文化十一年五月二十六日の条

(同A二八九一三:九一二)

- 27 渡部紘一「秋田藩における国産奨励政策の展開」(『秋大史学』三 五号所収)
- 28 ①『東堤先生孟子講義』 (同七一二七六)
- ②『東堤先生中庸講義』 (同七一二七五)
- ③『論語講義』 (同七一二七四)
- ④『近思録講義』(同七一二七七)
- ⑤『小学講義』 (同七一二六八)
- ⑥『詩経講義』 (同七一二六九)
- ⑧『東堤先生随筆』(同七―二七三) ⑦『書経講義』(同七―二七〇)
- 『渋江氏蔵書目録』(同AH○二九−七)

『渋江和光日記』七三巻 八月一八日の条(同A二八九―三一九―七三)

30

29

32 31 を善くするの事にあらざるはなし」と記しているという。(刊本 義和の遺書『如不及斎別号録』に際して定信は序文を寄せ「毎に予 と言論反復を共にせるは、 『渋江和光日記』七五巻 二月二七日の条(同A二八九-三一九-七五) 道を修め、 義を明らかにし、民を撫し俗

『国典類抄』第一巻解題

(古文書課長 わたなべ こういち)

秋田県公文書館における地域史料の調査と収集

はじめに

秋田県史の編纂と地域史料の調査と収集

1 秋田県歴史資料目録の刊行 秋田県史の編纂と史料調査

2

秋田県公文書館における地域史料の調査と収集

1 史料所在調査について

史料の収集について

秋田県内の市町村の状況

県内市町村史等の刊行状況

公文書館と市町村の史料保存担当者との連携

おわりに

は じ め に

つある。一つは親機関である県庁からの公文書の引継、もり一つは 都道府県立文書館における史料の収集の方法は、大きく分けて二

ぐりたい。

佐

藤

隆

史料原蔵者である個人からの寄贈・寄託などである。当館では、引

あるいは場合によっては借用という方法もあるが、当館では現在そ 古文書課となっている。寄贈・寄託のほか、購入やマイクロ収集、 継公文書の所管は公文書課であり、寄贈・寄託の個人文書の所管は

れらの方法はとられていない。

できない史料もある。当館では開館以来、 域の史料の調査が行われたが、その後断絶し、現在その所蔵が確認 各市町村の史料所在の状

秋田県内では、昭和三〇年代の『秋田県史』の編纂に伴って各地

況を調査しており、平成十一年度で県内市町村の約八割を終了した。

を数えた。 また、各市町村の史料保存担当者を集めた協議会を実施し、第四回

収集に関する秋田県公文書館の取り組みを報告し、今後の課題をさ るが、地域文書館の持つ大きな役割の一つである地域史料の調査・ 在状況をどう市町村にフィードバックするかなど、様々な課題はあ 史料の現地保存主義との兼ね合いをどうするか、集めた史料の所

秋田県公文書館における地域史料の調査と収集

資料1 『秋田県史』編纂に関わる保存簿冊(公文書書庫収蔵、未公開)

①文書統計課事務簿=県史編纂関係	綴(昭和31~38) 24冊
②歴史資料収集協議会関係綴(昭和	36∼38) 3 ∰
①+②県史編纂・歴史資料協議会	関係綴(昭和39~46) 7冊
③県史原稿(筆者自筆原稿) 名	冊形態 72冊、封筒入り 30袋
④目録·翻刻原稿類	目録 6冊、翻刻 27冊
目録 ・武家史料目録(湯沢・植	手) ・秋田・南秋田郡内所在史料目録
・北秋田郡・山本郡内所名	史料目録 ・由利郡内所在史料目録
・雄勝郡内所在史料目録	・仙北郡内所在史料目録
翻刻 ・下川沿佐藤文書	亀田小川文書・阿仁片岡文書
・清水寺田文書	飯澤鈴木文書 (一) (二)
・入江氏文書	滑川文書・小笠原文書
・横手古澤文書	湯沢佐貫文書・増田安倍文書
• 今戸遠藤文書	糸井氏文書 ・秋田家文書
・内黒瀬鎌田文書	確保吉尾文書 ・上肴町山田文書
• 久保田鍛冶町記録	久保田米澤町記録 (一)
・楢岡氏系譜 全	富樫氏系譜 ・大友文書抄
児玉辰右衛門日記別冊総	• 醍醐村肝煎日記
• 能代市高橋日記抜抄	• 蓮沼舎翁 年中運気考抄

秋田県史の編纂と地域史料の調査と収集

1 秋田県史の編纂と史料調査

『秋田県史』は、

旧版が大正四~七年にかけて七巻(藩治部三巻、

調査では、 十三年から在方資料調査が行われたことに始まる。県史の在方資料 細を知ることはできない。 るが、 県治部四巻) から類推すると、県史の編纂に伴う史料調査は次のようであった。 教学編)が刊行された。すでに新版刊行後四○年近くを経過してい て一六巻(通史編七巻、 秋田県内の史料調査が本格化したのは、 戦後の県史編纂に関わる資料はほとんど残されておらず、その詳 資料を借用し必要なものは筆写した上で返却しており、その際 新しい県史の編纂計画はない。 県内に九人おかれた参与を中心とした活動であったらし が発刊され、 資料編六巻、考古編、 当館に残された事務関係簿冊(資料1① 戦後新版が昭和三十六~四十一年にかけ 県史編纂に伴って昭和三 民俗・工芸編、文芸・

収集協議会(会長は副知事)に発展し、各地域に調査員を任命し、この調査は、県史の刊行が始まった昭和三十六年には、歴史資料に残されているに過ぎない(資料1④)。

れていたと思われ、その筆写資料の一部と思われるもののみが当館

なお、この調査で筆写されたものは、

県史執筆者の段階でとどめら

の公借証や返却の催促状などのやり取りが記録として残っている。

が昭和三十九年から年一冊のペースで刊行されていった。 ため、 クを迎えることになる。 は全て当館に移管)が行われ、一方で市町村史の編纂は最初のピー まった。調査に伴い県立図書館に六件の史料群の寄贈・寄託 ようであるが実現せず、さらに図書館内に資料部もおかれなかった もなされ、 書館内に資料部をおくこととした。 併用し、 その調査員の報告に基づいて目録を作成するという形を取ることに このような形で、昭和三〇年代後半から各地域の資料調査がはじ 体系的な史料の収集は行われず、その成果も残されなかった。 調査の方針としては、 購入は避ける」というものであり、 既につくられていた山口県文書館の視察なども行われた 資料調査の内容は、 「委託を第一に考え、これと写真を この段階で文書館をつくる提言 収集場所として県立図 「秋田県歴史資料目録 (現在

4 秋田県歴史資料目録の刊行

集の内容については、資料2を参照してもらいたい。以来、平成五年に当館が開館する前年まで、全二九冊を数える。各「秋田県歴史資料目録」は、昭和三十九年に第一巻が発刊されて

直接調査をした資料の目録の二本立てで構成されていた。第七集までは、市町村の調査員の報告に基づく目録と、協議会が

まれることとなった。からは秋田県立秋田図書館に設置された古文書係を中心に目録が編からは秋田県立秋田図書館に設置された古文書係を中心に目録が編その後、昭和四十七年に歴史資料収集協議会が廃止され、第八集

古文書係の設置によって、収集場所としての県立図書館が位置

れている)。 五十一年の五年間で八件を数えた(この史料群も全て当館に移管さけられたことにより、図書館への文書の寄贈は、昭和四十六年から

この段階で頓挫したといってよい。この段階で頓挫したといってよい。との段階で頓挫したといってよい。を見かなしては、昭和五〇年代から市町村史編纂が本格化した事実がある。しかし、自治体史編纂は全県的に一斉に展開した訳ではながある。しかし、自治体史編纂は全県的に一斉に展開した訳ではないある。しかし、自治体史編纂を転載する形になった。その段階で頓挫したといってよい。

同年十一月の当館開館に伴い、図書館古文書係の職務は当館古文書平成五年三月の第二九集を最後に歴史資料目録の編纂は終了し、

課に引き継がれることとなった。

いう形となり、全県的な情報が集約されることはなかった。めまでであり、その後は各市町村による自治体史編纂による調査とは、実質的に調査による目録として機能したのは、昭和五○年代初秋田県内の史料所在目録としては唯一のものである歴史資料目録

されている。館施設も多いが、一方で資料の散逸や現状破壊を促したことも指摘解の収集と保存に大きく影響し、収集の成果をもとに作られた文書昭和三○~四○年代の全国的な都道府県史編纂の動きが、地元史

秋田県においては、県史編纂の動きが県内史料の収集に直接結び

資料 2	「秋田県歴史資料目録」(第1~29集)の内容	注)☆は現在当館所蔵
• 第1集	(昭和39年1月)秋田県歴史資料収集協議会発行	
	市町村調査員報告文書(昭和町役場ほか)	1,795点
1 3 13	☆山崎文庫	673点
	矢島文書(藩政時代)	
	☆県庁文書(藩政時代)	351点
・ 笠 ? 作	(昭和40年1月)秋田県歴史資料収集協議会発行	2,161点
	市町村調査員報告資料(増田町役場ほか)	1 CO1 F
	☆秋田県庁所蔵資料(明治 5 ~29年)	1,681点
	(昭和42年1月)秋田県歴史資料収集協議会発行	3,358点
门谷	市町村調査員報告資料(☆吉成文書ほか)	1,031点
	協議会直接調査資料	
	辻兵吉所蔵資料(秋田市大町) 三法世典三共2014(秋田市大町)	1,024点
	三浦盛典所蔵資料(秋田市金足)	1,517点
	その他(上肴町文書ほか)	539点
h-h- , #4-	☆秋田県庁所蔵資料(明治30~37年)	920点
	(昭和43年3月) 秋田県歴史資料収集協議会発行	
内容	市町村調査員報告資料(東成瀬村資料ほか)	2,230点
	協議会調査資料(上法久雄家資料ほか)	2,848点
	(昭和44年3月)秋田県歴史資料協議会発行	
内容	市町村調査員報告資料(天徳寺文書ほか)	2,348点
	協議会直接調査資料(☆長岐文書ほか)	1,986点
	(昭和45年3月) 秋田県歴史資料収集協議会発行	
内容	市町村調査員報告資料(柳南文庫ほか)	1,761点
	協議会直接調査資料(誓願寺文書ほか)	1,765点
第7集	(昭和46年3月) 秋田県歴史資料収集協議会発行	
内容	市町村調査員報告資料(六郷町文化財目録ほか)	1,388点
	協議会直接調査資料(警察史資料ほか)	1,577点
	<発行が協議会から県立図書館になる>	
•第8集	(昭和47年3月)秋田県立秋田図書館発行	
	第志の報告による調査報告資料(山本町役場文書ほか)) 1,413点
, , ,	文書係直接調査資料(原武男所蔵文書ほか)	2,279点
• 第 9 集	(昭和48年3月)秋田県立秋田図書館発行	2,219,77
内容		600点
1,113	図書館保管・所蔵文書(☆湊文書、☆落穂文書ほか)	3,715点
• 第10年	(昭和49年3月)秋田県立秋田図書館発行	5,715点
内容		9 720 £
1 1 3 2 3	図書館保管・所蔵文書(☆雄勝町安東家文書ほか)	2,738点
• 笋11隹	(昭和50年3月) 秋田県立秋田図書館発行	1,656点
	県内所在文書(本荘市古文書目録ほか)	000 h
门谷		880点
	図書館所蔵文書 (☆山崎文庫目録ほか)	1,240点
	<調査員の報告から自治体史編纂室の目録の転載となる	5>
・第12集	(昭和51年3月)秋田県立秋田図書館発行	
	本荘市古文書目録(木村文治郎氏所蔵文書ほか)	1,529点
	矢島町古文書目録第二集 (矢島町文化財調査会編)	327点
	The second secon	00.711

The state of the s	_
二ツ井町史資料(二ツ井町史編纂委員会編)	274点
秋田市・伊藤清兵衛家文書	109点
金浦町・佐藤与惣右エ門家文書	41点
• 第13集(昭和52年 3 月)秋田県立秋田図書館発行	
内容☆元禄家伝文書(系図類をまとめたもの)	2,495点
• 第14集(昭和53年3月)秋田県立秋田図書館発行	
内容 山本町所蔵古文書目録(山本町史編纂委員会調査)	1,706点
本荘市古文書目録(本荘市史編纂委員会調査)	656点
神岡町・斎藤正一氏所蔵文書	40点
西仙北町・深浦次郎氏所蔵文書	36点
•第15集(昭和54年3月)秋田県立秋田図書館発行	2014
内容公渡部斧松文書(上)	2 702 =
• 第16集(昭和55年3月)秋田県立秋田図書館発行	3,723点
内容☆渡部斧松文書(下)	3,704点
・第17集(昭和56年3月)秋田県立秋田図書館発行	
内容 秋田県歴史資料目録収載所蔵者名目録(第1~16集分)	
日本武道文庫分類目録、石井文庫図書目録	
栗田文庫分類目録、合同文庫図書目録	
・第18集(昭和57年3月)秋田県立秋田図書館発行	
内容 千秋文庫史料目録(東京都千代田区九段南)	
☆山本郡沼田村文書目録(峰浜村)	847点
工 藤 文書目録(合川町)	1,241点
・第19集(昭和58年3月)秋田県立秋田図書館発行	, , , , , , , , , ,
内容 鳥海町所在資料一(鳥海町町史編纂委員会編)	2,332点
・第20集(昭和59年3月)秋田県立秋田図書館発行	2,002,
内容 鳥海町所在資料二(鳥海町町史編纂委員会編)	3,993点
·第21集(昭和60年3月)秋田県立秋田図書館発行	5,555 _A
内容 出羽国秋田郡南比内大葛金山荒谷家文書目録(国立史料館蔵)	
☆小坂町立総合博物館郷土館所蔵資料目録	CEO 占
☆山本郡塙村文書目録	653点
☆山本郡塙村枝郷横内村白鳥家文書目録	113点
	309点
・第22集(昭和61年3月)秋田県立秋田図書館発行	
内容 本荘市史編纂室収集資料ー〜二(鈴木専太郎家文書ほか)	4,973点
·第23集(昭和62年3月)秋田県立秋田図書館発行	
内容 本荘市史編纂室収集資料三(加藤剛家文書ほか)	1,994点
・第24集(昭和63年3月)秋田県立秋田図書館発行	
内容 本荘市史編纂室収集資料四(鎌田定明家文書ほか)	1,954点
・第25集(平成元年3月)秋田県立秋田図書館発行	
内容 本荘市史編纂室収集資料五(田口隆久家文書ほか)	1,791点
・第26集(平成2年3月)秋田県立秋田図書館発行	
内容☆佐竹文庫目録四(角館佐竹家旧蔵文書追加分)	
青柳清家文書(角館町下延)	531点
・第27集(平成3年3月)秋田県立秋田図書館発行	
内容 本荘市史編纂室収集資料六	
斎藤昭一郎家文書(由利郡仁賀保町)	2,491点
·第28集(平成4年3月)秋田県立秋田図書館発行	2, 101,
内容 本在市史編纂室収集資料七~八(池田祐次家文書ほか)	1,459,E
·第29集(平成5年3月)秋田県立秋田図書館発行	1,400//A
内容 本荘市史編纂室収集資料八(大竹部落文書ほか)	1,256点
179 中4甲人們発生体本具作八(八竹即俗人育はか)	1,200,1.

在情報は目録として蓄積されたが、それも一時期および一部地域につかなかったし、文書館施設の建設にも直結しなかった。史料の所

前提とならざるを得ないのである。 秋田県歴史資料目録しかなく、すべての史料所在調査はこの目録がしかし、現在残されたものとして史料所在状況をまとめたものは とどまったというのが現状である。

一 秋田県公文書館における地域史料の調査と収集

- 史料所在調査について

う点に欠けていた。 ていったため、各市町村の状況を中央センターとして把握するといし、図書館所蔵資料と自治体史編纂室の目録の転載という形になっし、図書館所蔵資料と自治体史編纂室の目録の転載という形になっ

びていた状況であった。 係の仕事が当館に引き継がれたが、県内の史料所在の情報は既に古およそ二〇年後、秋田県公文書館の開館によって、図書館古文書

ち五四市町村を終え、残り一五町村となっている(調査内容につい一○市町村を目処に行い、平成十一年度までで県内六九市町村のう始することとし、「史料所在調査収集要領」(資料3)が定められた。一年間でそのため当館では、県内における史料所在を確認する作業から開

ては文末の参考1を参照)。

たり、 料所在調査票(資料4)にまとめる。 は変わるが、原則的には前述の通りである。 人宅を教委で全く把握していない場合もあるため、その都度やり方 料館等)が別にある場合は、そちらを見せてもらう場合もあり、 史料を見せてもらう、という形である。 文書の所在状況を確認し、 もらう。当日は一市町村一日行程で、午前は教委で状況を直接聞 調査の具体的やり方は、 直接保存している史料を確認し、 まず市町村教委に連絡し、 市町村で掌握している個人宅を紹介して 文書保存施設(公民館や資 午後は個人宅に伺って所蔵 調査後、 その内容は史 市町村内の古 個

要があると思われる。 ての観点から、近世期に拘らず、 するが明治以降の文書は軽視する傾向がある。 らいがあり、往々にして教委や個人宅でも、 治以降の近現代文書や行政文書に関するアプローチが弱いというき 性紙封筒による整理のやり方はだいぶ浸透してきているようである。 いる中性紙封筒を渡して、当館の保存方法を説明しているので、 範囲で回答し、 の目的になる。 る訳ではなく、教委であれ個人宅であれその概要を知ることが第 しかし、史料所在調査は古文書課のみが担当して行っており、 したがって、 保存環境の向上に関して助言する。当館で使用して さらに保存についての問い合わせがあれば、 調査とはいっても実際に史料を全て一点一点調査す 広く史料の保存に関わっていく必 近世の古文書は大事に 今後は歴史資料とし わかる

資料 3 史料所在調査収集要領 (1993.9.30)

1、所在調査の目的

本県の歴史資料は、本館が所蔵するもののほかに、県内外の諸機関、個人で所蔵されているものが多くある。それらについては、その所在が明らかで目録等も整備されているものもあるが、多くは未整理の状態であったり、所在が明らかでないものも少なくない。本館は既存の史料を保存利用するだけでなく、それら未発見・未整理の史料の発掘・整理を行い、本県の歴史研究の発展に資する責務がある。そのためにこの要領を定め、計画的に県内外の本県関係史料の所在調査を実施する。

2、調査の対象

現秋田県領域の歴史に関係する文書、記録、絵図等の史料のすべてを調査の対象にする。時代も特に限定しない。

3、調査の観点

- ①史料の所在(所蔵者、住所)
- ②史料の原所蔵者及び原所蔵地の確認、現所蔵者への伝来の経緯
- ③史料の性格(武家文書、肝煎文書、町方文書、商人経営史料、企業史料等史料の形態・内容・ 伝来等に即して概括的に記述する)
- ④史料の保存状況(収蔵場所、収蔵方法、文書の汚損・破損の状況、補修裏打ち等の処理状況)
- ⑤史料保存の将来的展望
- ⑥ 当該地域・市町村の対応
- ⑦史料の寄贈・寄託の意思

4、所在調査の報告

所在調査帰任後、次の項目について報告書を提出するものとする。その報告にもとづき、その後の処理について協議するものとする。

- ①調査先(住所、氏名、機関名、責任者名、電話番号)
- ②調査目的(調査に至る契機、斡旋者、事前情報の有無・内容、事前準備)
- ③所蔵史料の保存状況(所蔵場所、保存容器、汚損・破損・虫害・湿害の状況、整理状況)
- ④所蔵史料の概要(史料の伝来の経緯、史料の性格、形態、数量等)
- (5)所蔵史料の利用状況 (過去・現在の利用の経歴)
- ⑥今後の保存管理の見通し

5、史料の収集

①現地保存の原則

史料の保存は、その史料の原所蔵者、原所蔵地に保存されるのが史料価値の観点から最も ふさわしい。しかし原所蔵者、現所蔵者の史料に対する関心、収蔵施設等の問題から現所蔵 者による保存が無理な場合は、次善の策として居住市町村の公的機関に保存管理をゆだねる ことが望ましい。さらにその市町村での収蔵施設、史料整理能力等に難点がある場合には、 本館での収集保存を考える。

②原史料の収集

本館で原史料を収集する場合は、その史料が廃棄・損亡の危機にあり、現所蔵者に寄贈あるいは寄託の意思があること、当該市町村の公的機関での保存が無理であること、史料の性格上県で保有することが適当であること、のいずれかの条件に合致した場合とする。原史料の寄贈・寄託の場合は、別に定める寄贈・寄託の規定によることとする。

③複製物による収集

原史料を収集しないときは、マイクロフィルムに撮影して複製物として収集することとする。その場合、本館が一時借用して撮影するか、現地で撮影するかは、現所蔵者と協議して 実施する。

6、史料の整理

①収集史料の整理

別に定める古文書整理要領による。

②複製物による収集史料の整理

前記古文書整理要領に準じて整理を行い、目録を作成し、その一部を現所蔵者に寄贈する こととする。

③収集史料の一般公開

寄贈・寄託史料の場合は寄贈・寄託の際の取り決めに従い、複製史料の場合は原史料の所蔵者の了解のもとに行うこととする。

日調査)

月

収集費を請求した)。

•			
①市町村名	[市町村番号]	市・町・村
②調査先	機関名		
	個人宅		
	住所		
	TEL		
③応対·紹介者			
④史料所蔵者	氏名		
(原所蔵者)	住所		
	TEL		
⑤史料の概要			
⑥史料保存状況			
⑦史料利用状況			
8保存管理			
の見通し			

集の予算がなかったが、 社会教育課・県立図書館の三者協議で「過去に県外へ流出した重要 来毎年行っている。県外史料の収集については開館前の文書広報課 査から収集の段階へと入りつつあるといえる(これまでマイクロ 史料はできるだけマイクロ収集に努める」としており、 県外の史料所在状況 平成十二年度予算見積ではじめて県外史料 (資料5) についても、 同様に開 そろそろ調 館以

いる。 るようになってきた。 論の中核を担っており、 史料整理論に対する批判から生まれたものであり、最近の史料整理(3) でもフィールドワークによる史料の『現状』を重んじるべきとして 提唱しており、 状』に基づいた史料群の構造分析をその最終目的とし段階的整理を とする「現状記録論」 なお、 安藤氏のいう段階的整理の四段階 「記録史料学的整理論」 いずれの立場でも、 史料調査については、 吉田氏は安藤氏の方法を文書館学的として、 の二つの考え方がある。 それらに基づいた実践報告も数多く出され Ł 形態による荒仕分けを行ってきた従来の 房総史料調査会の吉田伸之氏を中心 国立史料館の安藤正人氏を中心にす (①概要調査、 安藤氏は史料の『原 ②内容調査、 あくす

のであり、 構造分析、 吉田氏の①所在調査、 ②現状調査、 ④多角的検索)と、 史料整理のほんの端緒に過ぎない。 ③内容調査) 安藤氏の①概要調査の予備調査に該当するも 吉田氏の野外調査の三段階 で見てみると、 中心となるべき、 当館の所在調査は、 (①所在

資料 5 県外史料調査の状況

平成6年度 盛岡市中央公民館(担当:菊池)※複製絵図作成のための基礎調査

平成7年度 千秋文庫・国立史料館(加藤民・菊池)

お茶の水図書館(伊藤・越中)※真壁文書の調査 東北大学附属図書館(〃)※秋田家文書の調査()

東大史料編纂所(加藤民・須藤)※秋田藩採集文書等の調査

謙堂文庫(〃)

平成8年度 札幌・上松家文書調査(伊藤・煙山)

東大史料編纂所(伊藤・加藤昌)※秋田藩関係史料の調査①

(2)

平成9年度 東大史料編纂所(伊藤・加藤昌)※ "

国立史料館(") ※佐竹南家文書の調査①

平成10年度 国立史料館(渡部・加藤昌)※ " ②

千秋文庫(〃)※佐竹文書(宗家)の調査

平成11年度 国立史料館(佐藤・加藤昌)※佐竹南家文書の調査③

国立公文書館(〃)※秋田県関係史料の調査

茨城県立歴史館(//)

栃木県立文書館(〃) 〃

福島県歴史資料館(佐藤・平田) // 東北大学附属図書館(//)※秋田家文書の調香②

資料 6 寄贈及び寄託受入れ要綱(1994.1.5)

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県公文書館管理規則第6条の規定に基づき、古文書の寄贈又は寄託の 受入れ等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申込み)

第2条 古文書の寄贈又は寄託を受けるときには、古文書寄贈(寄託)申込書(様式第1号)に よるものとする。

(寄贈古文書の受入れ)

第3条 寄贈された資料を受入れたときは、目録を添付し、寄贈古文書受領書(様式第2号)を 交付するとともに、感謝状(様式第3号)及び記念品を贈呈するものとする。

(寄託古文書の受入れ)

第4条 資料寄託契約書(様式第4号)に目録を添付し受託するとともに、感謝状を贈呈するものとする。

(寄託契約の期間)

第5条 寄託契約の期間は、おおむね10年以上とする。

(寄贈及び寄託文書の管理)

- 第6条 寄贈古文書、寄託古文書の整理、保管及び補修については、既に収蔵する公文書館の古文書と同等に行うものとする。
 - 2 館長は、寄託古文書の通常の管理に必要な経費を負担するものとする。

(寄託古文書の利用)

- 第7条 館長は、寄託古文書の複製物作成、出版については、既に収蔵する公文書館の古文書の 例に準じて行うことができるものとする。ただし、館外貸出しについては寄託者の承諾を得た ものに限り許可することができるものとする。
 - 2 前項の条件は、寄託者の申出により特約を付与することをさまたげないものとする。

(損害賠償の免除)

第8条 天災地変その他不可抗力により寄託古文書が損害を受けたときは、その損害を賠償しないものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、古文書の寄贈及び寄託に関し必要な事項は、館長が別に 定める。

調査への関わりを深めていかざるを得ないであろう。上で、さらに市町村を主体とする概要調査(現状調査)と次の内容況を把握しその情報をまとめることが第一義であるが、今後はそのの後の本調査は市町村にお任せの状態である。現在は各市町村の状

を変えないことは二つの整理論の要諦である。とこでは原状と現状についての認識の違いはあるものの、それた立脚点の違いであり、実際の調査ではケースに応じていずれかが生かされていくことになるのであろうが、重要なのは「原秩序保存生かされていくことになるのであろうが、重要なのは「原秩序保存生かされていくことになるのであろうが、重要なのは「原秩序保存生かされていくことは二つの整理論は、両氏の言うように対立するものではなく、理想

関わりの中で求められているということである。破壊をいかにして防いでいくか、それが文書館施設の地元史料への取りによる史料群の破壊、形態別・主題別・年代別分類による現状取野善彦氏の『古文書返却の旅』に見られるような、史料の抜き

力入手し、 などを写真撮影して記録として残している。 0) 等をあげることができるであろう。当館の調査では、史料一点ずつ いこと、現状記録をきちんと残す形で調査を行うこと、保存のため 撮影はしないが、 助言をすること、 さしあたっての調査の要点としては、 その時点での史料の全体像を残すようにしている。 その後の対応のために地元教委と連携すること、 史料の状況、 保存場所、 史料群のまとまりを崩さな また、 全体のまとまりの様子 目録があれば

> るかもしれない。 ことも調査の大事な一環と考えている。 うまでもない。そのためパンフレットを持参し、 味も大きい。 かである。 合もあり、 知が低い現状にあって、公文書館そのものについての啓蒙という意 えず六九市町村を全て一巡するという方針を立てて取り組んでいる。 巡した後が本当の意味での史料所在調査の段階にはいることにな さらに当館の史料所在調査の意義としては、 関係機関でさえそうであり、 名前を知っていても仕事の中身まで知っている人はわず 市町村教委の中には公文書館自体を知らないという場 その意味もあって、 史料所蔵者である個人はい 公文書館に対する認 当館の説明をする とりあ

今後は新しい史料整理論をもう少し意識した調査、例えば、史料の現状の記録を詳細に取る、保管場所と保管状況を記録し史料の保存や補修についての方策を所蔵者ときちんと話し合う、その後の具体的な調査についてより緊密に連絡を取り相談にのる、といった方法をとる必要がある。当然といえば当然のことであるが、それを意法をとる必要がある。当然といえば当然のことであるが、それを意法をとる必要がある。当然といえば当然の見状保存に大きく影響であるう。

所蔵者と史料保存・研究に携わる者との人間的信頼関係と協力こそしないよう、常に目配りしておくことが求められ」ており、「史料料保存機関や教育委員会、研究者は、当該地域の史料が湮滅・散佚料の始まりに過ぎない。しかし、大藤修氏の言うように「地元の史以上のように、現段階での当館の調査は史料整理という意味では、以上のように、現段階での当館の調査は史料整理という意味では、

関係と協力を築き上げる地道な作業の途中なのだといえるのではなも大切」なのであり、その意味では当館の現状はまさに人間的信頼が、史料を社会的・文化的遺産として後世に伝えていく上で何より

- 史料の収集について

かろうか。

市町村の公的機関の保存、最後に当館での収集という順となる。まず原所蔵者(現所蔵者)の保存を第一とし、次善の策として居住当館の「史料所在調査収集要領」にも明記されている。したがって、「原史料については所有者保存又は地元公共的保存機関による保存上料収集の原則としては、前述の開館前年の三者協議において

のある地域で保存されるという原則は、つねに確認されなくてはな料の現地保存主義を第一に優先して、かつその文書がもっとも関係ある」とし、保存機関における史料の受入れについても、「各機関の性格にもとづく収集方針で史料の収集が施行される場合でも、史がの性格にもとづく収集方針で史料の収集が施行される場合でも、史料の現象について、国立史料館編『史料の整理と管理』でも、史料の収集について、国立史料館編『史料の整理と管理』でも、史料の収集について、

有権の移動を伴わない寄託は史料の受入れの上では便があるが、利文書の寄贈及び寄託受入れ要綱」(資料6)に定められている。所収集の方法は寄贈と寄託である。その具体的な受入れ方は、「古

らない」としている。

寄贈・寄託件数は六件(資料7)と、他県の機関と比べると非常に大きな理由としては館蔵史料整理の進捗状況などから、開館以来の現地保存の原則、寄託より寄贈を中心にしている点、さらに最もだけ避け、はっきりと所有権の移動する寄贈を主にお願いしている。用における制限や契約終了後の問題等から、当館では寄託をできる

少ない数となっている。

う寄贈は受けづらいという面もあるとのことである。
でいるが、その方が史料を収集しやすく、寄贈にした場合の県有財産としての処理がなく受け入れやすいという面があるということである。例えば栃木県立文書館は大半が寄託史料となっがあるようである。例えば栃木県立文書館は大半が寄託史料となった。また、茨城県立歴史館では財団のため、財産権の移動が伴めるようである。

時期にさしかかりつつあり、積極的な収集に対応できる館内の体制 公文書館の大きな役割といえよう。 を優先させ寄贈だけを受け入れるという、 整理が第一にあり、受け入れざるを得ない場合も、 極的に収集することによって、地元史料を守ることに貢献するのも た立場ということにもなり、 をとっていることになる。見方によっては、 いう点に関わっているのであろう。当館の場合は、まず所蔵史料の 的かどうかという館の姿勢が、 寄託より寄贈の方が数が減るのは確かであり、 開館以来一定の年数が過ぎてからは積 寄贈と寄託のどちらを重視するかと その意味では現在、 ある意味では頑なな立場 自館の都合のみを考え 収集に対して積 公開利用の便宜 その転換

資料 7 開館後の寄贈・寄託史料リスト (6件)

受入	年月	史 料 群	名 点	数	寄贈·寄託者	整理状況
①H 6	2月	児玉辰右衛門文書		40点	八竜町・児玉英三氏	整理済
2 "	6月	吉成文庫	1	,821点	角館町・吉成一樹氏	整理済
3H 7	9月	鎌田家文書		26点	秋田市・井上隆明氏	整理済
4 H 8	9月	伊沢慶治氏収集資	料 約3	,000点	横手市•伊沢美佐子氏	未整理
⑤H11	4 月	吉田家文書	彩	5100点	ニッ井町・吉田敏氏	"
6 "	9月	桐沢家文書(※)		4 点	秋田市・桐沢京子氏	整理済

※博物館旧蔵史料・桐沢家文書(24点)に追加

資料 8 秋田県内の自治体史編纂状況(年代別)

※複数巻の場合は開始年 2つある場合は新版

(数)(年代) (自治体名)

	(300)	(1 4)	(1111/11/11)	
昭和30年代後半	2	S 36	秋田県、雄勝町	
40年代前半	4	40	湯沢市	
		42	角館町	
		43	八竜町、象潟町	
後半	3	45	由利町	
		47	仁賀保町	
		49	天王町	
50年代前半	9	50	小坂町、藤里町、五城目町	
		51	雄和町	
		52	二ツ井町、八郎潟町	
		53	大館市	
		54	山本町、矢島町	
後半	10	55	西木村、雄物川町	
		56	若美町、大森町	
		57	本荘市、鹿角市	
	}	58	中仙町	
		59	大曲市、平鹿町、稲川町	
60年代前半	7	60	河辺町、象潟町	(由利町)
		61	鷹巣町、昭和町、井川町、千畑町	
		62	比内町	
平成ヒト桁前半	12	H 1	八森町、東由利町、山内村	
		2	琴丘町、金浦町、大内町	
		3	六郷町、東成瀬村	
		4	阿仁町、仙南村	
		5	上小阿仁村、皆瀬村	
後半	10	7	能代市、男鹿市、峰浜村、西仙北町	
		8	秋田市、岩城町、十文字町	(象潟町)
		9	田沢湖町、増田町	
		10	西目町	(大曲市)

自治体史なし	13	横手市、	森吉町、	田代町、	合川町、	飯田川町、
		神岡町、	協和町、	南外村、	仙北町、	太田町、大雄村、
		羽後町、	大潟村			

づくりが必要になってきているといえるかもしれない。

なっ 取っている。当館への受入れに至らず、 どこかが引き受けないと散逸してしまり)場合に受入れをする形を 存が困難であることを確認した上で、さらに緊急性がある(すぐに い らえれば次善の策となる。 館に連絡がきた例である。 この家にも見られことであるが、このケースはたまたま散逸前に当 である。 地元自治体でも整理が出来ないということで当館に寄贈されたもの 亡によって未整理のまま残された収集資料が家人では整理が出来ず、 た例もある |館の寄贈の具体的な例に挙げると、 必ず地元教委にも連絡を取ってもらうようにし、 当主の死亡が史料散逸の大きな要因になっているのは、ど 個人から直接当館に連絡が来る場合が多 この場合でも、 地元教委で対応することに ある家の場合は、当主の死 地元自治体に保存しても 地元での保

要請が来たものである。て地元教委に史料引き取りの要請があり、教委から当館に受入れのて地元教委に史料引き取りの要請があり、教委から当館に受入れのいまひとつの例を挙げると、引越しのため家を取り壊すのに際し

寄贈・寄託だけでなく、史料の保存に関する相談でも気軽に問い合機関としての公文書館を認知していることが大きなポイントとなる。の個人からの直接の要請があることから、史料所蔵者が史料保存が地元の史料所在の状況をつかんでおくことも重要であるが、当館いずれにしろ、この体制は当館と市町村教委が普段から連絡を取いずれにしろ、この体制は当館と市町村教委が普段から連絡を取

ている「古文書保存のための相談週間」などが参考になる。理想である。このような取り組みとしては、栃木県立文書館で行っ公文書館の緊密な関係の中でよりよい収集の方策が図られることがわせができるような体制づくりも必要であろう。所蔵者・地元教委・わせができるような体制づくりも必要であろう。所蔵者・地元教委・

れることになるであろう。

史料受入れの柔軟な対応と市町村とのより緊密な連絡関係が求めらを全面的にカバーするというのは無理があり、今後は当館における市町村による差はあるものの、総じて市町村単位で地元史料の保存また、現地保存の原則とはいえ、史料所在調査の状況から見て、

三 秋田県内の市町村の状況

1 県内市町村史等の刊行状況

九○年代が二二市町村と、確実に増加している。年代が六市町村、七○年代が一二市町村、八○年代が一七市町村、ストをのせた)。以後西暦の十年ごとの区切りで見ると、一九六○ストをのせた)。以後西暦の十年ごとの区切りで見ると、一九六○ストをのせた)。以後西暦の十年ごとの区切りで見ると、一九六○ストをのせた)。以後西暦の十年ごとの区切りで見ると、一九六○ストをのせた)。以後西暦の十年にある。

二つ目のピークは昭和五十五年の角川書店と平凡社の地名辞典の編わかる。一つ目のピークは前述した県史編纂を契機にしたもので、また、市史編纂を中心にしてみると、三つのピークがあることが

秋田県公文書館における地域史料の調査と収集

行を中心とした動きである。事はないが、平成七年からの能代市史、翌八年からの秋田市史の刊現在まで刊行が続いている。三つ目のピークは特に契機となる出来纂に伴りもので、五十七年に刊行が始まった本荘市史、鹿角市史は

予想される。
市思辺、秋田市周辺町村に市史編纂が影響を与えていくであろうと
のえば本荘市史編纂に伴って行われた由利郡全域の史料調査によっ
て、周辺町村の自治体史の編纂が進み、西目町史の編纂を最後に由
て、周辺町村の自治体史の編纂が進み、西目町史の編纂を最後に由

情は同じであったと思われる。が逆に諸家文書の散逸につながった例を挙げており、秋田県でも事関わる問題点として、昭和四〇年代後半以降の自治体史編纂の動き埼史協編の『諸家文書の収集と整理』によると、自治体史編纂に

査がそれにあたるといえる。 査がそれにあたるといえる。 真書では、その問題の克服のため、「諸家文書の管理については、 文書館が主体となりつつも、所蔵者の意向をくみながら、史料のお 文書館が主体となりつつも、所蔵者の意向をくみながら、史料のお 文書館が主体となりつつも、所蔵者の意向をくみながら、史料のお 文書館が主体となりつつも、所蔵者の意向をくみながら、史料のお で書では、その問題の克服のため、「諸家文書の管理については、

が問われているのである。いえよう。地域の実情によって、その原則をどう具体化していくかいえよう。地域の実情によって、その原則をどう具体化していくかていくという考え方」は、当館にとっても地域史料保存の大原則と 埼史協のいり「地域文書館がセンターとなって地域全体で保存し

問われることになるのではなかろうか。業や市町村の文書担当者とどのようにネットワーク化していくかがを担っていくか、地元史料の収集保存に直接関わる自治体史編纂事私文書を問わず進むであろう。その時、公文書館がどのような役割子想される市町村合併の動きに伴って、地元史料の散逸は公文書・子して、特に今後は、情報公開・個人情報保護の動きと、急速と

2 公文書館と市町村の史料保存担当者との連携

が主催して協議会を実施している。 問辺地域の相互の連絡も必要となる。それらに対応するため、当館博物館や図書館の連絡協議会もあり、それらも同時に担当しているが、古文書の保存や調査する職務として専門的な知識が必要だし、が、古文書の保存や調査する職務として専門的な知識が必要だし、が、古文書の保存や調査する職務として専門的な知識が必要だし、

協議であり、その中で「県内の古文書の中央センターの役割を果たた。三五市町村五○名の参加があり、内容としては伝達講習と全体えて翌七年に「市町村史料保存に関する実務担当者会議」を開催し関館二年目の平成六年に「市町村の歴史的公文書等の保存状況に

すべき」という提言があった。

式で行った(平成十一年度は三二市町村四三名参加)。村からの報告を入れ、情報交換では古文書と公文書を分け分科会方年度はこれまでと趣向を少しかえて、情報提供には当館以外に市町情報交換の場として設定し、十一年度で三回目となっている。十一変え、将来的には自主運営団体をめざし、内容としては情報提供と変え、将来的には自主運営団体をめざし、内容としては情報提供と変え、将来的には自主運営団体をめざし、内容としては情報提供と

当分当館の運営による協議会を毎年継続していくこととした。動は、趣旨としては賛成であるが時期尚早であるという意見が多く、毎回行っている会後のアンケートでは、自主運営団体としての活

に人的充実を図っていくことが大きな課題といえよう。置をどうするか等、山積の状態である。まずは公的機関の充実、特に位置づけ担当として関わっていくか、個人の文書の把握と保存措な要請にどう応えていくか、文化財全体の中に文書資料をどのような要請にどう応えていくか、文化財全体の中に文書資料をどのような要請にどう応えていくか、文化財全体の中に文書資料をどのような要請にどうでは、市町村の担当者の個々の状況に応じた様々

集めて指導している文書館も多いようである。書や公文書の取扱いに関する技術講習という形で、県内の担当者を在全国で一三あり、さらに準備中の所もいくつかある。また、古文存や自治体史編纂を目的とした都道府県や郡単位の協議会)は、現新井浩文氏の報告によると、このような都道府県史料協(史料保

めざしつつ、技術講習的な場、担当者同士の情報交換的な場として当館の場合は、いずれ都道府県史料協の形に発展していくことを

設定していくことになるであろう。

生まれてくることが望ましい。 関わっていく必要がある。その活動の中から市町村文書館の構想が るであろう。 村との間で史料保存の意識を共有していくことが、 保存に対する姿勢そのものが問われているのであり、 れていくであろうし、 市町村においても公文書の引継・公開の面をどうしていくか 特に今後は、 自治体史編纂の面だけでなく、 都道府県の文書館として、 建物があるかないかではなく、 情報公開の点 それらに積極的 その始まりとな まずは各市町 が問 **からも** 史料

おわりに

は多い。 町村の史料保存担当者の自主運営団体の立ち上げ等、 予定である。 うという

当館開館時からの課題は、 集」という講義を持った際にまとめた資料がもととなっている。 といえるのではないかと思われる。 〔短期研修課程〕が秋田を会場に開かれて、 史料所在調査はまだ一五町村を残しており、 本稿は、平成十一年十一月に国立史料館主催の史料管理学研修会 しかし、 今後は市町村への史料所在情報のフィードバック、 地域史料の保存に関する情報センターの役割を担 少しずつではあるが進んでいる 「地域史料の調査と収 終了まであと二年 残された課題 市 0)

何にも増して『新秋田県史』の編纂が、県内の歴史資料の調査と

日 県史編纂室の立ち上げまで、ただ座しているという訳にはいかない。 つことは論を俟たない。だからといって、いつになるか分からない 収集(原本ではなくマイクロ収集となろう)に決定的な影響力を持 々地域史料は散逸・消滅の危機に晒されているからである。

える。 の役割を果たすこと、この二点が当館に課せられた当面の課題とい 協力していくこと、各自治体の状況を全県的に掌握する情報センター 纂がその役割を担っている現在、 するが、県史編纂の見込みもなく、実際には各市町村の自治体史編 は公文書館が中心的な役割を果たすことが期待されていた旨も仄聞 各種制度の変遷史等の編さん」が盛り込まれおり、県史編纂の際に 秋田県立図書館・公文書館基本構想策定委員会報告)には「県史・ 公文書館の機能について、当初の基本構想(昭和五十九年二月の 各自治体の史料保存に出来るだけ

いる。 料の保存に関わっていくか、次のステップを考えるべき時期に来て 県内市町村の史料所在調査が終了した後、どのような形で地域史

願って、 当館の現状はまだまだ途半ばの感が強い。 .県内の地域史料の保存に少しでも役立つ方向に進んでいくことを 全国的な地域史料の保存と管理の状況から見ると、秋田県そして 本稿を閉じたい。 しかし、 当館の活動が秋

田

 $\widehat{\underline{1}}$ 安藤正人『記録史料学と現代』第三章 記録資料調査の理論と方法

(吉川弘文館、一九九八)

- $\widehat{2}$ 出版会、一九九三) 吉田伸之「現状記録論をめぐって」(『近世房総地域史研究』東大
- 3 九八三)には、次のように記されている。 たとえば児玉幸多編『古文書調査ハンドブック』(吉川弘文館、

作帳者別に順序を揃える」(P26~27) 最初の作業として、記録帳簿の冊子類と一紙ものの証文・書付類と に形態的に大別する」「分別された史料の各プロックごとに年代順 「多量な史料の時は第一段階として荒仕分けをする」「荒仕分けの

- $\widehat{4}$ 牛久市史編さん委員会『牛久市小坂・斎藤家文書概要調査報告』 (一九九三) など
- 5 中公新書、一九九九
- 6 国立史料館編『史料の整理と管理』第1部第六章 (岩波書店、一九八八) 史料所在調査法
- $\widehat{7}$ 第1部第二章 史料の受入れ
- 8 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会『地域文書館の設立の向けて3 諸家文書の収集と整理』 (ぎょうせい、一九九二)
- 9 新井浩文「都道府県史料協の成果と課題」 第12号、 一九九九) (『埼玉県立文書館紀要』

古文書課専門員 さとう たかし)

應角市史編纂室(関係更好の収集・保存状況)調査担当:接庭・加藤(昌)・越中 松宮忠三氏宅(佐馬内給人「普泉家文書」) 調査担当:接庭・加藤(昌)・越中 小坂町立総合博物館郷土館(「小坂町文書」、「精錬所陽係文書」、「小坂町拠人文書」) 別査年月日:平成6年9月12日 調査担当:領池、須藤・柴田 比内町公民館(「赤石謙・氏所蔵文書」、「三政文書」)、「小坂町拠人文書」) 計造年月日:平成6年9月12日 調査担当:領池、須藤・柴田 上内町公民館(「赤石謙・氏所蔵文書」、「三政文書」)、小松大太郎氏で(所蔵文書、末整理) 関査年月日:平成6年9月13日 調査担当:領池、須藤・柴田 東隆三氏宅(検地豚、郷立麦・運送業関係文書社か)、高橋橋一氏を(調査取り止め) 調査年月日:平成7年9月26日 調査担当:保藤・成野・原田 大館市立中央図書館(真崎文単所の「一部文書」=株田澤家蔵文書原本) 調査年月日:平成8年7月4日 調査担当:保藤・城田・紫藤・東田 田代町教育委員会(「田伊東文章科・調養の状況)、田代町「広田会館」「田長坂村文書」) 調査年月日:平成8年7月4日 調査担当:保庭・地田・柴田・紫藤・田・町・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・	麥考 │	史料所在調査の内容 (平成6~11年度) 〈市町村別〉
調査年月日: 平成8年7月3日 調査担当: 桜庭・加藤(昌)・越中 松宮忠三氏宅(任馬内熱人「岩泉家文書) 調査担当: 桜庭・加藤(昌)・越中 小坂町立総合博物館館土館(「小坂町立書)、「精錬所関係 文書」、「小坂町進人文書」) 小坂町立総合博物館館土館(「小坂町立書」、「精錬所関係 文書」、「小坂町進人文書」) 北坂町 現金年月日: 平成6年9月13日 調査担当: 瀬池・泉峰・柴田 比内町公民館(「赤石謙―上所蔵文書」「三政文書」)、小松大太郎氏で(所蔵文書、未整理) 別査年月日: 平成7年9月25日 調査担当: 伊藤 電路観光で(「茂木文書」――秋田藩家蔵文書郎本、「秋田史館青印大」) 調査年月日: 平成7年9月25日 調査担当: 伊藤 三成砂銀氏宅(「茂木文書」――秋田藩家蔵文書郎本、「秋田史館青印大」) 調査年月日: 平成7年9月26日 調査担当: 伊藤 三成砂銀氏宅(「茂木文書」――秋田藩家蔵文書郎本、「秋田史館青印大」) 調査年月日: 平成7年9月26日 調査担当: 伊藤 三成田法学・安保の絵図、検地帳(社か) 調査年月日: 平成9年10月6日 調査担当: 桜庭・堀山・柴田 田代町教育委員会(「田代町史教料」編纂後の状況、田代町立図書館(「山坂中山」会社) 職産担当: 桜庭・堀山・柴田 関本年月日: 平成9年10月6日 調査担当: 桜庭・堀山・柴田 関本年月日: 平成9年10月6日 調査担当: 桜庭・堀山・柴田 電車町教育委員会(「内館定用」(大)、「農産地で図書館(属集地力史研究、功澤村郷上史はか) 太かのす鬼土館(佐鷹使用田部登文、天岐文書社か) 長谷川彦司氏宅(「天保国館見開実録」) 京本月日: 平成8年12月4日 調査担当: 桜庭・畑山・柴田 調査年月日: 平成8年12月4日 調査担当: 桜庭・畑山・柴田 両田町町町町町塩大工保存伝統(「上曜家文書」、「今年家文書」、「武田家文書」) 本書町 可名乗日日: 平成8年12月4日 調査担当: 桜庭・畑山・柴田 両田町型・野北大工保存伝統(「上曜家文書」、「今年末文書」、「武田家文書」) 本書町 新春委員会(「藤里町立歴史氏管育・相館保管史) 神田町表生日: 平成10年10月21日 調査担当: 坂郎・畑山・柴田 四十里町土 東田町教育委員会・一2中申り振憲(第2担、京藤・原山・柴田 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1	鹿角市	調香年月日:平成7年6月7日 調香扣当:菊池・海・越中
調査年月日: 平成8年7月3日 調査担当: 桜庭・加藤(昌)・越中 松宮忠三氏宅(任馬内熱人「岩泉家文書) 調査担当: 桜庭・加藤(昌)・越中 小坂町立総合博物館館土館(「小坂町立書)、「精錬所関係 文書」、「小坂町進人文書」) 小坂町立総合博物館館土館(「小坂町立書」、「精錬所関係 文書」、「小坂町進人文書」) 北坂町 現金年月日: 平成6年9月13日 調査担当: 瀬池・泉峰・柴田 比内町公民館(「赤石謙―上所蔵文書」「三政文書」)、小松大太郎氏で(所蔵文書、未整理) 別査年月日: 平成7年9月25日 調査担当: 伊藤 電路観光で(「茂木文書」――秋田藩家蔵文書郎本、「秋田史館青印大」) 調査年月日: 平成7年9月25日 調査担当: 伊藤 三成砂銀氏宅(「茂木文書」――秋田藩家蔵文書郎本、「秋田史館青印大」) 調査年月日: 平成7年9月26日 調査担当: 伊藤 三成砂銀氏宅(「茂木文書」――秋田藩家蔵文書郎本、「秋田史館青印大」) 調査年月日: 平成7年9月26日 調査担当: 伊藤 三成田法学・安保の絵図、検地帳(社か) 調査年月日: 平成9年10月6日 調査担当: 桜庭・堀山・柴田 田代町教育委員会(「田代町史教料」編纂後の状況、田代町立図書館(「山坂中山」会社) 職産担当: 桜庭・堀山・柴田 関本年月日: 平成9年10月6日 調査担当: 桜庭・堀山・柴田 関本年月日: 平成9年10月6日 調査担当: 桜庭・堀山・柴田 電車町教育委員会(「内館定用」(大)、「農産地で図書館(属集地力史研究、功澤村郷上史はか) 太かのす鬼土館(佐鷹使用田部登文、天岐文書社か) 長谷川彦司氏宅(「天保国館見開実録」) 京本月日: 平成8年12月4日 調査担当: 桜庭・畑山・柴田 調査年月日: 平成8年12月4日 調査担当: 桜庭・畑山・柴田 両田町町町町町塩大工保存伝統(「上曜家文書」、「今年家文書」、「武田家文書」) 本書町 可名乗日日: 平成8年12月4日 調査担当: 桜庭・畑山・柴田 両田町型・野北大工保存伝統(「上曜家文書」、「今年末文書」、「武田家文書」) 本書町 新春委員会(「藤里町立歴史氏管育・相館保管史) 神田町表生日: 平成10年10月21日 調査担当: 坂郎・畑山・柴田 四十里町土 東田町教育委員会・一2中申り振憲(第2担、京藤・原山・柴田 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1		鹿角市中編纂室(関係中料の収集・保存状況)
松宮忠三氏老(毛馬内格人「岩泉家文書」) 調査担当:寝庭・加藤(高)・畝中 小坂町立総合博物館拠土館(「小坂町文書」、「精錬所関係文書」、「小坂町越人文書」) 小坂町立総合博物館拠土館(「小坂町文書」、「精錬所関係文書」、「小坂町域人文書」) 小板中立総合博物館拠土館(「一坂町文書」、「精錬所関係文書」、「小坂町域人文書」) 別査年月日:平成6年9月12日 調査担当:菊池・須藤・柴田 別金年月日:平成6年9月13日 調査担当:菊池・須藤・柴田 別金年月日:平成7年9月25日 調査担当:明康 吉茂高額氏池(陳文本文書」一秋日藩家蔵文書原本、「秋田史館青印状」 調査年月日:平成7年9月26日 調査担当:伊藤 吉茂高額氏池(「茂木文書」一秋日藩家蔵文書原本、「秋田史館青印状」 調査年月日:平成7年9月26日 調査担当:伊藤 古花前立中央図書館(貨陶文庫が収一部文書」一秋日藩家蔵文書原本 瀬田藩本学内田学教育、(1200年) 1200年		
別奏年月日:平成8年7月3日 調査担当: 接庭・加藤(昌)・総中		
小坂町立転合博物館郷土館(「小坂町文書」、「結康所関係文書」、「小坂内戦人文書」) 四番年月日: 平成6年9月12日 調査担当:菊池・須藤・柴田 大郎市の民館(千本石譲・氏所蔵文書)、「三政文書」)、小松大大郎氏で(所蔵文書、未整理) 現金年月日: 平成6年9月13日 調査担当:菊池・須藤・柴田 別金年月日: 平成6年9月13日 調査担当:菊池・須藤・柴田 別金年月日: 平成7年9月25日 調査担当:労地 一級市の出め) 調査年月日: 平成7年9月25日 調査担当: 伊藤 一方の前親元で(「茂木文書」 一秋日彦・蔵文書原本、「秋田史館市印状」) 調査年月日: 平成7年9月26日 調査担当: 伊藤 一方の前親元で(「茂木文書」 一秋日彦・蔵文書原本、「秋田史館市印状」) 調査年月日: 平成8年7月4日 調査担当: 投庭・地路・高橋(日本・大郎市立中央内書館(真晦文庫、石工真協展文書)、校庭貞夫氏で(保存の絵図、検地帳はか) 日代町・教育委員会(「田代町史登本」編纂後の状況)、田代町立図書館(「田長坂村文書」) 調査年月日: 平成9年10月7日 調査担当: 桜庭・煙山・柴田 関本年月日: 平成9年10月6日 調査担当: 桜庭・煙山・柴田 関本年月日: 平成8年12月3日 調査担当: 桜庭・煙山・柴田 関本年月日: 平成8年12月3日 調査担当: 桜座・煙山・柴田 阿仁町郷土文化保存伝系館(「中阪文文書」、「今本家文書」 調査年月日: 平成8年12月4日 調査担当: 桜座・煙山・柴田 阿仁町郷土文化保存伝系館(「中阪文文書」、「今本家文書」 調査年月日: 平成10年10月21日 調査担当: 桜座・煙山・柴田 アナ町教育委員会(藤里町立歴史氏宿資料館保管史料) 1 日間に美子氏宅(藤里町立歴史氏宿野・経・鉄・・田・中田 2 井町教育委員会(藤里町立歴史氏宿野・海北当:渡部・煙山・柴田 1 中町公民館(工藤家文書・海津家田蔵文書・1 日の 1 中町公民館(工藤家文書・海津家田蔵文書・河本の書) 1 日間の金月日: 平成10年10月21日 調査担当: 水原 1 中田・中田 2 井町の公民館(工藤家文書、斎藤家文書、正田家史料)、金田京子氏・「日田楽」関係中心) 調査年月日: 平成11年10月13日 調査担当: 北藤 1 中田・中田 1 上小町(工藤文主、高藤文文書、正田家史料)、金田京子氏・「日田楽」関係中心) 1 日間子日: 平成19年9月: 東郷家文書・正田・町・中田・「日田・平成19年9日・東成19年9日・東成19年1日・東成19年9日・南田・東田・東田・東田・東田・東田・東田・東田・東田・東田・東田・東田・東田・東田	√l\Hi\⊞T	
関連年月日:平成6年9月12日 調査担当:菊池・須藤・柴田 比内町公民館(「赤石謙・氏所蔵文書」、「三段文書」)、小松大太郎氏で(所蔵文書、未整理) 関産年月日:平成7年9月13日 関連担当:菊池・須藤・柴田 泉隆三氏で(検地様、潤造業・運送業関係文書はか)、高橋領一氏で(調査取り止め) 関査年月日:平成7年9月26日 調査担当:野藤 吉成的観代で(「茂木文書」=秋田藩家蔵文書原本、「秋田史館青印状」) 調査年月日:平成7年9月26日 調査担当:伊藤 大館市立中央図書館(真崎文庫・富江真澄関係文書)、校庭貞大氏で(享保の絵図、検地帳はか) 調査年月日:平成9年10月7日 調査担当:伊藤 大館市立中央図書館(真崎文庫・富江真澄関係文書)、校庭貞大氏で(享保の絵図、検地帳はか) 調査年月日:平成9年10月7日 調査年月日:平成9年10月7日 調査担当:桜庭・畑は・柴田 田代町教育委員会(「内部文庫」はか)、 田代町立図書館(「田長坂村文書」) 調査年月日:平成9年10月6日 調査生当:桜庭・畑は・柴田 関連年月日:平成8年12月3日 調査担当:桜庭・煙は・柴田 関本年月日:平成8年12月3日 調査生月1日:平成8年12月3日 調査担当:桜庭・煙は・柴田 脚右里目 平成8年12月4日 調査担当:桜庭・煙は・柴田 脚右里目 東京町立図書館(「工藤家文書」、「石崎家文書」、「武田家文書」) 河町郷土文化保存伝承館(「「片岡家文書」、「今本家文書」) 「武田家文書」) 調査年月日:平成18年10月12日 調査担当:桜庭・煙は・柴田 脚位の美子低・優撃村町収定ま)、「今林家文書」、「武田家文書」) 財団ご美子氏を(優撃村町収定ま)、佐々木美穂氏を(柏毛村肝煎文書) 財団ご美子氏を、優撃村町取文書) 調査担当:桜藤・畑は・柴田 二・井町教育委員会(藤里町立歴史氏谷資料館保管史料) 村団ご美子氏・優撃村町収入書) 東海社当: 東海日:平成19年10月12日 調査担当: 東海日: 東成19年10月12日 調査担当: 東海日: 東成19年10月12日 調査担当: 東海日: 東成19年10月12日 調査担当: 東部教育委員会(「書庫は生産学 コンター) (村登場所蔵史料、(日) 中田 七・野に対教育委員会(「「海原り」 編養の対況)、文化交流センター(漁業・鉱山関係史料はか) 「現在光氏と(北南船の船頭、岩館郵便局長の関係史料。 中田・中田・中田・中田・中田・田・町・安に第日・平成8年10月3日 調査担当: 東藤 北市・町 東西・東山・東京 北市・東京 北市・東	1,300.01	
大郎市 関連年月日: 平成6年9月13日 調査担当: 菊池・須藤・柴田 関連年月日: 平成7年9月25日 調査担当: 労池・須藤・柴田 関連年月日: 平成7年9月25日 調査担当: 伊藤 吉成高親氏化(「茂木文書」一共日藩家蔵文書原本、「秋田史館青印状」) 調査年月日: 平成7年9月26日 調査担当: 伊藤 方成前立中央図書館(真崎文庫所丁一部文書) = 秋田藩家蔵文書原本、「秋田史館青印状」) 調査年月日: 平成8年7月4日 調査担当: 桜庭貞夫氏宅(享保の絵図、検地帳はか) 調査年月日: 平成9年10月7日 調査担当: 桜庭貞夫氏宅(享保の絵図、検地帳はか) 調査年月日: 平成9年10月7日 調査担当: 桜庭貞夫氏宅(享保の絵図、検地帳はか) 調査年月日: 平成9年10月7日 調査担当: 桜庭・畑郎・柴田 田代町教育委員会(「田代町史資料」編纂後の状況)、田代町立図書館(「日長坂村文書」) 調査年月日: 平成9年10月6日 調査担当: 桜庭・地方史研究、坊澤村総上史はか) たかのす風土館(鷹・東村田昭設文、長岐文書にか)、長谷川彦司氏宅(「天保図飢見間実験」) 調査年月日: 平成8年12月3日 調査担当: 桜庭・連山・柴田 瀬寿町立図書館(「江藤家文書」、「石崎家文書」、「金家文書」」 同(町) 調査年月日: 平成8年12月3日 調査担当: 桜庭・連山・柴田 阿仁町製土文化保存伝承館(「川岡家文書」、「香本家文書」、「山田家文書」」 調査年月日: 平成10年10月21日 調査担当: 桜庭・連山・柴田 阿仁町製土文化保存伝承館(「川岡家文書」、「今林家文書」、「武田家文書」、「新田家文書」、「韓田家堂書」、 調査年月日: 平成10年10月21日 調査担当: 桜庭・郷山・柴田 瀬倉年月日: 平成10年10月21日 調査担当: 藤部・郷山・柴田 河童年月日: 平成10年10月21日 調査担当: 藤郎・郷山・柴田 河童年月日: 平成10年10月21日 調査担当: 西郎・郷山・柴田 河童年月日: 平成10年10月21日 調査担当: 西郎・郷山・柴田・中田・コ宮を月日: 平成10年10月21日 調査担当: 加藤(昌)・平田・中田・土・小町(土財産委員会・富事は生康学習センター)(土砂場所蔵康)・平田・中田・土・小町・大場定員会会会(「小藤市文書、近日第上)、東古田・田・中・中・中・中・中・中・中・中・中・中・中・中・中・中・中・中・中・中	U _e eta mar	[字級門从総百序物館簿工館(「小坂叫文青」、「桁線/竹製術文書」、「小坂叫機人文書」)
「機正」 「現在年月日:平成6年9月13日	T[L]m]	調査平月日・主成6年9月12日 調査担当: 匊池・須藤・柴田
泉隆三氏名(検地核、西浩素・運送業関係文書程か)、高橋積一氏名(調査取り止め) 調査年月日:平成7年9月25日 調査担当:伊藤 大館市立中央図書館(真崎文庫所取「一部文書」=秋田摩家蔵文書原本) 調査年月日:平成8年7月4日 調査担当:伊藤 大館市立中央図書館(真崎文庫、菅江真禮関係文書)、桜庭貞夫氏名(享保の絵図、検地帳性か) 調査年月日:平成8年7月4日 調査担当:桜庭・加藤(昌)・越中・ 大館市立中央図書館(真崎文庫、菅江真禮関係文書)、桜庭貞夫氏名(享保の絵図、検地帳性か) 調査年月日:平成9年10月7日 調査担当:桜庭・埋山・柴田 田代明教育委員会(「田代即史資料」編纂後の状況)、田代町立図書館(「田長坂村文書」) 調査年月日:平成9年10月6日 調査担当:桜庭・埋山・柴田 関本甲月日:平成8年12月3日 調査担当:桜庭・埋山・柴田 関本甲月日:平成8年12月3日 調査担当:桜庭・埋山・柴田 阿仁町 調査年月日:平成8年12月3日 調査担当:桜庭・埋山・柴田 阿仁町郷土文化保存伝承館(「片岡家文書」、「金家文書」、「武田家文書」) 調査年月日:平成8年12月3日 調査担当:接近・連山・柴田 阿仁町郷土文化保存伝承館(「片岡家文書」、「今林家文書」、「武田家文書」) 調査年月日:平成10年10月21日 調査担当:渡部・埋山・柴田 阿佐町田・安田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・	1 8/2-4-	比內町公民館(「亦石謙一氏所蔵又書」、「三政文書」)、小松大太郎氏宅(所蔵文書、未整理)
調査年月日:平成7年9月25日 調査担当:伊藤 吉成高親氏宅(「茂木文書」=秋田藩家蔵文書原本、「秋田史館青印状」) 調査年月日:平成7年9月26日 調査担当:伊藤 大館市立中央図書館(真崎文庫所収「一部文書」=秋田藩家蔵文書原本) 調査年月日:平成8年7月4日 調査担当:按庭・加藤(昌)・越中 大郎市立中央図書館(真崎文庫・宿江真造関係文書)、校庭員大民宅(享保の絵図、検地帳はか) 調査年月日:平成9年10月7日 調査担当:按庭・加藤(昌)・越中 古代町教育委員会(「旧代町安育号」編纂後の状況)、田代町立図書館(「日長坂村文書」) 調金年月日:平成9年10月6日 調査担当:按庭・選山・柴田 富維門教育委員会(「内部文庫」はか)、震巣町ご図書館(鷹巣地方史研究、坊澤村郷土史社か) たかのす風土館(鷹巣村田畑證文 長岐文書とか)、長谷川啓司氏宅(「天保図創見開実録」) 調査年月日:平成8年12月3日 調査担当:按庭・選山・柴田 海右年月日:平成8年12月4日 調査担当:核庭・選山・柴田 河面年月日:平成8年12月4日 調査担当:核庭・選山・柴田 河面年月日:平成8年12月4日 調査担当:核庭・選山・柴田 河面年月日:平成19年10月21日 調査担当:核庭・選山・柴田 河面を月月:平成19年10月21日 調査担当・採田・栗田教育委員会(藤里町立歴史民俗資料館保管史料) 村同己美子氏宅(藤学村肝順支書)、「今林家文書」、「近田家文書」) 河面年月日:平成19年14日 調査担当・定額・理山・柴田 二ッ井町教育委員会(藤里町立歴史尺俗資料館保管史料) 村同己美子氏宅(藤学村肝順支書) 河面を月月:平成19年1月12日 調査担当・一次第の・運動・一般は19年4月14日 コの金担当・一次第の・一会が19年4月14日 調査担当・一の金田・一会の19年4月14日 コの金田・一会の19年4月14日 調査担当・加藤(昌)・平田・中田 七小町仁村教育委員会(書庫は生建学書センター)(村役場所蔵史料・個人文書コピーはか) 河面を月日:平成19年9月5日 調査担当・加藤(日)・中田・中田・「大小町仁」 土小町仁村教育委員会(「本藤町大田、関係史料・加藤(日)・中田・東子・大田・一田・「大藤町教育委員会(「本藤町大田、属藤砂オ沢)、文化交流・センター(漁業・鉱山関係史料社か) 下場で料育委員会(「本藤氏村記」編纂後の大田・ 川藤に対、原藤は上田・ 一田・ 「東査担当・一郎、2011年1日・平成8年10月4日 調査担当・伊藤・校庭・加藤(日) 「加藤町井田・平成8年10月4日 調査担当・伊藤・校庭・加藤(日) 「加本町中央公民館(「全崎)青)、河村作名衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝順、旭印御定書社か) 河南年月日:平成19年9月7日 調査担当・伊藤・校庭・加藤(日) 「加本町中央公民館(「全崎)青)、河村作名衛門氏所蔵文書(広藤村肝順、相印御定書社か) 河南年月日:平成19年9月7日 調査担当・佐藤・平田 八竜町教景と書、約350点) 河南年月日:平成19年9月7日 調査担当・佐藤・平田 八竜町教育会員会(町内の東上町教 元間・日間・アは10年10月7日 調査日:「本成19年1月1日 一田・ 四本町・大田・ 田・ 田	人期印	
吉成的親氏を(「茂木文書」一秋田藩家蔵文書原本、「秋田史館青印状」) 調査年月日:平成7年9月26日 調査年月日:平成7年9月26日 調査担当:伊藤 大館市立中央図書館(真崎文庫所取「一部文書」=秋田藩家蔵文書原本) 調査年月日:平成9年10月7日 調査担当:接庭・加藤(昌)・越中 大館市立中央図書館(真崎文庫・音江真澄陽矢文書)、接庭貞夫氏宅(写保の絵図、検地帳ほか) 調査年月日:平成9年10月7日 調査担当:接庭・加藤(国)・域中 田代町教育委員会(「田代町史資料」編纂後の状況)、田代町立図書館(「田長坂村文書」) 調査年月日:平成9年10月6日 調査担当:接庭・煙山・柴田 調査年月日:平成9年10月6日 調査担当:接庭・煙山・柴田 調査年月日:平成8年12月3日 調査担当:接庭・煙山・柴田 調査年月日:平成8年12月4日 調査担当:接庭・煙山・柴田 調査年月日:平成8年12月4日 調査年月日:平成8年12月4日 調査年月日:平成8年12月4日 調査年月日:平成8年12月4日 調査年月日:平成8年12月4日 調査担当:接庭・煙山・柴田		
調査年月日:平成8年7月4日 調査担当:伊藤 大館市立中央図書館(真崎文庫所収「一部文書」=秋田藩家蔵文書原木) 調査年月日:平成8年7月4日 調査担当:桜庭・加藤(昌)・越中・ 大館市立中央図書館(真崎文庫、管江真澄関係文書)、桜庭貞夫氏宅(享保の絵図、検地帳ほか) 調査年月日:平成9年10月7日 調査担当:桜庭・畑山・柴田 田代町女育委員会(「田代町史資料」編纂後の状況)、田代町立図書館(「旧長坂村文書」) 調査年月日:平成9年10月6日 調査担当:桜庭・煙山・柴田 鷹巣町教育委員会(「内舘文庫」はか)、鷹巣町立図書館(鷹巣地方史研究、坊澤村郷上史社か) たかのす風土館(鷹巣村田畑語文、長岐文書社か)、長谷川啓司氏宅(「天保図創見間実録」) 調査年月日:平成8年12月3日 調査担当:桜庭・煙山・柴田 両行町部上文化保存伝承館(「「井塚文書」、「石崎家文書」、「石崎家文書」 一面代則立図書館(「工藤家文書」、「西崎家文書」、「武田家文書」) 調査担当:桜庭・煙山・柴田 両行町郷上文化保存伝承館(「「井岡家文書」、「金家文書」 一面担当・一部で、「大保の創見間実録」) 調査担当:桜庭・煙山・柴田 両行町郷上文化保存伝承館(「「井岡家文書」、「金家文書」 一面担当・一部を有養員会(藤里町立歴史尺倍資料館保管史料) 村岡己美子氏宅(藤琴村町取文書)、佐々木美穂氏を(約4千日中、東田・町のご美子氏宅(藤琴村町取文書)、佐々木美穂氏を(約4千日中、中田・中田・一・中田・村田・中田・一・中田・中田・一・中田・中田・一・中田・中田・一・中田・日・中田・日		
大館市立中央図書館(真崎文庫所収「一部文書」=秋田藩家蔵文書原本) 調査年月日:平成9年7月4日 - 調査担当:桜庭・加藤(昌)・越中 大館市立中央図書館(真崎文庫、菅江真澄関係文書)・松庭貞夫氏宅(享保の絵図、検地帳ほか) 調査年月日:平成9年10月7日 - 調査担当:桜庭・煙山・柴田 田代町教育委員会(「田代町史資料」編纂後の状況)、田代町立図書館(「旧長坂村文書」) 調査年月日:平成9年10月6日 - 調査担当:桜庭・煙山・柴田 鷹集町教育委員会(「内窓文庫」はか)、鷹栗町立図書館(魔巣地方史研究、功澤村郷上史ほか) たかのす風土館(鷹巣村田畑設文、長岐文書はか)、長谷川啓司氏宅(「天保図飢見閉実録」) 瀬香年月日:平成8年12月3日 - 調査担当:桜庭・煙山・柴田 森吉町立図書館(「工藤家文書」、「石崎家文書」、「金家文書」) 調査年月日:平成8年12月4日 - 調査担当:桜庭・煙山・柴田 阿仁町郷土文化保存伝承館(「上陽家文書」、「今林家文書」、「武田家文書」) 調査年月日:平成10年10月21日 - 調査担当:波部・煙山・柴田 - 東田野藤里の大田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・東田・田田・田田・田田		
調査年月日:平成9年10月7日 調査担当: 桜庭・加藤(昌)・越中・ 大館市立中央図書館(真崎文庫、管江真澄関係文書)、桜庭貞夫氏宅(享保の絵図、検地帳ほか) 調査年月日:平成9年10月7日 調査担当: 桜庭・煙山・柴田 田代町教育委員会(「田代町史資料」編纂後の状況)、田代町立図書館(「旧長坂村文書」) 調査年月日:平成9年10月6日 調査担当: 桜庭・煙山・柴田 鷹東町教育委員会(「内館文庫」はか)、鷹東町立図書館(鷹巣地方で研究、坊澤村郷上史ほか) たかのす鬼上館(鷹巣村田畑諮文、長岐文書はか)、長谷川宮可氏宅(「天保図朝見間実録」) 舞吉町 調査年月日:平成8年12月3日 調査担当: 桜庭・煙山・柴田 森吉町四書館(「工藤家文書」、「石崎家文書」、「金家文書」) 同仁町 調査年月日:平成8年12月4日 調査担当: 桜庭・煙山・柴田 阿仁町郷土文化保存伝承館(「片岡家文書」、「今林家文書」、「武田家文書」) 署を用り:平成10年10月21日 調査担当: 桜庭・煙山・柴田 阿仁町郷土文化保存伝承館(「片岡家文書」、「今林家文書」、「武田家文書」) 調査年月日:平成10年10月22日 調査担当: 渡部・煙山・柴田 一ツ井町教育委員会(藤里町立歴史民俗資料館保管史料) 関査年月日:平成10年10月22日 調査担当: 渡部・煙山・柴田 一ツ井町教育委員会(藤里町立歴史民俗資料館保管史料) 調査年月日:平成10年10月22日 調査担当: 渡部・煙山・柴田 一ツ井町教育委員会(藤平町・上町・上町・田) 調査担当: 渡部・畑・中田 台川町公民館(江藤家文書・産経・大林木に日口) 調査担当: 北藤(昌)・平田・中田 台川町公民館(江藤家文書・産経・大田・駅上の)・平田・中田 台川町公民館(江藤家文書・産経・大田・駅子氏宅(「根田楽」関係中心) 調査年月日:平成11年10月13日 調査担当: 加藤(昌)・平田・中田 「大・阿仁村教育委員会(青庫注生涯学宮センター)(村登場所蔵史料、個人文書コピーほか) 調査年月日:平成9年9月5日 調査担当: 歴山・加藤(昌)・中田 「八森町教育委員会(「作森町史」編纂後の状況)、文化安流センター(漁業・鉱山関係史料ほか) 丁場正先氏宅(北前船の船頭、岩館郵便局長の関係史料) 調査年月日:平成9年9月4日 調査担当: 煙山・加藤(昌) 昨代市史編纂室(「根本弦家」・「多質合家」・「落合二郎家」所蔵史料、薫藤田時枝家文書) は本町 調査年月日:平成8年10月3日 調査担当: 伊藤・桜庭・加藤(昌) に代市史編纂を(日本校家)・「多質合家」・「高を一郎、「藤藤田時校家文書) は本町・理会民館(「日本校家)・「多質合家」・「高を一郎、「所蔵と料、、東藤田時枝家文書) は本町 調査年月日:平成8年10月7日 調査担当: 佐藤・平田 「八竜町教育委員会(町内の史料所蔵状況)、清本子中的た宅(浜田村肝煎・村長文書、約350点) 調査年月日:平成10月7日 調査担当: 渡部・坪田」		調査年月日:平成7年9月26日 - 調査担当:伊藤
大館市立中央図書館(真崎文庫、菅江真遼関係文書)、桜庭貞夫氏名(享保の絵図、検地帳ほか) 調査年月日:平成9年10月7日 調査担当:桜庭・煙山・柴田 田代町教育委員会(「田代町史資料」編纂後の状況)、田代町立図書館(「旧長坂村文書」) 調査年月日:平成9年10月6日 調査担当:桜庭・煙山・柴田 鷹栗町教育委員会(「内館文庫」はか)、鷹栗町立図書館(鷹巣地力史研究、坊澤村郷上史ほか) たかのす風土館(鷹巣村田畑設文、長岐文書ほか)、長合川啓司氏宅(「天保図飢見開実録」) 競青年月日:平成8年12月3日 調査担当:桜庭・煙山・柴田 阿仁町郷土文化保存伝承館(「片陽家文書」、「金家文書」) 調査年月日:平成8年12月4日 調査担当:桜庭・煙山・柴田 阿仁町郷土文化保存伝承館(「片陽家文書」、「今林家文書」、「武田家文書」) 郷重甲教育委員会(藤里町立歴史氏俗資料館保管史料) 村岡己美子氏宅(藤華村肝煎文書)、調査担当:渡那・煙山・柴田 四十一次十一次日、田田・平成10年10月22日 調査担当:渡那・煙山・柴田 二ツ井町教育委員会・二ツ井町史編纂室(菊地・秋林・田口文書コピー、秋林は当館所蔵以外) 調査年月日:平成11年4月14日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 コ・宇田敏氏宅(吉田家文書・海津家田蔵文書・約100点、当館等部) 調査年月日:平成11年10月12日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 台川町公民館(工藤家文書、産田家史料)、金田京子氏宅(「根田業」関係中心) は本町 に一下成11年10月13日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 ナー・町土・水成11年10月13日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 カ川町公民館(工藤家文書、産田京史料)、金田京子氏宅(「根田業」関係中心) 「瀬香年月日:平成9年9月5日 調査担当:煙山・加藤(昌)・中田 ハ森町教育委員会(『一成町史』編纂後の状況)、文化交流センター(漁業・鉱山関係史料社か) 「場正大氏宅(北前鉛の船頭、岩館郵便局及の関係史料) 「調査年月日:平成8年10月4日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌) 中田 降浜村教育委員会(「「韓浜村誌」編纂後の史料整理状況)、小林実氏宅(「沼田村文書」) 「瀬生月日:平成8年10月4日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」・「多食今家」・「多食の実」・「多食の主」・「水庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、県印御史書ほか) 「調査年月日:平成8年10月4日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、県印御史書ほか) 「調査年月日:平成10年10月7日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作石衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎・村長文書、約350点) 調査年月日:平成10年7月7日 調査担当:ア郷・煙山		大館市立中央図書館(真崎文庫所収「一部文書」=秋田藩家蔵文書原本)
大館市立中央図書館(真崎文庫、菅江真遼関係文書)、桜庭貞夫氏名(享保の絵図、検地帳ほか) 調査年月日:平成9年10月7日 調査担当:桜庭・煙山・柴田 田代町教育委員会(「田代町史資料」編纂後の状況)、田代町立図書館(「旧長坂村文書」) 調査年月日:平成9年10月6日 調査担当:桜庭・煙山・柴田 鷹栗町教育委員会(「内館文庫」はか)、鷹栗町立図書館(鷹巣地力史研究、坊澤村郷上史ほか) たかのす風土館(鷹巣村田畑設文、長岐文書ほか)、長合川啓司氏宅(「天保図飢見開実録」) 競青年月日:平成8年12月3日 調査担当:桜庭・煙山・柴田 阿仁町郷土文化保存伝承館(「片陽家文書」、「金家文書」) 調査年月日:平成8年12月4日 調査担当:桜庭・煙山・柴田 阿仁町郷土文化保存伝承館(「片陽家文書」、「今林家文書」、「武田家文書」) 郷重甲教育委員会(藤里町立歴史氏俗資料館保管史料) 村岡己美子氏宅(藤華村肝煎文書)、調査担当:渡那・煙山・柴田 四十一次十一次日、田田・平成10年10月22日 調査担当:渡那・煙山・柴田 二ツ井町教育委員会・二ツ井町史編纂室(菊地・秋林・田口文書コピー、秋林は当館所蔵以外) 調査年月日:平成11年4月14日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 コ・宇田敏氏宅(吉田家文書・海津家田蔵文書・約100点、当館等部) 調査年月日:平成11年10月12日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 台川町公民館(工藤家文書、産田家史料)、金田京子氏宅(「根田業」関係中心) は本町 に一下成11年10月13日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 ナー・町土・水成11年10月13日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 カ川町公民館(工藤家文書、産田京史料)、金田京子氏宅(「根田業」関係中心) 「瀬香年月日:平成9年9月5日 調査担当:煙山・加藤(昌)・中田 ハ森町教育委員会(『一成町史』編纂後の状況)、文化交流センター(漁業・鉱山関係史料社か) 「場正大氏宅(北前鉛の船頭、岩館郵便局及の関係史料) 「調査年月日:平成8年10月4日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌) 中田 降浜村教育委員会(「「韓浜村誌」編纂後の史料整理状況)、小林実氏宅(「沼田村文書」) 「瀬生月日:平成8年10月4日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」・「多食今家」・「多食の実」・「多食の主」・「水庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、県印御史書ほか) 「調査年月日:平成8年10月4日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、県印御史書ほか) 「調査年月日:平成10年10月7日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作石衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎・村長文書、約350点) 調査年月日:平成10年7月7日 調査担当:ア郷・煙山		調査年月日:平成8年7月4日 - 調査担当:桜庭・加藤(昌)・越中
田代町教育委員会(「田代町史資料」編纂後の状況)、田代町立図書館(「旧長坂村文書」) 調査年月日:平成9年10月6日 調査担当:桜庭・煙山・柴田 鷹巣町教育委員会(「内舘文庫」ほか)、良様町立図書館(鷹巣地方史研究、功澤村郷上史ほか) たかのす鬼土館(鷹巣村田畑澄文 長岐文書はか)、長谷川路司氏で(「天保図飢見聞実録」) 探吉町 調査年月日:平成8年12月3日 調査担当:桜庭・煙山・柴田 廃吉町立図書館(「工藤家文書」、「石崎家文書」、「金家文書」) 調査年月日:平成8年12月4日 調査担当:桜庭・壁山・柴田 阿仁町町土文化保存伝承館(「「片岡家文書」、「今林家文書」、「武田家文書」) 調査年月日:平成10年10月21日 調査担当:桜庭・壁山・柴田 阿田町 三年成8年12月3日 調査担当:桜庭・壁山・柴田 阿仁町町北文化保存伝承館(「「片岡家文書」、「今林家文書」、「武田家文書」) 調査年月日:平成10年10月22日 調査担当:渡部・壁山・柴田 一つ井町教育委員会・一ツ井町史編纂室(菊地・秋林・田口文書コピー、秋林は当館所蔵以外) 調査年月日:平成11年4月14日 調査担当:佐藤・加藤(昌) 吉田敏氏宅(吉田家文書-梅津家旧蔵文書、約100点、当館舎託) 吉田敏氏宅(古田家文書-梅津家旧蔵文書、約100点、当館舎託) 吉田敏氏宅(工藤家文書、斎藤家文書、疋田家史料)、金田京子氏宅(「根田薬」関係中心) 上小阿仁村教育委員会(書庫は生涯学習・火金)(村役場所蔵史料、個人文書コピーほか) 調査年月日:平成9年9月5日 調査担当:加藤(昌)・平田 「上小阿仁村教育委員会(書庫は生涯学習・全)(村役場所蔵史料、個人文書コピーほか) コ港年月日:平成9年9月5日 調査担当:煙山・加藤(昌)・中田 八森町教育委員会(「八森町史」編纂後の状況)、文化交流センター(漁業・鉱山関係史料はか) 丁場正光氏宅(北市船の船頭、岩館郵便局長の関係上料)調査年月日・平成9年9月4日 調査担当:煙山・加藤(昌)・中田 峰浜村教育委員会(「極浜村誌」編纂後の史料整理状況)、小林実氏宅(「沼田村文書」) 経代市 調査年月日:平成8年10月3日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌) 山本町 映成8年10月4日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌) 山本町 四本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝順、黒印御定書ほか) 「瀬倉年月日:平成8年10月4日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝順、黒印御定書ほか) 「瀬倉年月日:平成1年9月7日 調査担当:伊藤・桜庭・平田 八竜町教育委員会(町内の史料所蔵状況)、清水キー郎氏宅(浜田村肝順・村長文書、約350点) 第春日町:平成10年10月7日 調査担当:疾部・煙山		大館市立中央図書館(真崎文庫、菅江真澄関係文書)、桜庭貞夫氏宅(享保の絵図、検地帳ほか)
調査年月日:平成9年10月6日 調査担当:桜庭・煙山・柴田 魔巣町教育委員会(「内舘文庫」はか)、魔巣町立図書館(鷹巣地方史研究、功澤村郷上史ほか)	田代町	調査年月日:平成9年10月7日 - 調査担当:桜庭・煙山・柴田
たかのす風土館(鷹巣村田畑證文、長岐文書はか)、長谷川啓司氏宅(「天保凶飢見聞実録」) 株吉町 調査年月日:平成8年12月3日 調査担当:校庭・煙山・柴田 森吉町立図書館(「工藤家文書」、「石崎家文書」、「金家文書」) 同仁町 調査年月日:平成8年12月4日 調査担当:按窓・煙山・柴田 阿仁町郷土文化保存伝承館(「片岡家文書」、「今林家文書」、「武田家文書」) 乗里町 調査年月日:平成10年10月21日 調査担当:渡部・煙山・柴田 藤里町教育委員会(藤里町立歴史氏俗資料館保管史料) 村岡己美子氏宅(藤琴村肝煎文書)、佐々木美穂氏宅(柏毛村肝煎文書) ニッ井町教育委員会・エッ井町史編纂室(菊地・秋林・田口文書コピー、秋林は当館所蔵以外) 調査年月日:平成10年10月12日 調査担当:渡部・煙山・柴田 ニッ井町教育委員会・ニッ井町史編纂室(菊地・秋林・田口文書コピー、秋林は当館所蔵以外) 調査年月日:平成11年4月14日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 合川町公民館(工藤家文書・海津家旧蔵文書・約100点、当館等記) 十川町 高川町公民館(工藤家文書、斎藤家文書、定田家史料)、金田京子氏宅(「根田薬」関係中心) 世小阿仁村教育委員会(書庫は生涯学習センター)(村役場所蔵史料、個人文書コピーはか) 調査年月日:平成9年9月5日 調査担当:歴山・加藤(昌)・中田 八森町教育委員会(「八森町史)編纂後の状況)、文化交流センター(漁業・鉱山関係史料はか) 工場正光氏宅(北前鉛の船頭、岩館郵便局長の関係史料) 郷査年月日:平成9年9月4日 調査担当:煙山・加藤(昌)・中田 峰浜村教育委員会(「八森町史)編纂後の史料整理状況)、小林実氏宅(「沼田村文書」) 語作月日:平成8年10月3日 調査担当:煙山・加藤(昌) 中田 峰八市史編纂室(「根本弦家」・「多賀合家」・「落合二郎家」所蔵史料、嘉藤田時枝家文書) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか) 調査年月日:平成8年10月4日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか) 調査年月日:平成19年7日 調査担当:佐藤・平田 八竜町教育委員会(町内の史料所蔵状況)、清水5十郎氏宅(浜田村肝煎・村長文書、約350点) 調査年月日:平成10年10月7日 調査担当:佐藤・坪田		田代町教育委員会(「田代町史資料」編纂後の状況)、田代町立図書館(「旧長坂村文書」)
たかのす風土館(鷹巣村田畑證文、長岐文書はか)、長谷川啓司氏宅(「天保凶飢見聞実録」) 株吉町 調査年月日:平成8年12月3日 調査担当:校庭・煙山・柴田 森吉町立図書館(「工藤家文書」、「石崎家文書」、「金家文書」) 同仁町 調査年月日:平成8年12月4日 調査担当:按窓・煙山・柴田 阿仁町郷土文化保存伝承館(「片岡家文書」、「今林家文書」、「武田家文書」) 乗里町 調査年月日:平成10年10月21日 調査担当:渡部・煙山・柴田 藤里町教育委員会(藤里町立歴史氏俗資料館保管史料) 村岡己美子氏宅(藤琴村肝煎文書)、佐々木美穂氏宅(柏毛村肝煎文書) ニッ井町教育委員会・エッ井町史編纂室(菊地・秋林・田口文書コピー、秋林は当館所蔵以外) 調査年月日:平成10年10月12日 調査担当:渡部・煙山・柴田 ニッ井町教育委員会・ニッ井町史編纂室(菊地・秋林・田口文書コピー、秋林は当館所蔵以外) 調査年月日:平成11年4月14日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 合川町公民館(工藤家文書・海津家旧蔵文書・約100点、当館等記) 十川町 高川町公民館(工藤家文書、斎藤家文書、定田家史料)、金田京子氏宅(「根田薬」関係中心) 世小阿仁村教育委員会(書庫は生涯学習センター)(村役場所蔵史料、個人文書コピーはか) 調査年月日:平成9年9月5日 調査担当:歴山・加藤(昌)・中田 八森町教育委員会(「八森町史)編纂後の状況)、文化交流センター(漁業・鉱山関係史料はか) 工場正光氏宅(北前鉛の船頭、岩館郵便局長の関係史料) 郷査年月日:平成9年9月4日 調査担当:煙山・加藤(昌)・中田 峰浜村教育委員会(「八森町史)編纂後の史料整理状況)、小林実氏宅(「沼田村文書」) 語作月日:平成8年10月3日 調査担当:煙山・加藤(昌) 中田 峰八市史編纂室(「根本弦家」・「多賀合家」・「落合二郎家」所蔵史料、嘉藤田時枝家文書) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか) 調査年月日:平成8年10月4日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか) 調査年月日:平成19年7日 調査担当:佐藤・平田 八竜町教育委員会(町内の史料所蔵状況)、清水5十郎氏宅(浜田村肝煎・村長文書、約350点) 調査年月日:平成10年10月7日 調査担当:佐藤・坪田	鷹巣町	調査年月日:平成9年10月6日 - 調査担当:桜庭・煙山・柴田
陳吉町 調査年月日:平成8年12月3日 調査担当:桜庭・煙山・柴田 森吉町立図書館(「工藤家文書」、「石崎家文書」、「金家文書」) 明在町月日:平成8年12月4日 調査担当:桜庭・煙山・柴田 阿仁町郷土文化保存伝承館(「片岡家文書」、「今林家文書」、「武田家文書」) 藤里町 調査年月日:平成10年10月21日 調査担当:渡部・煙山・柴田 藤里町教育委員会(藤里町立歴史民俗資料館保管史料) 村岡己美子氏宅(藤壁村肝煎文書)、佐々木美穂氏宅(粕毛村肝煎文書) 27井町 調査年月日:平成10年10月22日 調査担当:渡部・煙山・柴田 二ツ井町教育委員会・二ツ井町史編纂室(菊地・林林・田口文書コピー、秋林は当館所蔵以外) 調査年月日:平成11年4月14日 調査担当:佐藤・加藤(昌)・平田・中田 台川町公民館(工藤家文書、斎藤家文書、疋田家史料)、金田京子氏宅(「根田業」関係中心) 日川町 調査年月日:平成11年10月12日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 台川町公民館(工藤家文書、斎藤家文書、疋田家史料)、金田京子氏宅(「根田業」関係中心) 1 調査年月日:平成19年10月13日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 上・小阿仁村教育委員会(書庫は生建学習センター)(村役場所蔵史料、個人文書コピーほか) 1 調査年月日:平成9年9月5日 調査担当:煙山・加藤(昌)・中田 八森町教育委員会(「八森町史」編纂後の状況)、文化交流センター (漁業・鉱山関係史料はか) 下場正光氏宅(北前船の船頭、岩館郵便局長の関係史料) 第査年月日:平成9年9月4日 調査担当:煙山・加藤(昌)・中田 峰浜村教育委員会(「峰浜村誌」編纂後の史料整理状況)、小林実氏宅(「沼田村文書」) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		鷹巣町教育委員会(「内舘文庫」ほか)、鷹巣町立図書館(鷹巣地方史研究、坊澤村郷上史ほか)
森吉町立図書館(「工藤家文書」、「石崎家文書」、「金家文書」) 阿仁町 調査年月日:平成8年12月4日 調査担当:桜庭・煙山・柴田 阿仁町郷土文化保存伝承館(「片岡家文書」、「今林家文書」、「武田家文書」) 兼里町 調査年月日:平成10年10月21日 調査担当:渡部・煙山・柴田 藤里町教育委員会(藤里町立歴史民俗資外館保管史料) 村岡己美子氏宅(藤琴村肝煎文書)、佐々木美穂氏宅(粕毛村肝煎文書) 二ツ井町 調査年月日:平成10年10月22日 調査担当:渡部・煙山・柴田 二ツ井町教育委員会・二ツ井町史編纂室(菊地・秋林・田口文書コピー、秋林は当館所蔵以外) 調査年月日:平成11年4月14日 調査担当:佐藤・加藤(昌)・平田・中田 吉田敏氏宅(吉田家文書=梅津家旧蔵文書、約100点、当館客託) 7川町 調査年月日:平成11年10月12日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 合川町公民館(工藤家文書、斎藤家文書、疋田家史料)、金田京子氏宅(「根田楽」関係中心) 上小阿仁 調査年月日:平成1年10月13日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 一 上小阿仁村教育委員会(書庫は生建学習センター)(村役場所蔵史料・個人文書コピーほか)		たかのす風土館(鷹巣村田畑證文、長岐文書ほか)、長谷川啓司氏宅(「天保凶飢見聞実録」)
調査年月日:平成8年12月4日 調査担当:桜庭・煙山・柴田 阿仁町郷土文化保存伝承館(「片岡家文書」、「今林家文書」、「武田家文書」)	森吉町	
調査年月日:平成8年12月4日 調査担当:桜庭・煙山・柴田 阿仁町郷土文化保存伝承館(「片岡家文書」、「今林家文書」、「武田家文書」)		森吉町立図書館(「工藤家文書」、「石崎家文書」、「金家文書」)
阿仁町郷土文化保存伝承館(「片岡家文書」、「今林家文書」、「武田家文書」) 調査年月日:平成10年10月21日 調査担当:渡部・煙山・柴田 腰里町教育委員会(藤里町立歴史民伶資料館保管史料) 村岡己美子氏宅(藤峯村肝煎文書)、佐々木美穂氏宅(粕毛村肝煎文書) 1別	阿仁町	調査年月日:平成8年12月4日 - 調査担当:桜庭・煙山・柴田
藤里町教育委員会(藤里町立歴史民俗資料館保管史料) 村岡己美子氏宅(藤琴村肝煎文書)、佐々木美穂氏宅(粕毛村肝煎文書) ニツ井町 調査年月日:平成10年10月22日 調査担当:渡部・煙山・柴田 ニツ井町教育委員会・ニッ井町史編纂室(菊地・秋林・田口文書コピー、秋林は当館所蔵以外) 調査年月日:平成11年4月14日 調査担当:佐藤・加藤(昌) 吉田飯氏宅(吉田家文書・梅津家旧蔵文書、約100点、当館寄託) 予川町 調査年月日:平成11年10月12日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 合川町公民館(工藤家文書、斎藤家文書、疋田家史料)、金田京子氏宅(「根田薬」関係中心) 上小阿仁 調査年月日:平成11年10月13日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 寸 上小阿仁村教育委員会(書庫は生涯学習センター)(村役場所蔵史料、個人文書コピーほか) 「講査年月日:平成9年9月5日 調査担当:煙山・加藤(昌)・中田 八森町教育委員会(「八森町史」編纂後の状況)、文化交流センター(漁業・鉱山関係史料はか) 下場正光氏宅(北前船の船頭、岩館郵便局長の関係史料) 第五年月日:平成9年9月4日 調査担当:煙山・加藤(昌)・中田 峰浜村教育委員会(「峰浜村誌」編纂後の史料整理状況)、小林実氏宅(「沼田村文書」) 総代市史編纂室(「根本弦家」・「多賀谷家」・「落合二郎家」所蔵史料、嘉藤田時枝家文書) 山本町 調査年月日:平成8年10月3日 調査担当:伊藤・校庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか) 「電町 調査年月日:平成11年9月7日 調査担当:伊藤・校庭・和藤(日) 「八竜町教育委員会(町内の史料所蔵状況)、清水与十郎氏宅(浜田村肝煎、黒印御定書ほか) 調査年月日:平成10年10月7日 調査担当:佐藤・平田 「八竜町教育委員会(町内の史料所蔵状況)、清水与十郎氏宅(浜田村肝煎・村長文書、約350点) 調査年月日:平成10年10月7日 調査担当:渡部・煙山		阿仁町郷土文化保存伝承館(『片岡家文書』、「今林家文書』、「武田家文書」)
村岡己美子氏宅(藤琴村肝煎文書)、佐々木美穂氏宅(粕毛村肝煎文書) 二ツ井町 調査年月日:平成10年10月22日 調査担当:渡部・煙山・柴田 二ツ井町教育委員会・二ツ井町史編纂室(菊地・秋林・田口文書コピー、秋林は当館所蔵以外) 調査年月日:平成11年4月14日 調査担当:佐藤・加藤(昌) 吉田飯氏宅(吉田家文書・梅津家旧蔵文書、約100点、当館寄託) 一部 調査年月日:平成11年10月12日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 合川町公民館(工藤家文書、斎藤家文書、疋田家史料)、金田京子氏宅(「根田薬」関係中心) 上小阿仁 調査年月日:平成19年10月13日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 上小阿仁村教育委員会(書庫は生涯学習センター)(村役場所蔵史料、個人文書コピーほか) 「「森町教育委員会(青庫は生涯学習センター)(村役場所蔵史料、個人文書コピーほか) 「「本町教育委員会(青庫は生涯学習センター)(村役場所蔵史料、個人文書コピーほか) 「「本町教育委員会(「八森町史」編纂後の状況)、文化交流センター(漁業・鉱山関係史料はか) 丁場正光氏宅(北前船の船頭、岩館郵便局長の関係史料) 調査年月日:平成9年9月4日 調査担当:煙山・加藤(昌)・中田 峰浜村教育委員会(「峰浜村誌」編纂後の史料整理状況)、小林実氏宅(「沼田村文書」) 「諸在月日:平成8年10月3日 調査担当:伊藤・校庭・加藤(昌) 「市中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(赤川藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか) 「調査年月日:平成11年9月7日 調査担当:伊藤・校庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(法戸橋村肝煎、黒印御定書ほか) 「調査年月日:平成10年10月7日 調査担当:伊藤・平田 八竜町教育委員会(町内の史料所蔵状況)、清水与十郎氏宅(浜田村肝煎・村長文書、約350点) 調査年月日:平成10年10月7日 調査担当:渡部・弾田	藤里町	調査年月日:平成10年10月21日 調査担当:渡部・煙山・柴田
調査年月日: 平成10年10月22日 調査担当: 渡部・煙山・柴田		藤里町教育委員会(藤里町立歴史民俗資料館保管史料)
調査年月日: 平成10年10月22日 調査担当: 渡部・煙山・柴田		村岡己美子氏宅(藤琴村肝煎文書)、佐々木美穂氏宅(粕毛村肝煎文書)
二ツ井町教育委員会・二ツ井町史編纂室(菊地・秋林・田口文書コピー、秋林は当館所蔵以外) 調査年月日: 平成11年4月14日 調査担当: 佐藤・加藤(昌) 吉田飯氏宅(吉田家文書・毎津家旧蔵文書、約100点、当館寄託) 計画	二ツ井町	調査年月日:平成10年10月22日 調査担当:渡部・煙山・柴田
調査年月日: 平成11年4月14日 調査担当: 佐藤・加藤(昌) 吉田飯氏宅(吉田家文書-梅津家旧蔵文書、約100点、当館客託)		二ツ井町教育委員会・二ツ井町史編纂室(菊地・秋林・田口文書コピー、秋林は当館所蔵以外)
調査年月日:平成11年10月12日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 合川町公民館(工藤家文書、斎藤家文書、疋田家史料)、金田京子氏宅(「根田楽」関係中心) 比小阿仁 調査年月日:平成11年10月13日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 上小阿仁村教育委員会(書庫は生涯学習センター)(村役場所蔵史料、個人文書コピーほか) 調査年月日:平成9年9月5日 調査担当:煙山・加藤(昌)・中田 八森町教育委員会(「八森町史」編纂後の状況)、文化交流センター(漁業・鉱山関係史料はか) 下場正光氏宅(北前船の船頭、岩館郵便局長の関係史料) 1 調査年月日:平成9年9月4日 調査担当:煙山・加藤(昌)・中田 峰浜村教育委員会(「峰浜村誌」編纂後の史料整理状況)、小林実氏宅(「沼田村文書」) 1 調査年月日:平成8年10月3日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌) 1 に市史編纂室(「根本弦家」・「多賀谷家」・「落合二郎家」所蔵史料、嘉藤田時枝家文書) 1 調査年月日:平成8年10月4日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか) 1 調査年月日:平成11年9月7日 調査担当:佐藤・平田 八竜町教育委員会(町内の史料所蔵状況)、清水与十郎氏宅(浜田村肝煎・村長文書、約350点) 3 電在月日:平成10年10月7日 調査担当:按部・煙山		調査年月日:平成11年4月14日 調査担当:佐藤・加藤(昌)
調査年月日:平成11年10月12日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 合川町公民館(工藤家文書、斎藤家文書、疋田家史料)、金田京子氏宅(「根田楽」関係中心) 比小阿仁 調査年月日:平成11年10月13日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田 上小阿仁村教育委員会(書庫は生涯学習センター)(村役場所蔵史料、個人文書コピーほか) 調査年月日:平成9年9月5日 調査担当:煙山・加藤(昌)・中田 八森町教育委員会(「八森町史」編纂後の状況)、文化交流センター(漁業・鉱山関係史料はか) 下場正光氏宅(北前船の船頭、岩館郵便局長の関係史料) 1 調査年月日:平成9年9月4日 調査担当:煙山・加藤(昌)・中田 峰浜村教育委員会(「峰浜村誌」編纂後の史料整理状況)、小林実氏宅(「沼田村文書」) 1 調査年月日:平成8年10月3日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌) 1 に市史編纂室(「根本弦家」・「多賀谷家」・「落合二郎家」所蔵史料、嘉藤田時枝家文書) 1 調査年月日:平成8年10月4日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか) 1 調査年月日:平成11年9月7日 調査担当:佐藤・平田 八竜町教育委員会(町内の史料所蔵状況)、清水与十郎氏宅(浜田村肝煎・村長文書、約350点) 3 電在月日:平成10年10月7日 調査担当:按部・煙山		吉田敏氏宅(吉田家文書=梅津家旧蔵文書、約100点、当館寄託)
合川町公民館(工藤家文書、斎藤家文書、疋田家史料)、金田京子氏宅(「根田薬」関係中心) 上小阿仁 調査年月日: 平成11年10月13日 調査担当: 加藤(昌)・平田・中田	合川町	調査年月日:平成11年10月12日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田
上小阿仁 調査年月日:平成11年10月13日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田		台川町公民館(工藤家文書、斎藤家文書、疋田家史料)、金田京子氏宅(「根田業」関係中心)
上小阿仁村教育委員会(書庫は生涯学習センター)(村役場所蔵史料、個人文書コピーほか) 「森町 調査年月日:平成9年9月5日 調査担当:煙山・加藤(昌)・中田 八森町教育委員会(「八森町史」編纂後の状況)、文化交流センター(漁業・鉱山関係史料ほか)	上小阿仁	調査年月日:平成11年10月13日 調査担当:加藤(昌)・平田・中田
「森町 調査年月日: 平成9年9月5日 調査担当: 煙山・加藤(昌)・中田 八森町教育委員会(「八森町史」編纂後の状況)、文化交流センター(漁業・鉱山関係史料ほか) 下場正光氏宅(北前船の船頭、岩館郵便局長の関係史料) 調査年月日: 平成9年9月4日 調査担当: 煙山・加藤(昌)・中田 峰浜村教育委員会(「峰浜村誌」編纂後の史料整理状況)、小林実氏宅(「沼田村文書」) 総代市 調査年月日: 平成8年10月3日 調査担当: 伊藤・桜庭・加藤(昌) 能代市史編纂室(「根本弦家」・「多賀合家」・「落合二郎家」所蔵史料、嘉藤田時枝家文書) 調査年月日: 平成8年10月4日 調査担当: 伊藤・桜庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか) 調査年月日: 平成11年9月7日 調査担当: 佐藤・平田 八竜町教育委員会(町内の史料所蔵状況)、清水与土郎氏宅(浜田村肝煎・村長文書、約350点) 課金年月日: 平成10年10月7日 調査担当: 渡部・煙山	村	上小阿仁村教育委員会(書庫は生涯学習センター)(村役場所蔵史料、個人文書コピーほか)
八森町教育委員会(「八森町史」編纂後の状況)、文化交流センター(漁業・鉱山関係史料はか) 下場正光氏宅(北前船の船頭、岩館郵便局長の関係史料) 海査月日: 平成9年9月4日 調査担当: 煙山・加藤(昌)・中田 峰浜村教育委員会(「峰浜村誌」編纂後の史料整理状況)、小林実氏宅(「沼田村文書」) 徳代市 関査年月日: 平成8年10月3日 調査担当: 伊藤・桜庭・加藤(昌) 能代市史編纂室(「根本弦家」・「多賀谷家」・「落合二郎家」所蔵史料、嘉藤田時枝家文書) 山本町 調査年月日: 平成8年10月4日 調査担当: 伊藤・桜庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「金岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか) 調査年月日: 平成11年9月7日 調査担当: 佐藤・平田 八竜町教育委員会(町内の史料所蔵状況)、清水与十郎氏宅(浜田村肝煎・村長文書、約350点) 季丘町 調査年月日: 平成10年10月7日 調査担当: 渡部・煙山	八森町	調査年月日:平成9年9月5日 調査担当:煙山・加藤(昌)・中田
干場正光氏宅(北前船の船頭、岩館郵便局長の関係史料) 200		八森町教育委員会(「八森町史」編纂後の状況)、文化交流センター(漁業・鉱山関係史料ほか)
峰浜村教育委員会(「峰浜村誌」編纂後の史料整理状況)、小林実氏宅(「沼田村文書」) 臣代市 調査年月日: 平成8年10月3日 調査担当: 伊藤・桜庭・加藤(昌) 能代市史編纂室(「根本弦家」・「多質谷家」・「落合二郎家」所蔵史料、嘉藤田時枝家文書) 山本町 調査年月日: 平成8年10月4日 調査担当: 伊藤・桜庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか) 同本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか) 関査年月日: 平成11年9月7日 調査担当: 佐藤・平田 「八竜町教育委員会(町内の史料所蔵状況)、清水与十郎氏宅(浜田村肝煎・村長文書、約350点) 罪五町 調査年月日: 平成10年10月7日 調査担当: 渡部・煙山		于場正光氏宅(北前船の船頭、岩館郵便局長の関係史料)
峰浜村教育委員会(「峰浜村誌」編纂後の史料整理状況)、小林実氏宅(「沼田村文書」) 臣代市 調査年月日: 平成8年10月3日 調査担当: 伊藤・桜庭・加藤(昌) 能代市史編纂室(「根本弦家」・「多質谷家」・「落合二郎家」所蔵史料、嘉藤田時枝家文書) 山本町 調査年月日: 平成8年10月4日 調査担当: 伊藤・桜庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか) 同本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか) 関査年月日: 平成11年9月7日 調査担当: 佐藤・平田 「八竜町教育委員会(町内の史料所蔵状況)、清水与十郎氏宅(浜田村肝煎・村長文書、約350点) 罪五町 調査年月日: 平成10年10月7日 調査担当: 渡部・煙山	峰浜村	調査年月日:平成9年9月4日 調査担当:煙山・加藤(昌)・中田
能代市史編纂室(「根本弦家」・「多賀谷家」・「落合二郎家」所蔵史料、嘉藤田時枝家文書) 調査年月日:平成8年10月4日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか) 電町 調査年月日:平成11年9月7日 調査担当:佐藤・平田 八竜町教育委員会(町内の史料所蔵状況)、清水与十郎氏宅(浜田村肝煎・村長文書、約350点) 季丘町 調査年月日:平成10年10月7日 調査担当:渡部・煙山		峰浜村教育委員会(「峰浜村誌」編纂後の史料整理状況)、小林実氏宅(「沼田村文書」)
能代市史編纂室(「根本弦家」・「多賀谷家」・「落合二郎家」所蔵史料、嘉藤田時枝家文書) 調査年月日:平成8年10月4日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌) 山本町中央公民館(「全岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか) 電町 調査年月日:平成11年9月7日 調査担当:佐藤・平田 八竜町教育委員会(町内の史料所蔵状況)、清水与十郎氏宅(浜田村肝煎・村長文書、約350点) 季丘町 調査年月日:平成10年10月7日 調査担当:渡部・煙山	能代市	調査年月日:平成8年10月3日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌)
山本町中央公民館(「金岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか) 竜町		能代市史編纂室(「根本弦家」・「多賀谷家」・「落合二郎家」所蔵史料、嘉藤田時枝家文書)
山本町中央公民館(「金岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか) 竜町	山本町	調査年月日:平成8年10月4日 調査担当:伊藤・桜庭・加藤(昌)
\ 電町 調査年月日:平成11年9月7日 調査担当:佐藤・平田 八竜町教育委員会(町内の史料所蔵状況)、清水与十郎氏宅(浜田村肝煎・村長文書、約350点) 季丘町 調査年月日:平成10年10月7日 調査担当:渡部・煙山		山本町中央公民館(「金岡文書」)、河村作右衛門氏所蔵文書(志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか)
八竜町教育委員会(町内の史料所蔵状況)、清水与十郎氏宅(浜田村肝煎・村長文書、約350点) 季丘町 調査年月日:平成10年10月7日 調査担当:渡部・煙山	八竜町	調査年月日:平成11年9月7日 - 調査担当:佐藤・平田
季丘町 調査年月日:平成10年10月7日 調査担当:渡部・煙山		八竜町教育委員会(町内の史料所蔵状況)、清水与十郎氏宅(浜田村肝煎・村長文書、約350点)
廷(时数本委員人(廣源社公園、時知規定等力率) [月子到火火力、/南坡1] を見数((原分しま)	琴丘町	調査年月日:平成10年10月7日 調査担当:渡部・煙山
		琴丘町教育委員会(鹿渡村絵図、町役場所蔵史料)、児玉利光氏宅(鹿渡村・新屋敷村肝煎文書)
B鹿市 調査年月日:平成7年10月26日 調査担当:須藤・越中・幸野	男鹿市	調査年月日:平成7年10月26日 調査担当:須藤・越中・幸野
柏木繁氏宅(「飯ノ盛文書」、飯ノ盛村肝煎)、大友貞夫氏宅(加茂地区の漁業関係史料)		柏木繁氏宅(「飯ノ盛文書」、飯ノ盛村肝煎)、大友貞夫氏宅(加茂地区の漁業関係史料)
	若美町	
若美町ふるさと資料館(「角間崎部落会文書」)		
大淵昌家氏宅(「大淵昌平家文書」、七ヶ寄郷の親郷肝煎文書)		
	五城目町	
五城目町中央公民館(野田村・高崎村関係文書、大川村適産調、松橋家文書ほか)		
石井百合子氏宅(石井有保家史料、馬楊目村肝煎文書)		
	八郎潟町	
八郎潟町公民館(町内の史料所在状況)、渡部六右衛門氏宅(明治期の版本・写本中心、約230点)		
THE PARTY OF THE P		THE TANK THE PROOF OF THE PART OF THE PROOF OF THE PROOF OF THE PART OF THE PA

-1.XG1-1	
大潟村	
井川町	
飯田川町	
天王町	未調査
昭和町	
河辺町	
協和町	
雄和町	
秋田市	調査年月日:平成10年7月29日 調査担当:佐藤・平田
DOME	佐竹史料館(館蔵史料約1,600点、竹島コレクションほか)
岩城町	調査年月日:平成9年2月21日 調査担当:鈴木・桜庭・煙山
71 204. 1	岩城町史料館(「皆川家文書・大井家文書」ほか)、和田孝子氏宅(岩城藩士、藩政・商業関係)
大内町	調査年月日:平成10年3月6日 調査担当:鈴木・桜庭・煙山
7013.3	大内町歴史民俗資料館(所蔵史料の調査)、伊藤祐蔵氏宅(「岩屋之内町村江草苅山之事」ほか)
本荘市	八月型正大八町貝付版(川原大村V両里)、戸際和原八七(「石座之内町村江早刈田之事」(はか) - 調本作日・近か9年1月94日
44111	調査年月日:平成8年1月24日 調査担当:加藤(民)・佐々木・湊
西目町	本在市郷土資料館(市史の編纂状況)、印藤良生氏宅(所蔵文書は市史編纂室によって整理済)
福日町	調査年月日:平成11年10月26日 調査担当:佐藤・平田
	西目町教育委員会(町史編纂室)(公民館保管史料、町役場史料・鈴木家文書・町内会史料ほか)
LL THE	佐藤孝夫氏宅(西目潟干拓関係ほか、118点)
由利町	調査年月日:平成10年10月15日 調査担当:佐藤・加藤(昌)・越中
⇔ ₩-₩-	由利町公民館(町史編纂の際の収集史料29点)、木村正氏宅(木村仁左衛門文書、米山地区名主)
鳥海町	調査年月日:平成10年10月14日 調査担当:佐藤・加藤(昌)・越中 鳥海町教育委員会(中山文書=真坂昌五郎家文書)、榊豊昭氏宅(鳥海神社神官関係、修験関係)
to L Tume	鳥冊町教育委員会(中山文書=具坂昌五郎家文書)、榊豊昭氏宅(鳥海神社神官関係、修験関係)
東由利町	調査年月日:平成10年3月5日 調査担当:鈴木・桜庭・煙山
	東由利町公民館(「玉米下村境論裁許状」享保5ほか)
(, da m .	小松幸子氏宅(「玉米老方村同館野村御裁許状」享保9ほか)
矢島町	調査年月日:平成8年1月23日 調査担当:加藤(民)・佐々木・湊
t de tem	矢島町郷土資料館(町史資料集、古文書目録ほか)、大井マチ氏宅(所蔵史料は未整理)
仁賀保町	調査年月日:平成7年1月26日 調査担当:加藤(民)・伊藤・越中
A NAME:	仁賀保町教育委員会(町内の史料所在状況)、勤労青少年ホーム(仁賀保家・小川家文書ほか)
金浦町	調査年月日:平成9年2月20日 調査担当:鈴木・桜庭・煙山
	金浦町教育委員会(「金浦町史」、「佐藤与惣右衛門家文書」ほか)
At. YOU Mare	佐々木啓喜氏宅(本荘藩医、医学関係史料ほか)
象潟町	調査年月日:平成7年1月27日 調査担当:加藤(民)・伊藤・越中
	象潟町教育委員会(町内の史料所在状況)、象潟町郷土資料館(「象潟町史」刊行の事務局)
TET ALL HATTHE	斎藤忠俊氏宅(所蔵史料の調査)、関村財産管理組合(「関村伝来文書」=関村肝煎須田家文書)
西仙北町	調査年月日:平成10年6月9日 調査担当:煙山・加藤(昌)
	西仙北町中央公民館(公民館保管史料、コピー約5,000点)
-t- b(),).	伊藤信氏宅(拠人関係史料、文化年間中心)、小山田明氏宅(拠人・肝煎関係史料、約1,800点)
南外村	調査年月日:平成11年11月22日 - 調査担当:渡部・加藤(昌)・柴田
Sets (SZ1 III)-c	南外村教育委員会(役場文書 80点、平沢文書 80点、相馬文書 20点、花館村役場文書 30点)
神岡町	
中仙町	+ 3m-4-
太田町	未調査
仙北町	
千畑町	
大曲市	調査年月日:平成7年7月25日 調査担当:寿松木・加藤(民)・須藤・越中
	秋田県立農業科学館(館外貸出史料の展示状況)
	調査年月日:平成11年10月8日 調査担当:渡部・加藤(昌)
A Adam -	大曲市立図書館(高階家文書、内小友村関連文書、古書籍類ほか)
角館町	調査年月日:平成8年7月16日 - 調査担当:桜庭・煙山・幸野
	農村モデル町立角館図書館(「特別資料目録」)、常光院(村野孝和氏宅、佐竹北家関係史料)
	下延コミュニティセンター(下延地区保管文書)、青柳清氏宅(下延地区肝煎数軒の文書)
田沢湖町	調査年月日:平成9年12月3日 調査担当:桜庭・煙山・幸野
	田沢湖町教育委員会(「新田沢湖町史」編纂後の状況)、伊藤要助氏宅(歴史資料目録所収分)
西木村	調査年月日:平成9年12月4日 - 調査担当:桜庭・煙山・幸野
	西木村教育委員会(「西木村郷土誌」編纂後の史料整理状況)
	白川容子氏宅(「西木村近世古文書目録(白川家文書)」所収分)
六郷町	調査年月日:平成8年7月16日 調査担当:桜庭・煙山・幸野
	六郷町学友館(「六郷町史」編纂後の状況)、小西礼三郎氏宅(六郷御役郷肝煎、宿駅関係史料)
	To and the action of the man in the property of the property o

大森町	調査年月日:平成7年7月25日 調査担当:寿松木・加藤(民)・須藤・越中
	大森町教育委員会(町内の史料所在状況)、波字志別神社神楽殿(国指定重要文化財)
	ほろわの里資料館(「大友家文書」ほか)、大友ヒサエ氏宅(保呂羽山関係、平田篤胤書状ほか)
	※大友家は波宇志別神社別当、国無形文化財の霜月神楽が行われる
雄物川町	調査年月日:平成7年7月26日 調査担当:寿松木・加藤(民)・須藤・越中
	雄物川町歴史民俗資料館(「小沢家文書 、「沼館村絵図)
	塩田正子氏宅(農業経営、酒造業関係)、上法久雄氏宅(修験道関係、自由民権運動関係史料)
平鹿町	調査年月日:平成6年6月6日 調査担当:寿松木・菊池・佐々木
	平鹿町立図書館(「旧醍醐村役場文書」)
十文字町	調査年月日:平成6年6月7日 調査担当:寿松木・菊池・佐々木
	十文字町史編纂室(町史編纂のための史料調査状況)
仙南村	未調査
大雄村	
横手市	調査年月日:平成11年10月20日 調査担当:佐藤・平田・越中
	横手市立図書館(山崎家文書、黒沢家文書、旧旭村行政文書、石川家文書ほか)
山内村	調査年月日:平成11年11月4日 調査担当:加藤(昌)・平田・嵯峨
	山内村教育委員会(伊藤与右衛門史料 約1,000点)、川越退二氏宅(和本類、大松川周辺絵図)
湯沢市	調査年月日:平成7年9月18日 調査担当:伊藤・佐々木・幸野
	上遠野秀夫氏宅(「湯沢上遠野家文書」、家蔵文書原本ほか)
稲川町	調査年月日:平成7年9月19日 調査担当:伊藤・佐々木・幸野
	秋田県漆器工業協同組合(「髙橋利兵衛文書」)
雄勝町	調査年月日:平成9年10月29日 - 調査担当:桜庭・加藤(昌)・柴田
	雄勝町教育委員会(「工藤正家文書」、院内鉱山関係史料)
tite ster till	小沢誠一郎氏宅(南覚院、修験関係史料)、金沢史也氏宅(地主、商家関係史料)
皆瀬村	調査年月日:平成9年10月30日 調査担当:桜庭・加藤(昌)・越中
11/ 77	皆瀬村教育委員会(村史編纂後の史料整理状況)、中山茂氏宅(肝煎文書)
増田町	調査年月日:平成10年11月20日 調査担当:煙山・加藤(昌)・幸野・中田
-ba 12 Mer I I	増田町ふれあいブラザ・町史編纂室(役場文書、個人文書コピー、高橋友鳳子コレクションほか)
東成瀬村	調査年月日:平成11年10月21日 - 調査担当:佐藤・平田・越中
TE: 44 m-e	東成瀬村教育委員会(村内の史料所在状況)、ふる里館公開史料(菊地慶治氏ほか寄贈史料)
羽後町	調査年月日:平成10年11月19日 調査担当:煙山・加藤(昌)・幸野・中田
	羽後町歴史民俗資料館(信淵文庫ほか)

参考 2 秋田県内市町村史等刊行状況 (平成11年現在、『』は自治体史に該当するもの)

- ・秋田市 秋田市史 上中下 (S24~25)、秋田市の歴史 (S35)、秋田市史 昭和編 I II (S42、54)、
 - 秋田市史研究(H4~)、『秋田市史』(H8~)
- ·能代市 能代市史稿 第一~七輯(S31~39)、能代市史資料(S45~)、能代市史研究(H3~)、
 - 能代市史史料目録(H4~)、『能代市史』(H7~)
- ・横手市 横手市史 昭和編(S56)、横手郷土史資料(S2~)
- ・大館市 花矢・大館地方史(S42)、火内1~10号(S47~55)、大館市史編さん調査資料集(S47~60) 『大館市史』 第一~五巻(S53~H2)、大館の歴史(H4)
- ・本荘市 本荘市史編纂資料第 $1\sim$ 14集(S 39~H 3)、本荘市史資料古文書所在目録第 $1\sim$ 8 集(S 54~57)、本荘市史研究 $1\sim$ 4 (S 56~59)、『本荘市史』(S 57~)
- ・男鹿市 男鹿市史(S39)、男鹿市文化財調査報告(S51~)、『男鹿市史』上下(H7)
- ・湯沢市 『湯沢市史』(S 40)、湯沢郷土史資料 第 $1\sim17$ 集(S $31\sim50$)、『佐竹南家日記』(H $7\sim$)
- ・大曲市 大曲市郷土史資料 第1~21集(S26~56)、『大曲市史』資料編・通史編(S59、H11)
- ・鹿角市 鹿角市史資料編(S54~)、『鹿角市史』 第1~5巻(S57~H9)
- · 小坂町 『小坂町史』 (S50)
- ・鷹巣町 『鷹巣町史』第一~三巻、資料編(S61~H1)
- 比内町 『比内町史』 (S62) 、比内町史資料編 第1~10集 (S62~H8)
- ・阿仁町 『阿仁町史』(H4)、阿仁町史資料編 第1~5集(H1~6)
- 田代町 田代町史資料 第1~28集(S56~H7)
- ・合川町 合川町郷土のあゆみ(S41)
- ・上小阿仁村 上小阿仁郷土史資料編 第 $1\sim5$ 集($S48\sim62$)、『上小阿仁村史』資料編・通史編(H5、6)
- ・琴丘町 琴丘町郷土誌 (S45)、『琴丘町史』通史編・史料編 (H2)
- ・二ツ井町 二ツ井町町史資料 1~、『二ツ井町史』 (S52)
- ・八森町 郷土誌資料 八森(S48~)、『八森町誌』(H1)

• 山本町 『山本町史』 (S54) • 八竜町 『八竜町史』 (S43) • 藤里町 『藤里町史』(S50)、藤里町の古文書(H5~) 峰浜村 峰浜村の文化財(S51~)、『峰浜村誌』(H7) • 五城目町 五城目郷土史(S30)、『五城目町史』(S50) • 昭和町 『昭和町誌』(S61) • 八郎潟町 『八郎潟町史』 (S52) 飯田川町百年のあゆみ (S44)、五十年のあゆみ (S60) • 飯田川町 天王町 天王町誌資料(S43)、『天王町誌』(S49) • 井川町 『井川町史』(S61)、井川町古文書目録 上下(H7、8) 若美町史資料(S52)、『若美町史』(S56) • 若美町 • 河辺町 河辺町郷土誌 (S37)、『河辺町史』 (S60) • 雄和町 『雄和町史』(S51、追補編S52)、雄和町史料編(H3~) • 仁智保町 『仁賀保町史』(S47)、郷土誌資料集(S42~)、仁賀保町古文書目録 第1、2集(S58、62) 金浦町 金浦町郷土史資料 第1~8集(S30~55)、『金浦町史』上巻(H2) ・象潟町 『象潟町史』 (S43、資料編Ⅱ H8)、象潟の文化 (S48~62)、 象潟町資料古文書所在目録 第1集(H3) • 矢島町 矢島の歴史(S44)、矢島町古文書目録(S47~)、矢島の古文書散歩(S47~)、 『矢島町史』上下(S54)、『続矢島町史』上下(S58) •岩城町 『岩城町史』(H8)、岩城町史資料編(H9~) • 由利町 由利町史資料編(S41)、『由利町史』(S45、改訂版S60) • 西目町 西目町史研究(H8~)、『西目町史』資料編(H10) 鳥海町 鳥海町古文書目録 第1集(S54)、『鳥海町史』(S60、資料編S62) 古文書解読集 第1~8巻(S51~52)、『東由利町史』(H1)、東由利町林業史(H6) • 東由利町 • 大内町 大内村郷土誌(S43)、大内町文化財資料 第1、2集(S51、52)、『大内町史』(H2) 神岡町 郷土誌かみおか 資料編 第1~5集(S49~63) 西仙北町郷土誌 近代編(S51)、西仙北町郷土史資料 第 $1 \sim 12$ 集(S53 ~ 62)、 • 西仙北町 『西仙北町史』先史~近世編(H7) • 角館町 『角館誌』第1~11巻(S42~H8)、角館歴史年表(S50)、かくのだてまちの歴史(H5~) • 六郷町 六郷町郷土史考(S33)、六郷町明治百年小史(S43)、六郷の歴史 1~15(S47~60)、 『六郷町史』上下(H3) • 中仙町 中仙町政史 明治編、大正編、昭和編(S35、38、40) 中仙町郷土史資料 第1~11集(S48~57)、『中仙町史』通史編、文化編(S58、H1) 田沢湖町 田沢湖町史(S41)、田沢湖町史資料編 第 $1\sim10$ 集(S62 \sim H5)、『新田沢湖町史』(H9) • 協和町 協和村郷土誌(S43)、峯吉川百年の歩み(S43) • 南外村 南外村誌 資料編 第1~6集(S44~57) • 仙北町 仙北村 史 年 表 (S45)、仙北村 郷土誌 (S47)、仙北村 史 年 表 追録 第 $1 \sim 3$ 号 (S54、61、H4) • 西木村 西木村郷土史資料 桧木内編、西明寺編(S34~48)、『西木村郷土誌』(S55) 太田町 太田町百年誌(S51)、太田町郷土史資料第1~11集(S38~H3) • 千畑町 わが郷土の資料 第1~4集 (S43~51)、『千畑村郷土誌』 (S61) 仙南村郷土史資料 第1~8集(S39~44)、『仙南村郷土誌』(H4) • 仙南村 • 増田町 増田町郷土史資料 1~7(S35~42)、増田町郷土史(S47)、 增田町史資料目録 第1~12集(H4~6)、『増田町史』(H9) 平鹿町 平鹿町郷土誌(S44)、平鹿町歴史資料目録 第1~2集(S55~56)、『平鹿町史』(S59)、 平鹿町史料集 第1~(H2~) 雄物川町 『雄物川町郷土史』(S55)、雄物川町郷土史資料(S34~) • 大森町 大森郷土史 第1~8集(S40~52)、『大森町郷土史』(S56) 十文字町 十文字町郷土誌(S33)、十文字町資料目録 第1~9集、『十文字町史』(H8) 山内村郷土資料 第 1 ~10輯(S 28~37)、山内村郷土史年報(S 56~61)、 • 山内村 『山内村史』上下別巻(H1~2) • 大雄村 村史資料(郷土誌資料、郷土史資料)第1~17集(S42~H7)、 田村郷日記(1)~(10)(S59~H9) 稲川町 稲川町史資料編 第 $1\sim11$ 集($S40\sim51$)、『稲川町史』(S59)、稲川町郷土史資料編($H7\sim$) • 雄勝町 『雄勝町史』(S36)、雄勝町の歴史散歩 正編・続編(S53、55)、雄勝町のあゆみ(H7)

羽後町郷土史(資料 第1~10集) (S27~)、郷土誌資料 第1~5号(S30~31)、

皆瀬村 資料編 第 $1\sim4$ 集 (S $47\sim58$) 、『皆瀬村史』 (H 5)

羽後町歴史資料文書目録(H6~)

『東成瀬村郷土誌』(H3)

• 羽後町

• 東成瀬村

皆瀬村

改正教育令期の秋田県小学校試験規則 II

- 不正の発生と試験規則の問題点

はじめに

建言書に見る試験不正の実態

_ 改正教育令期の試験規則の分析

1 明治十五年乙第二十九号

2 明治十六年乙第九十号

1

不正の原因と教育行政への影響

教育課の不正防止対策

2 試験不正の発生原因

おわりに

3

県教育行政への影響

は じ め に

秋田県小学校試験規則 本稿は、当初、研究紀要第五号に発表した拙稿「改正教育令期の I」(以下、 第一部) の後半部分として執

> 部の概要を記しておくこととする。 ら続けて本稿を読まれることをお願いしたい。本稿でも最初に第一 形になったことを、まずお詫び申し上げたい。その上で、第一部か としたが、本来は一つの論文にまとまるべき内容であった。 筆したものである。紀要頁数の都合で分離し、それぞれ独立の体裁 煩瑣な

柴

田

知

彰

ると、 ものの卒業時の試験実施が条文から消えたため、各府県の小学校試 験成績の優等者に褒賞を与えるなど奨励手段もとられていた。 事関係官員の臨席のもと厳正に実施される規程であった。また、試 国の長所を取り入れた理念型が設定された。徹底した能力主義に立 上級学校への入学資格とされていた。そのため、卒業時の試験は学 の条件とされた。さらに卒業認定も試験をもって行なわれ、合格が つ「学制」では、小学校の進級も等級制に基づき、試験合格が必須 しかし、明治十二年に「学制」が廃止され「教育令」が頒布され 「学制」で欧米の近代的学校制度が導入された際、 右の試験制度の理念型は一部崩された。等級制は続いていた 試験制度も各

弊害が深刻化したこととを背景として挙げている。 の平準化に不可欠だった競争試験が明治十年代から二十年代にかけの平準化に不可欠だった競争試験が明治十年代から二十年代にかけ的なものに移行していったのである。天野郁夫氏は、学制期に学力的なものから、次第に日常的教育試験制度は、当初の競争的公開的なものから、次第に日常的教育

右の 較試験の要素が取り入れられ、従来より競争性が強められている。 に改正され卒業試験廃止型となった。 ていた。第一部では、 この「過渡期」に入っており、 学年制に移行し試験の実施目的が変化するまでの意味で、第一部で 定までの間は、競争試験に基づく等級制が依然として続いていた。 はこの期間を試験制度の「過渡期」として位置づけた。教育令期は 部崩れが見られた半面、 秋田県の小学校試験規則は、 明治十二年の「学制」廃止から二十四年の「小学校教則大綱」制 「過渡期のひずみ」が顕著に見られたケースと言えるだろう。 この状態を「過渡期のひずみ」と呼んでみた。 学制期以来の競争試験がますます過熱し 等級制を維持する厳格な試験制度に 改正教育令期の明治十五年と十六年 その一方、 進級時の試験に比

考えてみたい。「過渡期のひずみ」が改正教育令期の県教育行政に及ぼした影響を「過渡期のひずみ」が改正教育令期の県教育行政に及ぼした影響を試験規則の内容と教育課の防止対策とを分析することで明らかにし、本稿では、試験規則改正後に県内で発生した試験不正の原因を、

建言書に見る試験不正の実態

る。 なる。 は改正前、 試験での不正の具体的内容と学校教育に及ぼす弊害とが記されてい ニ付建言書」が提出された。この二通の建言書には、 仙北郡第二十二学区の長野小学校訓導菊地節三から「学事振興之義 試験につき建言書が提出された。そして、翌十七年三月九日には、 旦 へ提出された建言書の中で見ることができる。 試験規則改正後に発生した不正の実態は、 十六年八月に試験規則が改正されているので、 仙北郡第八学区学務委員伊藤兵吉ほか教員三名から小学校定期 菊地の建言書は改正後の状況について記していることに 現場教員などから県令 明治十六年六月十四 伊藤らの建言書 定期 (学級)

ように報告している。 施されていた。伊藤らは、学校現場での試験実施状況について次の加た十六年六月までには既に秋期春期合わせて二回の定期試験が実れた十六年六月までには既に秋期春期合わせて二回の定期試験が実まず、伊藤らの建言書の方から見てみよう。明治十五年三月にまず、伊藤らの建言書の方から見てみよう。明治十五年三月に 教師自身の体面を繕うことに在ったことも読み取れる。

たことが分かる。

また、

教員の不正を行なった原因が、

学校および 進級試験で

知

ル ル

容が生徒の習熟した箇所の出題から問題の事前漏洩にまで及んでい

得点ノ完全ナルヲ要スルノ情アリテ其撰定ニ臨ソデ之ヲ受持教員 ニ謀リ該生徒ノ習熟セル箇所ニ偏スルノ勢ヲ免レザレバナリ偶郡 勿論隣校教員ト雖モ之ヲ監視スルノ公任ナルニアラザレバ其試検 其問題常ニ容易ニ失スルノ弊ヲ免レ難シ如何トナレバ受持教員 或ハ之ヲ隣校教員ニ委任シ或ハ受持教員自カラ之ヲ行フモノニテ 本県小学校定期試検ノ如キ一定ノ秩序ナキヲ以テ校ノ因習ニ基

建言書より、 ヲ慕ヒ小学ヲ厭フノ父兄アルモ亦一ニ理ナシトスル能ハザルナリ 生徒アリト雖モ日用書類ヲ綴ルニ苦ムガ如クニシテ已マザルモ亦 シキモノニシテ生徒落第スト雖モ以テ唇トスルノ色ナク褒賞ヲ得 検ノ体面ヲ飾リ強テ其得点ヲ完全ナラシメ恭シク卒業証書ヲ附与 シ生徒ノ過半数ヲ褒賞シテ優等トナス者アリト是レ其弊ノ最モ甚 吏ノ之ニ監臨スルアリト雖モ未タ此弊習ヲ矯正スルニ足ラザルナ 、モノナリ若シ累級此ノ如クニシテ已マザルトキハ高等科卒業ノ ナリ ザ ^聞ク処ニ拠レバ定期試検ノ期ニ瀕スルモ生徒未タ等級課業ヲ終 ト雖モ以テ栄トスルノ理ナク賞罰亦以テ之ヲ奨励スルニ足ラザ ルベカラザルナリ本県試検秩序ノ完備セザルヤ久矣夫ノ寺小屋 ル 、此ノ如キハ即チ生徒該級相当ノ学力ナキモ強テ進級セシム | ヲ以テ教員予メ各科ノ問題ヲ撰定シ之ヲ生徒ニ約シ徒ニ試 試験不正が教員の手により行われていたこと、不正内

1)

受持生徒の中から多数の落第者を出すことは、 を問われる事態であったと考えられる。 教員個 人の指導 能

力

は たようである。また、生徒が落第も褒賞も意に介さなくなった様子 試験不正の発生は、 に達しない生徒が多数進級し、各級の学力水準の低下に繋がった。 証書を授与されたことが記されている。 ころが建言書には、 達した生徒を進級させるため、 行で妨げられたことも明らかである。 そして、 試験の実施効果が殆ど失われたことを意味している。 学力の平準化を図る等級制本来の目的が、 カリキュラムの定着に深刻な影響を及ぼして カリキュラム未修了の生徒でも不正手段で合格 試験を厳正な形で実施していた。 等級制では一定の学力水準 その結果、 学力の一定水準 試験不 正 一の横

較試験法」 全六条の短さだったことも、 が続いていた可能性も考えられる。 の小学校では、 期には、 の試験規則は学制期に整備されたが、 建言書には「本県試検秩序ノ完備セザルヤ久矣」とある。 試験方法が各小学校の適宜に任されることとなった。 を除く全ての効力が一旦停止された。 明治十五年度以前から試験秩序の整備されない 秩序の確立を遅らせてい また、 「教育令」の施行に伴 十五年制定の試験規則 そして自由教育会 秋 県内 田 比 県

節 いても教員による不正問題は後を断たなかった。 細になり整備された形になった。 明治十六年に試験規則が改正されると、 三の建言書は、 規則改正直後に実施された秋期学級試験の状況を しかし、 十六年度の試験実施にお 前年の規則より規程が 十七年三月の菊地 詳

記録している。

編容スルノ理ニアラスヤ 実況ヲ観察スルニ修身読書ナレハ予メ箇条ヲ定メ作文ナレハ全文 ニ伝播シ殆ント防禦スヘカラサルノ期ニ至ラントス実ニ概嘆ニ堪 ヲ作綴シテ授ケ熟読玩習数十度ニ至リ而后試検ヲ行フノ弊風一般 ク優生ナリトーハ以テ驚怖シーハ以テ怪訝シ漸次各郡各校試検ノ 生ヲ出スノ弊是レナリ嘗テ聞ク某郡某校ニ試検生二十五名アリ悉 先ツ弊害ノ要点ヲ述ベンニ各郡各小学校試検ノ時競争シテ多ク優 - ス抑教育ナルモノハ専ラ学徒ノ観念力ヲ先ニシテ智識ヲ拡充ス 只恐ル彼人ノ子ヲ賊フ而已ナラス愈々観念力ヲ抑制シ陪智識ヲ ハ最モ主眼トスル処然ルニ是レニ背戻シテ斯クノ如キ教ヲ施サ

験での不正発生は、当時、 協議会でも、 ていた様子も読み取れる。 れている。 試験不正が一般に蔓延し、防ぎよりの無い状況に至ったことが記さ 前年に伊藤らが建言した時よりも、 各郡長から試験不正の弊害が陳命されていた。学級試 一方、 県内各郡で問題になっていたらしい。 明治十七年二月に開催された学事 不正の状況が進行し

治十六年の秋期学級試験の際、 であった。 を防止するために考えられたものである。 巡回訓導の設置を建言している。 菊地は、 三名を郡役所所在地の小学校に常置し、 巡回訓導は各小学校での学級試験の実施を監督し、 試験不正の防止と学校管理法および教授法の統一のため、 官吏の臨試態勢が不充分だったこと 各郡の規模の大小により巡回訓導 菊地の提案内容から、 郡内各校を巡らせる案 不正

> を窺える。 また菊地は、 学事振興のため「比較試験法」 を再び制定

することも提案している。

にある程度の影響を与えた可能性も考えられる。 書を十八日に起案した。この時、 「小学校試験規則」が部分改正された。 緒に回答が行われている。そして二十六日には、 三月九日の菊地の建言書に対し、教育課では参考とする旨の回答 前年の伊藤らの建言書に対しても 菊地の建言書が、 乙第二十四号で 規則改正

が記されるに至っている。 鎮静化せず、十七年の「秋田県年報」で規則のさらなる改正の必要 して各郡内の小学校で学級試験が実施された。しかし、 明治十六年度の春期秋期には、三月に改正された試験規則に準拠 不正問題は

再

たのである。 果を充分に見ないうち、 階で県教育行政の緊急課題になっていた。そして、 督業の設置が報告されている。 (12) 誘薫督スルノ緊急ヲ覚悟セルヲ以テ」とし、 級試験への教育課員の派遣が管内に布達された。 び部分改正された。さらに十八日には、 「秋田県年報」では、 明治十八年三月十六日、乙第三十五号で「小学校試験規則 「而シテ小学校内部即チ生徒学業ノ進歩ヲ勧 その年の八月に「教育令」の再改正を迎 試験秩序の立て直しは、 教第三号で改正の趣旨と学 試験規則の改正と小学 また、 立て直し策の効 十八年の段 十八年の が

二 改正教育令期の試験規則の分析

1 明治十五年乙第二十九号

の試験規則を分析しその原因を探ってみたい。原因が有ったのだろうか。十五年乙第二十九号と十六年乙第九十号改正教育令期の秋田県の試験規則は、どの部分に不正を誘発する

明治十五年乙第二十九号の「小学校試験規則」は短いものなので、

全文を紹介してみよう。

第一章 試験区分

第一条 試験ヲ分チ月次試験定期試験トス

第二条 月次試験ハ毎月末之ヲ行ヒ評点ノ多寡ニ従テ生徒ノ席次

ヲ定ム

ヲ与へ不合格ノ者ハ原期ニ留ム第三条 定期試験ハ毎期末之ヲ行ヒ合格ノ者ニハ甲号書式ノ証書

但初等科中等科高等科卒業ノ者ニハ更ニ乙号書式ノ証書ヲ与

っ

第二章 採点法

推察される。

第四条 試験評点数ハ各学科百ヲ以テ最高点ト定ム

第五条 月次試験評点ハ其平均点ト日課平均点トヲ平均シテ之ヲ

定ム

其優劣良否ニ因リ之ヲ増減シ月末ニ至リ最高点ヲ約シテ百ト但日課点ハ定点ヲ三十トシ五時間ノ学科及行状ノ六課ニ分チ

シ比例ヲ以テ各生徒ノ平均点ヲ定ムルモノトス

トヲ平均シテ之ヲ定メ六十点以上ヲ合格トス第六条 定期試験評点ハ其平均点ト月次試験評点ノ一期内平均点

但一学科零点ナレハ評価数六十以上ニ及フト雖モ之ヲ不合格

「小学生徒試験方」は、小・定期試験の「試験心得」と「試験通則」上の事務事項が定められている。「試験手続」と共に布達された定期・大試験実施の届け出や臨試願い出、提出書類の種類など実施明治九年乙第二百一番「小学生徒試験手続」では、県学務担当への学制期の試験規則と比較すれば、何が省略されたか明らかになる。

過ぎたため、厳正に試験を実施する秩序が確立できなかったものと一定ノ秩序ナキヲ以テ」と報告している。試験規則が簡略に作られて、十五年の試験規則はそれらの内容を殆ど欠いている。「通則」は各科目ごとの出題数と配点及び採点基準を定めている。から成る。「心得」は試験会場での規則や点数の計算方法など、から成る。「心得」は試験会場での規則や点数の計算方法など、

みよう。 具体的には分からない。次に、十六年乙第九十号の内容を分析して具体的には分からない。次に、十六年乙第九十号の内容を分析してしかし、十五年乙第二十九号は余りに簡略で、不正発生の原因が

2 明治十六年乙第九十号

第四章「試験問題」、第五章「採点法」の構成である。成る。第一章「総則」、第二章「試験区分」、第三章「試験手続」、明治十六年乙第九十号「小学校試験規則」は、全五章二六条より

ている。 第一章「総則」第一条では、試験実施の目的が次のように記され

試験ハ生徒ノ歴修シタル学業ノ成否ヲ判定スル為メ之ヲ設クルモ

ノトス

ものと考えられる。秩序立て直しのため、規則の強制力が示されたが定められている。秩序立て直しのため、規則の強制力が示された公立私立の区別無く、全ての小学校生徒に試験規則を適用すること公立私立の区別無く、全ての小学校生徒に試験規則を適用することは、はのと考えられる。秩序立て直しのため、規則の強制を現場教員持する役割を果たしていた。第一条は、その試験の役割を現場教員試験は、一定の学力水準に達した生徒を進級させ、等級の水準を維

を巡回臨試するためには、試験実施の月を決めた上で各校の実施日校へ試験日限ヲ指定候取計ハセ可然」と続いている。郡内各小学校

程を組む必要が有った。

ヲ執行スルモノトス 第八条 月次試験ハ其授業セル各小学本分校等ニ於テ受持教員之規程である。第八条と九条では、会場と執行者が定められている。第三章「試験手続」は、試験の執行方法や書類提出などに関する

首座教員之ヲ執行セルモノトス 第九条 学級試験ハ其学区内ノ生徒ヲ小学本校ニ集合シ校長又ハ

但各訓導ハ校長又ハ首座教員ノ差図ヲ得試験事務ニ従事スヘ

の小学分校を置くことが許されている。 条文中に「小学本分校」の語が有るので、まずこれを説明したい。 条文中に「小学本分校」の語が有るので、まずこれを説明したい。 条文中に「小学本分校」の語が有るので、まずこれを説明したい。

の実施を願い出た。これに対して、教育課は規則改正の主眼を「試田治兵衛が、本分校間が遠隔であることを理由に学級試験の分校でと考えられる。明治十六年九月三日、由利郡第八学区学務委員の池校生徒を集めたのは、会場数を整理して巡回臨試の手間を省くため第九条では、学級試験の実施会場が小学本校とされた。本校に分

見ントスルニアレハ」とし、分校での実施を不認可している。 験期ト其場所トヲ一定シ試験臨監ノ便ヲ得以テ大ニ授業督察ノ益ヲ

勢は、 含んでいたと考えられる。 それぞれ受持教員と校長または首坐訓導にされている。 その一方、第九条の但書では、 確実に巡回臨試が行なわれないと試験不正を誘発する要素を 月次試験と学級試験の執行者が、 この執行態

設けられている。 郡役所に提出された。この表には、学校名と受持教員名の記入欄が いて定められている。春期は三月二十日、 などの規程である。第十一条では、 第十一条から十五条にかけては、 図 1 の 「学級試験生徒調」 が学務委員により学区分まとめられ 学級試験実施前の提出書類につ 試験関係書類の作成提出や保存 秋期は九月二十日を期限

験成績一覧表である。これを教室内に掲示したのは、 を刺激し奨励効果を高める目的からと考えられる。 掲示が定められている。 第十二条では、各学校での「月次試験表」の作成と学期中の教室 「月次試験表」は図2の通り、 生徒の競争心 各生徒の試

郡役所に提出された。 に提出した。 せれば、優秀成績者も落第者も受持教員の姓名が分かる仕組みであ 第十三条では、 郡役所では、 各生徒の試験成績 「学級試験調査表」 学級試験実施後の提出書類等について定められて これに図4の「学級試験調査表」 試験前に提出された「学級試験生徒調」と合 一覧は図3の は、 郡内各学校の受験者内訳と試 「学級試験表」にまとめられ を添付して県庁

図 1 学級試験生徒調

連署シ	纏メ本	分校习																	名标 称等		何何
郡役	平表 末	又 ////////////////////////////////////		科	4		初			科	4	宇	中		禾	+ 4	车 7	高	科	等	月年何
仅所へ差	尾	巡回授	第六級	第五級	第四級	第三級	第二級	第 一 級	第六級	第五級	第四級	第三級	第二級	第一級	第四級	第三級	第二級	第一級	級	等	郡第
出	三校長又	業所	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	生.	員	何学
スヘ、	/\	等	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	徒	数	区
<u></u>	首坐教員及学務委員	分トモ之ヲ本校ニ取																	受持著員姓名	芝芽女 身生石	秋 学級試験生徒調

月何 何年 日何

何郡第何学区何々小学校 何 々 授 業 所 何等科第何級月次試験表

図 2 月次試験表 本表ハ教場毎ニ之ヲ調整スルモノトス 8 身 00 読 方 -8 作 文 00 뀥 字 8 算 術 8 何 4 8 何 00 点平試 均験 点平日 8 均課 成 8 点 何 姓 誰 名

何何 月年	
何郡第何	
学区小学本	
本分校等	
秋春	
期学	
于級試験=	

出本			何 何 何 何 依 校	等 校 級 名
へ、シース				
字区取			100100100100100100100100100100100	修身 読方 作文 習字
纏 シ 之			8	作文
調整			8	習 字
デ末星			8	算 術
校			8	地理
又公			8	歴史
自 座 教			8	何 々
員及常			8	点平試 均験
務委			8	点平試月 均験次
負連署			8	成点
郡長				族 籍
出スヘシ出スヘラ	何年何月	何年何月	何年何月	姓 名 年 齢

学級試験表

図 3

図 4 学級試験調本表

	4 7	- / // (27/)	秋 问 可正	Lax	
合計	第一学区	第何学区	第何学区	学区名	何何 月年
	何々	何々分校	何々小学校	校本 名分	何郡各
何人	何人	何人	何人	二高級等	学 区
// 何 人	何人	何人	何人	同三級	郡各学区各等科
何人	何人	何人	何人	同四級	生徒秋春
何人	何人	何 人	何人	総生試 員徒験	学級試
	٨	ħ. О	100	点平試 均験	試験調本
何 人	何 人	何 人	何 人	優	査 表
何人	何人	何 人	何人	及 第	
何人	何 人	何 人	何人	落第	
何	何	何	何	ハ散験ス	
人	人	人	人	人ル 員能	

の小学校の学級試験結果を把握し、 人数が分かり、各学校の試験成績を比較できる。教育課で県内九郡 験結果を一覧表にしたものである。学校ごとの優等・及第・落第の 優劣を判定できる仕組みが作ら

ルモノトス教子的点、小学本分校等毎級生徒ノ定期試験点総数ヲ其人員ニテ除シ之ヲ定ム教等科中等科各級生トモ渾テ此例ニ難シ追次之ヲ掲記スルモノトス

れたのである。そして、第十三条には次の但書が付く。

比較試験の影響が学級試験に及んだ事情については、 学級試験の結果は、全管内比較表にまとめられ各校に配付された。 但学級試験表ハ全管内取纏メ其比較表ヲ製シ各小学校等へ頒布ス 第一部で説明

規程が詳細になっていることが分かる。まず、郡役所を通して県庁 第三章「試験手続」の内容を分析すると、試験関係書類に関する

しているので参照されたい。

<u>Ti.</u>

改正教育令期の秋田県小学校試験規則 Ⅱ

妙に助長する要素が見られる。各学校および教員の指導能力を比較「学級試験調査表」や比較表などには、学校間や教員間の競争を巧教育課へ書類が集積されるシステムが作られている。その一方、

することで、

試験の競争性が強められたのである。

されていたのとは対象的である。 験手続」で、定期試験および大試験時の官吏等の臨席が詳細に規定は、臨試官吏に関する規程を欠いている。明治九年の「小学生徒試することが必要不可欠である。しかし、乙第九十号の「試験手続」このような試験制度を厳正に実施するには、監督システムを整備

格な臨試態勢が取れなかったと言える。 のであろう。 丙第三百三十六号による

臨試態勢は、 は、 ことが難しかったため、 ものだったと見られる。 として、県庁への試験期日の届け出も義務付けられた。この時点で が指令されている。 の都合をはかり、 十六号が各郡役所宛てに通達された。 八月一日の乙第九十号を補りため、 県庁の教育課員による巡回も計画されていたらしい。 結果としては、 郡内各小学校の学級試験の実施期日を定めること また、 臨試態勢の設定がこのような経緯を辿った 教育課員をして毎年二回県内を巡回させる 「教育課員巡視セシムベキ儀モ有之候条」 学制期の大試験や比較試験に比べ、厳 基本的に郡吏を中心に置いた その中では、 九月二十五日には丙第三百三 郡書記等の臨試 しかし、

設問数に関する規程である。試験問題の選定方法も、監督が不充分次の第四章「試験問題」は、出題方法と各科目の試験時間および

規定されている。となる危険性を含んでいる。第二十条と二十一条には、次のよりに

第二十条 月次試験問題ハ受持教員之ヲ撰ミ校長又ハ首坐教員ノ

検閲ヲ経之ヲ執行スルモノトス

学級試験問題ハ校長又ハ首坐教員之ヲ撰ミ執行スル

第二十一条

モノトス

内部で行なわれている。 第八十七号「比較試験法」では、 校の教員とが協議して問題を選ぶ規程であった。(※) に対し、十六年の乙第九十号の試験規則では、 ている。 なった。学級試験では、 月次試験では、 明治十一年の「大試験心得」では、 受持教員が問題選定し、 問題選定が校長または首坐教員に一任され 臨試官が問題を選んでいる。 校長か首坐教員が検閲を行 臨席の他校教員と当該 問題選定が全く学校 また、十三年の乙 それ

ある。 何 の女子で、 むにつれ試験科目数が増加する。最も科目数が多いのは高等科一級 各等級の試験内容が整備されたものと考えられる。 示されている。この部分は、 第二十二条では、各科目各等級ごとの試験時間と設問数が附表で 家事、 「小学校教則綱領」の内容を確実に定着させるため、 修身、 経済、 読方、 裁縫の一一科目を試験された。 作文、 学制期の試験規則に比べ遙かに詳細で 習字、 算術、 博物、 また、 化学、 生理、 等級が進 各科目 幾

点数算出方法に関する規程である。第二十三条では、各科目の採点第五章「採点法」は、各科目ごとの採点基準と月次・学級試験の

不正発生に関わりを持つと考えられる。

である。しかし、採点責任者については具体的に定められていない。である。しかし、採点責任者については具体的に定められていない。即はの合算方法が若干変わった他は、十五年第二十九号と概ね同じまに、日第二十五条と二十六条は月次試験と学級試験の点数算出方法で、日本工発生に関わりを持つと考えられる。

られる。 られる。 第一点は、学級試験の競争性が強められたことである。第三章 られる。 第一点は、学級試験の競争性が強められたことである。第三章 られる。

るのみで、問題選定と答案採点を指導することができない。として示されるに留った。また、郡吏は試験の実施状況を監督できり学級試験時の郡吏臨席が通達されたが、教育課員の臨試は可能性られていないことである。乙第九十号の後、丙第三百三十六号によ第二点は、学級試験において競争性の強化に応じた臨試態勢が取

容と思われる。

右の二点は、

前記した試験制度の「過渡期のひずみ」に関わる内

三 不正の原因と教育行政への影響

教育課の不正防止対策

1

れなかったことに因る。この基準の曖昧さも、学校現場での成績判の第二は優等生徒の判定基準が各郡でまちまちなことである。特に第二の問題点は、試験不正の発生に繋がりやすかったと考えられる。第一は学級試験の問題が校長一人の見込みで選定されること、る。第一は学級試験の問題が校長一人の見込みで選定されること、この中では、十六年の試験規則につき二つの問題点が挙げられてい

定を混乱させていたと思われる。

改められた。 乙第二十四号の布達において、学級試験の出題方法は次のように

ヲ以テ或ハ之ヲ取捨シ或ハ之ヲ改定スルコトアルヘシ監臨吏員ノ点検ヲ経テ之ヲ一定スルモノトス尤モ監臨吏員ノ意見十六年八月乙第九十号小学校試験規則第二十一条学級試験問題ハ

準が九十五点以上と定められた。 準が九十五点以上と定められた。 な分かる。乙第二十四号では、この他に学級試験の優等生の判定基督の手が入ることになった。三月二十四日起案の伺文を読むと、教督の手が入ることになった。三月二十四日起案の伺文を読むと、教権限も与えられていた。これにより、試験問題の選定に臨試官の監臨試官は試験問題を点検する他、場合によっては問題の取捨改定の

みよう。

記されている。 十七年の「秋田県年報」には、次のように題は鎮静化しなかった。十七年の「秋田県年報」には、次のようにしかし、前述した通り、明治十七年の部分改正後も試験不正の問

セシメ問題并ニ採点法ヲ取捨改定スル等該規則ヲ改正セントシテ試験ノ本旨ニ戻レリ此等ヲ矯正セントスルカ為メ主務課員ヲ臨監ハ各校区々ニ渉リ寛厳一ナラス徒ニ外面ニ仮飾スルカ如キハ能力又試験中臨時試験ヲ施行スルハ往々弊害アリ又採点法及ヒ発問等

厳に差が有ることが挙げられている。乙第二十四号による改正も、試験不正に関わる問題点として、採点法と発問が各校まちまちで寛

目下計画中ナル

れている。教育課員の派遣を必要としたのは、郡吏中心の臨試態勢弊害の矯正のため、主務課員即ち教育課員による巡回臨試が計画さも不正が発生したのは何故だろうか。右の「秋田県年報」中では、「発問」即ち問題選定の段階で不正を完全に防げなかったらしい。

験規則改正削除ノ義ニ付」を起案している。その起案文を引用してされた。改正前の十二日に、教育課学務掛の西宮藤長が「小学校試明治十八年三月十六日、乙第三十五号で試験規則が再び部分改正

が不正防止に期待した効果を挙げなかったためと考えられる。

伺候也 同候也 一層教育上ヲ奨励相成度ノ見込ニ付右改正按及御諭達按共相添相本課十七年度旅費額御増加御達ニ付テハ本課員ヲ巡回臨試セシメケノ通更正削除シ且ツ執務者ニ対シ左ニ御諭達相成度然ルニ今般弊害無キ能ハスシテ虚飾ニ属スル者亦タ少カラス就テハ右規則中弊害無キ能ハスシテ虚飾ニ属スル者亦タ少カラス就テハ右規則中

に据えた学級試験の臨試態勢が具体化したのである。課員の巡回臨試が計画されていることにも注目したい。県官を中心いた様子が読み取れる。そして、教育課の十七年度旅費が増額され、されている。管内論達を必要とする段階まで不正問題の深刻化して不正防止のため規則を改正する他、執務者への論達も行うことが記

に、乙第三十五号での改正内容を分析してみよう。改正の第一

酷な競争試験からの解放であったと思われる。学校に頒布することが廃止された。校長や一般訓導にとっても、過四条で「但書ヲ削除ス」として、学級試験表を全管内分作成し各小の特徴は、学級試験より比較試験的要素を除いたことである。第十

学級試験を施行する際、 いた可能性が高 出することが定められた。これも、 教育課員の巡回負担を軽減するためであろうか。さらに第十二条で 所に招集する可能性が示された。これは、 の巡回日程に余裕を持たせるためと考えられる。また、第十条では、 実施とされている。 規則の第五条では、 第二の特徴は、 郡役所で学級試験の日割りを一学区三日間に調整し、県庁に提 教育課員の巡回条件を整備したことである。 実施時期が二箇月に拡大されたのは、 春期学級試験が四月五月、 郡役所の通達で二~三校の生徒を便宜の場 教育課員の巡回日程に関係して 試験会場の数を整理し、 秋期が十月十一月の 教育課員 試験

また、 ある。 題選択者が、受持教員ではなく試験執行教員とされた。第八条と併 公正に試験を実施するためである。 せて見ると、受持教員を月次試験から切り離したのが明白である。 首坐教員を招き、 務付けられた。また第九条では、学級試験実施の際、 第三の特徴は、試験の実施、 第二十三条では、 第八条では、 試験担当者とすることが認められた。 月次試験実施の際、 採点の際に臨試官の指図を受けることが定 出題、採点方法を厳正にしたことで 第二十一条では、 受持教員を換えることが義 他校の校長か 月次試験の間 客観的かつ

> である。 められている。採点の段階にも、臨試官の指導の手が入れられたの

若干修正された。 この他、乙第三十五号では、月次試験と学級試験の点数算出法が

校に対し次のように諭達されている。(3) 号では、郡役所、 一方、 験ノ節ハ春秋二期ノ内一回或ハ春期或ハ秋期本県教育課員ヲ派遣 卒業スルモ或ハ其学力ヲ充実スル能ハサル者有之哉ニ相聞得候就 置クト雖トモ各地其校ヲ異ニシ各校其人ヲ異ニスルヲ以テ一轍ノ シ各学校ニ臨監セシメ候条此旨ヲ領知シ平素ノ教育ヲ始メ月次学 テハ今般乙第三拾五号ヲ以テ右規則ヲ更正削除シ猶ホ自後学級試 途ニ出ル能ハス或ハ緩漫ニ流レ或ハ虚飾ニ陥リ生徒各ソノ等科ヲ 小学校生徒其一期間ノ学業進否ハ専ラ試験ノ緩急ニ職由シ軽忽ス ヘカラサル義ニ付予テ試験規則ヲ製定シ一般其定則ヲ遵守セシメ 乙第三十五号の二日後 町村戸長役場、学務委員事務取扱所、 (三月十八日) に通達された教第三 公私立小学

程を補ったものと考えられる。育課員を派遣することが明記されている。これは乙第三十五号の規取れる。その対策として、春期秋期二回の学級試験のうち一回は教面、これを郡役所他へ再確認した所から、不正問題の深刻さが読み

儀無之様可致此旨諭達候事

級ノ両試験ニ於テハ一層注意ヲ加へ名実相反シ表裏相乖クカ如キ

改正教育令期の秋田県小学校試験規則 Ⅱ

対し、具体的にどのような処分を行なったかが分かる。 対し、具体的にどのような処分を行なったかが分かる。 明治十七年の乙第三十五号と教第三号により、教育課員の巡回臨試が実際に行なわれていた ことを確認できる。教育課報告掛の高橋勝衛が、十八年六月二十七 ことを確認できる。教育課報告掛の高橋勝衛が、十八年六月二十七 ことを確認できる。教育課報告掛の高橋勝衛が、十八年六月二十七 に通達し、厳重な監督を命じたものである。教育課が不正発生校に通達し、厳重な監督を命じたものである。教育課員が学級試 明治十七年の乙第三十五号と教第三号により、教育課員が学級試 明治十七年の乙第三十五号と教第三号により、教育課員が学級試

試態勢の強化であったと言える。 教育課の不正防止対策は、学級試験における競争性の緩和と、臨

- 試験不正の発生原因

のは何故だろうか。 別の段階で、県庁の教育課員を巡回臨試させることができなかった大試験の頃に立ち戻ったとも言える。しかし、明治十六年の試験規大試験の頃に立ち戻ったとも言える。しかし、明治十六年の試験規

とが分かる。また、巡回教員による試験執行も考えられていた。当級)試験に県官や師範学校教員も臨席させる案が考えられていたこ類ノ試験ヲ施行シ」と説明している。教育課では、当初、定期(学期ノ試験ヲ施行シ」と説明している。頓野は予算関係の公文書の中で、馬彦が改正の青写真を示している。頓野は予算関係の公文書の中で、明治十六年八月の試験規則改正に先立ち、三月に教育課長の頓野

予算の教育費より巡回訓導費が全額削除された。巡回教員による試ところが、四月二十日の通常県会の決議で、明治十六年度地方税初の構想では、厳正な臨試態勢が想定されていたのである。

験執行は、予算的裏付けを失った。

を中心にせざるを得なかったものと推察される。 、遂に郡吏 試験が実施される直前まで、県官の臨試が検討されるも、遂に郡吏 関係通達が出された。この時には郡吏中心の臨試体制が設定され、 関係通達が出された。この時には郡吏中心の臨試体制が設定され、 関係通達が出された。この時には郡吏中心の臨試体制が設定され、 関係通達が出される。明治十六年の乙第九十号では学級試験の臨試につ にと考えられる。明治十六年の乙第九十号では学級試験の臨試につ にと考えられる。明治十六年の乙第九十号では学級試験の臨試につ

では何故、県官を学級試験の際に巡回させることが困難だったの大試験派遣に関する公文書が見られ、県官の巡回臨試を裏付けてでは、大試験時の官吏臨席が規定されていた。これにより、明治九年の秋田県「小学生徒試験手続」では、第五課学務掛員と太平学校年の秋田県「小学生徒試験手続」では、第五課学務掛員と太平学校の大試験派遣に関する公文書が見られ、県官の巡回臨試を裏付けている。

し、大試験を合同で実施することが行われた。首部校は、明治八年なかった。そのため学制期には、小区内の各校生徒を首部校に集合各等科一級の修了生徒のみを対象とし、全校生徒が受験した訳では大試験は各等科の卒業試験であり、年一回の実施であった。また、

ものと考えられる。して四八会場を巡回すれば良かったので、負担も比較的少なかった場は四八箇所に整理されていたことになる。県官は、年一回、分担以降、県内四八小区に一校ずつ置かれていた。ゆえに、大試験の会

明台上六手乙弟九十号の中でも、武倹会易の数を整理することはに多く、数校合同の試験実施は不可能に近かったと考えられる。生徒が受験するものでもあった。そのため、受験生徒の人数が遙かとの実施であった。また、各等科各級の修了生徒を対象とし、全校との実施であった。また、各等科各級の修了生徒を対象とし、全校との実施であり、年二回、半年ごこれに比し、学級試験は各級の進級試験であり、年二回、半年ご

級試験では、郡吏を中心に臨試せざるを得なかったと考えられる。 試験会場を巡回するのは不可能に近い。 数は二六三を越えていたと推定される。この数では、県官が全部の 学級試験の期日と場所を固定し、県官臨試の便宜をはかることに在 考えられていた。 が存在していた。一学区内に数校の本校も設置出来たため、本校の(%) められたのである。 明治十六年乙第九十号の中でも、 そのため、学級試験の際には、 治十六年九月の丙第三百三十六号では、 試験規則改正の目的は、 しかし、 十六年の時点で県内には二六三の学区 各学区の本校に分校の生徒が集 試験会場の数を整理することは そのため、十六年からの学 第二章2節で述べた通り、 教育課員の巡回臨試に

ち一回として巡回校数が半分に減らされている。この方法によって、状況となった。十八年の規則改正では、県官の巡回を春期秋期のうこれにより試験会場の数が増え、ますます県官の巡回には不都合な合が困難な場合、本校以外に試験会場を設けることが認められた。(3)

漸く県官の巡回臨試が可能になったのである。

は、 験への臨席が定められている。 記されている。他の六県の試験規則では、 校教員については、 員の定期試験への臨席が規程されている。 県の場合は、 賀、 よう。 験規則を設定した他府県について、 験廃止型だったことに起因すると考えられる。 東京府と鳥取県の試験規則には、 県官による臨試が困難だったことは、 学務担当の県官や師範学校教員を派遣する可能性も 福井、鳥取、 「文部省日誌」を見ると、東京府と、 教育課員及び師範学校教員、 愛媛、 「時宜ニ依リ立会ヲナサゝルコトアルヘシ」と 熊本の八県が卒業試験を廃している。(第) その内、 進級試験での臨試態勢を見てみ 臨試に関する規程が無い。 山形、 秋田県の試験規則が卒業試 郡吏と学務委員の定期試 だが、教育課員と師範学 学区内戸長および学務委 山形、千葉、 岐阜、 卒業試験廃止型の試 福井の三県で 千葉

く中で卒業時の試験を廃したことは、半年ごとの進級試験にその役秋田県同様、人員的に無理が有ったためと考えられる。等級制が続試験に常時派遣することを明記した規程は見当たらない。やはり、卒業試験廃止型の試験規則を設定した府県では、県官を進級時の

ためである。その分校生徒にとり、

そのため、

+

月七日の九郡長への通達で、

生徒の集

実施許可を求める陳情が各郡長から相次いで提出された。(※)

本校への集合が非常な負担になることが多かった

つき可能性が示された。

しかし、

その前後に、学級試験の分校での

る。

秋田県の臨試体制は、

この三県のケースに近い。

遠隔地の

持するための監督人員を従来通り配置できなくなったのである。 対象に実施する進級試験に、 験になったと考えられる。 を比較表で全県に公表したので、 た厳正さも必要となった。 なった。 割も兼ねさせた意味を持つ。 であった。 だが、 変則的な試験制度になったため、 進級試験の意味は学制期より重くなり、 しかし、 さらに秋田県の場合は、 卒業試験と同じ監督体制を敷くのは困 学制期の試験制度に比べ変則的な形と 学校現場にとって非常に重要な試 半年ごと各小学校の生徒全員を 厳正な競争試験を維 進級試験の成績 それに応じ そ

形になったと推察される。

効果だったとも考えられる。 効果だったとも考えられる。 対果だったとも考えられる。 が開催した。 では大きな負担になったと思われる。特に試験成績の比較表による の競争性が強化された。しかしそれは、学校現場の校長や訓導にとっ の競争性が強化された。しかしそれは、学校現場の校長や訓導にとっ の競争性が強化された。しかしそれは、学校現場の校長や訓導にとっ の結果、監督体制に隙が生じたものと考えられる。

身にすれば、受持生徒の全員を受験指導し及第させる責務を負わさが受験し、その成績結果が他校と比較されるものであった。教員のをおさめることができた。これに対し学級試験の場合は、生徒全員をおさめることができた。これに対し学級試験の場合は、生徒全員だが、学級試験の場合であれば、受験するのは選ばれた優等生のみだが、学級試験で他校との成績競争に勝つのは至難だったと思わ

得る。しかし、現場の教員は、他校との成績競争で追い詰められる期に県内に定着させるため、意図的に緊張感を高めた可能性も有りの出来不出来は進退問題にも関わっていた。教育課が、新教則を早れたことになる。受持教員の姓名が郡役所に把握されたため、試験

の締め付けが、不正発生を促した可能性が高い。
の締め付けが、不正発生を促した可能性が高い。比較表による教員へ
が期試験での不正発生が報告されていた。その中に「競争シテ多ク
を受けるのででである。というでは、
の締め付けが、不正発生が報告されていた。その中に「競争シテ多ク
を表していた。
の神に「競争シテ多ク
を表した可能性が高い。

うな形で弊害を及ぼしたのである。 皆体制を敷けないまま競争性のみを強化した結果、試験不正を誘発 したものと結論される。このことは競争試験の属性にも関わってお り、厳しい競争が緩い監督の下で行なわれたため不正発生は必然だっ たと言える。試験制度の「過渡期のひずみ」は、具体的には右のよ かな形で弊害を及ぼしたのである。

を促し新教則を早期定着させることを目的としていた。しかし、学ことを指摘できる。秋田県の明治十六年の試験規則は、各校の競争の背景として、教育関係者の意識が学制期以来の競争主義にあった化が進み、各府県で競争の過熱や不正の発生が報告されている。そまた、明治十年代から二十年代にかけては、競争試験の自己目的

比較試験の実施が求められている。 第廿学区山田小学校校長の井上和作も建言書を提出し、 策として比較試験法の復活が要望されている。 れたため、 した菊池節三の建言書では、 校現場の教員達も、 であり、 改正教育令期の秋田県の試験規則は、このような意識下で作成さ 競争性が過度に強められたものと推察される。 教員達の意識も県の学務担当に近かったことが分かる。 競争主義から脱け出せないでいたらしい。 試験不正が報告された一方、学事振輿 比較試験は競争試験の最たるも 同年二月に、 その中でも 雄勝郡 前記

とになる。

3 県教育行政への影響

)な影響を及ぼしたか考えてみたい。 最後に、試験不正の多発が、改正教育令期の県教育行政にどのよ

では教育費の滞納者が増加した。 重 年に試験不正が県内に蔓延したのである。 済的問題から教育行政が遅滞する事態になっていた。そして、 も影響を被った。この年、 十六年には、 規 年度ごとに積み重ねられた。第一部でも述べたが、 《の制定、十六年が実施着手の段階と位置付けられている。 の打撃であったと推察される。 秋田県では、改正教育令を実施する教育施策が、明治十四年以降、 「秋田県年報」では、十四年が諸法規の草案作成、 松方財政に因る全国的な不況が起こり、秋田県の経済 県会では公学費の削減が唱えられ、 改正教育令の実施着手の年に、 教育行政にとっては、二 「文部省年報」 十五年が諸法 しかし、 同じ 地域 経

明治十七年の「秋田県年報」では、十七年は諸法規の実行督励の

県内の小学校の試験秩序は、改正教育令期を通じて混乱し続けたこた通り、十八年には試験秩序の回復が緊急課題になっていた。秋田分改正されたが、不正は後を断たなかった。そして、第一章で述べ難な状況に在ったことが背景に考えられる。この年に試験規則も部段階に位置付けられている。不況の影響で、改正教育令の実施が困

試験不正の蔓延で妨げられたのである。 校教則綱領」に準拠した教則を定着させることであった。それが、十分な状態となった。改正教育令体制のかなめは、文部省の「小学にしたと考えられる。その結果、生徒へのカリキュラムの定着が不試験秩序の混乱は、試験に基づく等級制を「骨抜き」に近い状態

年頃から、 は 良すべしとの意見が各地で出されていたことが背景にある。 ような試験規則が作られたのは、 改善されている。 を指摘された。この試業法では、 発主義教授法に基づく授業改良を目的に変革が加えられていること 輝氏は、 際の障害になったとも考えられる。 へキ」問題を選定する規程である。改正教育令期の長野県でこの また、 改正教育令に基づく小学教則と試験規則が出そろった明治十六 不正の多発は、試験方法の改良運動が秋田県で盛り上 明治十八年の長野県「小学校各等科試業法」において、 教育会雑誌に教授法と試験との関連を論じた文章が発表 算術の場合、 「推理力ト実地応用トヲ試ムルニ足 当時、 出題方法が授業課程に即した形に 第一部でも紹介したが、 試験法の改良で授業法も改 天野氏 天野 一がる 開

されていることを紹介している。

例である。不正の蔓延は、 器具の普及策を建言している。これは、 の運動が起きていた可能性も考えられる。 たとすれば、競争主義の過熱が改良運動の普及を妨げたとも言える。 第二学区綴子小学校の校長石井修太郎が、学校現場への理化学教育 える機会を妨げた。 いた。 当時、 不正が一般化した異常な状況でなければ、 耳目を以て理解させるためで、開発教授法の考え方に基づいて 秋田県内の教員にも、 だが、 教員が開発教授法に基づき試験改良を考 不正発生の原因が過度な競争試験にあっ 開発教授法の影響が及んでいた 生徒に実際の器具に触れさ 明治十六年に、 教員の中から試験改良 北秋田郡

おわりに

るシステムに緩みが生じた結果と考えられる。等級制が厳正な試験導入された試験制度の理念型が一部崩れ、厳正な試験実施を維持す改正教育令期の秋田県内で試験不正が多発したことは、学制期に

期については、 競争の過熱や授業改良との関係が指摘されてきた。しかし、 聊かなりと新たな視点を呈示できたとすれば幸甚である。 ことも必要かと思われる。 である。これまで、改正教育令期における小学校の試験については、 して見ることができる。等級制と試験は不可分の関係にあったから も意味しており、 そのバランスが崩れたと言える。試験制度の緩みは等級制の緩みを 正の発生はある程度抑制されていた。 制度に基づき維持されていた時期には、競争の自己目的化による不 進級制度および試験制度の「過渡期」として考える 進級制度が学年制へ移行する「過渡期」の現象と 本稿が、 改正教育令期の試験制度につき、 秋田県では改正教育令期に、 この時

註

- 一九二頁一九二頁大野郁夫『試験の社会史』(東京大学出版会、一九八三年)一八九
- (2) 明治十七年「教育課学務掛事務簿」学事之部壱番
- 館『研究紀要』第五号、一九九九年) 出稿「改正教育令期の秋田県小学校試験規則 I」(秋田県公文書
- 司

 $\widehat{\underbrace{4}}$

- より「定期試験」が「学級試験」に改称された。(5) 同、明治十六年の試験規則改正過程において、文部省の指導に
- て開催され、町村教育費の問題を中心に諮問が行なわれた。明治十七年二月八日に、各郡長と学務担当の郡書記を県庁に召集し(6) 明治十七年「教育課学務掛事務簿」学事之部壱番 学事協議会は、

改正教育令期の秋田県小学校試験規則 Ⅱ

五九

- 7 明治十七年「秋田県布達集」複製本69 所収
- 8 二六三頁 明治十七年『文部省第十二年報』二冊 (宜文堂書店、 一九六六年
- 明治十八年「本県達留」 一所収
- 9 $\widehat{10}$ 明治十八年『文部省第十三年報』 三五六~三五七頁 一冊(宣文堂書店、 一九六七年
- 明治九年「本県達書留 所収
- 明治九年「本県達書留
- $\widehat{13}$ $\widehat{12}$ $\widehat{11}$ 明治十六年「教育課学務掛事務簿」 学事之部三番
- $\widehat{14}$ 明治十四年「法令全書」所収
- 15 明治十五年「本県布達留」所収
- 16 明治十五年「本県達書留」所収
- $\widehat{17}$ 明治十六年「教育課学務掛事務簿」 学事之部三番
- 18 沿十一年 「本県達書留」所収
- 19 明治十三年 「本県達留」所収
- 20 明治十七年「教育課学務掛事務簿」学事之部壱番
- 21 明治十七年『文部省第十二年報』二冊 二六三百
- 22 明治十八年「教育課学務掛事務簿」学事之部全
- 23 明治十八年乙第三十五号の部分改正により、第十一条以後が一条ず ずれた結果、第十三条が第十四条となった。
- $\widehat{24}$ 明治十八年「本県布達留」所収
- $\widehat{25}$ 明治十八年「教育課学務掛事務簿」 教員以下進退之部
- 26 十六年度県会ニ関スル決議書類
- $\widehat{27}$ 明治十六年「秋田県通常会議日誌」 複製本22 第五号(「秋田県議会会議録
- 28 明治十一年「第五課学務掛事務簿」教員生徒進退ノ部壱番、 生徒進退ノ部壱番、 四番、五番、 **弐番、**明治十二年 六番、 明治十一年 「学務課督学掛事務簿」教員 「学務課督学掛事務簿」教員 **弐番、**

生徒進退ノ部三番、四番、 五番

 $\widehat{29}$

- 明治十年『文部省第五年報』一冊 属セシメ県官出テ生徒ヲ試験スルノ日ハ此ニ隷属セル学校等ノ生徒 首部校ト称シ全菅中ニ四十八首部ヲ置キそ近方ノ学校ヲシテ之ニ隷 ヲ集合スル等ノ便ニ供シ…」 にして就学生徒多く且教場ノ体裁略備ハレル学校ヲ選ヒテ之ヲ小学 一七頁、「県内小学区中地理便
- 30 乙第廿八番 (明治八年「本県達書留」所収

31

- 明治十五年一月二十日の甲第四号(明治十五年「本県布達留」所収 十五年「本県達留」所収)で二六三学区に整理された。 で県内に三〇一学区が設置されたが、十二月九日の無号廿四 (明治
- $\widehat{33}$ $\widehat{32}$
- 明治十六年「教育課学務掛事務簿」学事之部二番

明治十五年乙第二号(明治十五年「本県達留」所収)

34

- 35 明治十五年『文部省第十年報』二冊(宣文堂書店、一九六六年) 号、明治十五年第二十三、四十二、四十六、五十二、一号、 四年第十五号 「文部省日誌」明治十五年第十九号、明治十四年第三十三、二十一 明治十
- 36 五一二頁、明治十六年『文部省第十一年報』二冊(宣文堂書店、 九六六年) 四五七頁
- 37 明治十六年『文部省第十一年報』二冊 四六八頁
- 38 明治十七年『文部省第十二年報』二冊 二六〇頁
- 39 天野正輝「教育令期(1979~1885)における授業改良と試 験法」(「京都大学教育学部研究紀要」3、一九八八年
- 40 明治十七年「教育課学務掛事務簿」学事之部壱番、 第五巻通史編 三五一~三五二頁 『秋田県教育史』
- 前揚書、 天野正輝、 前揭論文

 $\widehat{41}$

公文書課専門員 しばた ともあき)

「元禄家伝文書」に関する一考察

はじめに

元禄・宝永期の秋田藩家臣団

宝永五年分限帳の分析について

1

4 所預・組下預の変遷について

一「元禄家伝文書」の概要

「元禄家伝文書」の成立過程

1 系図提出状況について

2 元禄十一年の角館の系図提出について

四 「元禄家伝文書」の伝来過程

おわりに

はじめに

が実施され、家老や三奉行など要職による合議制に移行したこと、一元禄期の秋田藩については、元禄十四年(一七〇一)に会所政治

の研究がすすめられてきた。

の研究がすすめられてきた。

の研究がすすめられてきた。

の研究がすすめられてきた。

の研究がすすめられてきた。

の研究がすすめられてきた。

加

藤

宏

紹介するとともに、当時の修史事業についても若干の考察を加える。んど行われていない。そこで本稿では、「元禄家伝文書」の概要を用頻度の高い史料群であるが、これまで史料群としての検討はほと文書」は、秋田藩の家臣団の系図を膨大に含むことから、非常に利

一 元禄・宝永期の秋田藩家臣団

- 宝永五年分限帳の分析について

進められた当時の家臣団構成についてまとめたい。 はじめに、元禄・宝永期の秋田藩家臣団についてみる。 はじめに、元禄・宝永期の秋田藩家臣団についてみる。 当館でも、戦国期の浅利氏や秋田氏の家臣団の分限帳、常陸時代の佐竹家臣団の分限帳などを含む、多くの分団の分限帳、常陸時代の佐竹家臣団の分限帳などを含む、多くの分団の分限帳、常陸時代の佐竹家臣団の分限帳などを含む、多くの分団の分限帳、常陸時代の佐竹家臣団の分限帳などを含む、多くの分団の分限帳、常陸時代の佐竹家臣団の分限帳などを含む、多くの分団の分限帳を所蔵している。 当館でも、戦国期の浅利氏や秋田氏の家臣団帳を所蔵している。 当館でも、戦国期の浅利氏や秋田氏の家臣団をが出ると呼ばれる史料に基められた当時の家臣団構成についてまとめたい。

臣は含まれていない。これは一般的にみられる秋田藩の分限帳の様知行高の順に家臣名が記される。そして記載される家臣に足軽や陪様式は、城下町久保田と、久保田以外に家臣が置かれた在町ごとに、「石高控」は、東山文庫に所収される写本の分限帳である。その

点における家臣団構成をまとめた史料とみてよいであろう。の記載があることから、写本ではあるが、宝永五年(一七〇八)時式と同様である。また記載内容については、巻末に「宝永五年調査」

五パーセントに過ぎない。 五パーセントに過ぎない。 五パーセントに過ぎない。 この「石高控」の内訳をまとめたのが表1である。また、家臣数 この「石高控」の内訳をまとめたのが表1である。また、家臣数 この「石高控」の内訳をまとめたのが表1である。また、家臣数

立て、まず石高ごとにみると、全体では一○○○石以上の者が二九人、二○○~一○○○石未満の者が一二五人となっている。一○○石未満の者でも七五○人で全体の四割を越える。また久保田と在町を比較すると、二○○石以上の者二○四人中一七九人、およそ九割の比較すると、二○○石以上の者二○四人中一七九人、およそ九割の上較すると、二○○石以上の者二○四人中一七九人、およそ九割の上較すると、二○○石以上の者二○四人中一七九人、およそ九割の上較すると、二○○石以上の者が一二五人となっている。一○○石未満の者でも七立○人できなのに対し、在町では八三パーセントとなる。さらに五○石未満では久保田三○パーセントに対し、在町五八パーセントとその差が顕著になる。つまり、宝永期の秋田藩家臣団につせントとその差が顕著になる。つまり、宝永期の秋田藩家臣団につせントとその差が顕著になる。つまり、宝永期の秋田藩家臣団につるらに五○石未満では久保田三○パーセントに対し、右町五八パーセントとなる。

表1 宝永5年秋田藩家臣団の内訳

	久保田	大 館	湯沢	横手	桧 山	角館	十二所	院内	刈和野	角間川	
चर्द्रसं ४० चर्च्य				戸村十大井		佐竹主計			-		計
所預・組下預		佐竹六郎	佐竹淡路	s i		塩谷民部	THE # 227 234	大山因幡	渋江内膳	岡本又太郎	<i>a</i> 1
5000石以上	3	1	1	1	1			-			
4000石~	2					1					
3000石~	1						1				
2000石~	1										
1000石~	16										10
900石~											
800石~	2										
700石~	2					1					
600石~	7										
500石~	11			1				1			13
400石~	18										18
300石~	28	1	T	2	1	1	1				34
200石~	88	2		4	2		1		1		98
190石~	4			1							
180石~	6			1			1				
170石~	14			1	1						16
160石~	16	2		1	1		1				2:
150石~	55	4		5	2	1	1			1	69
140石~	6	1							-		7
130石~	17			1	1	1	1				<u>·</u> 21
120石~	21	2		6	1		1				31
110石~	13		2	4	1	1	1				22
100石~	75	6	13	7	4	3	9	3	1		121
90石~	19	1		5		3					28
80石~	59	8	7	15		6	7	1	3		106
70石~	43	10		15	1	4	5	1			79
60石~	29	9	7	14	1	4	7	2			73
50石~	120	12	6	25	1	6	12	1	6		189
40石~	78	19	16	24	10	17	4	1	6		175
30石~	131	7	14	13	9	8	8		2		192
20石~	58	25	5	17	8	12	15	2	1	7	150
10石~	17	28	12	65	12	11	19	3	1	34	202
10石未満	4	3		8	2	12				2	31
石高不明				6							6
計	964	141	83	242	59	92	95	15	21	44	1756
	足軽 890人 中間 250人	足軽60人	足軽60人	足軽120人	足軽93人	足軽60人	足軽60人				
その他	町同心 40人 その他 10人										
	大嶋足軽20人										

- 註)1. 史料末尾の総計では久保田給人「969人」、総人数「1761人」となっている。しかし実際には964 人分の記載しかなく、惣人数も1756人となる。本表はそれに従った。
 - 2. 史料末尾の総計では大館惣人数「141人」となっており、「比内大肝煎」など4人が含まれた数字となっている。一方、「生保内村」「金沢村」などの者10人は久保田給人には含まれていない。本表はそれに従った。
 - 3. 史料には、上記のほか「寺社領」「京都・薬師寺」分の記載があるが、本表では除いた。

Ŕ 知 行高の少ない家臣が非常に多く、 在町 に居住した家臣にその傾向が強いといえる。 城下町である久保田の家臣 より

次に、

家臣団数の

推移

間 院内給人が含まれず、 寛永期の総数には湯沢や なっている。ところが、 の総数八八八人からする という数字は、 についてみる。 |川については久保田分 宝永五年の一七五六人 ほぼ倍増した数字と 寛永四年 角

表 2

久 保 田

館

沢

手

Щ

館

内

大

湯

横

桧

角

院

+ = 所

刈 和 野

角間川

計

寛永4年

(1627)

549

82

110

25

42

61

19

888

K 「弐百三拾石 角間川

支配していたとされる。

この点について若干ふれておきたい。

ところで、

秋田藩では領内の家臣団を所預

、や組下

-預という制度で

みられることから、 給人 はいかないまでもそれに近い増加があったといえそうである。 であったことなどが関連すると考えられる。 比較した場合でも、 ける領内支配や家臣団支配の体制がいまだ確立せず、 方 ح 明治元年の 括して記載されているに過ぎない。 総数 宝永五年までの約八○年間においては、 刈和野を除くほとんどの在町でかなりの増加 一〇七六人は、 宝永五年よりも三二〇人ほ しかし、 これは、 各在町ごとに 過渡期的状況 秋田藩にお 倍増と が

は久保田の増加分にほぼ等しい。

さらに言えば、

久保田の一〇〇石

ど増加した数字である。

在町にも多少の増減はあるが、この増加数

は藩政後期から幕末にかけて多くみられた一代限りの取り立てなど たと考えられる。 永から明治にかけて家臣団移動などにともなう大規模な増減はなかっ ていることから、 に原因があると考えられる。 未満の者が宝永五年の五五八人から明治元年では九○二人へ増 知行高の少ない者の増加であったといえる。(ユ) 反対にそれ以外の家臣については、 加 宝

期にはある程度確立していたことの表れともいえよう。 的に変化が少なかったといえる。これは秋田藩の家臣団 は領内全域にわたり大幅な増加がみられたが、 つまり、 秋田藩の家臣数につい ては、 寛永期 明治にかけては基本 から宝永期に 構成 ※が宝永 か けて

2 所預• 組下預の変遷について

した。 竹一 り ける所預の役割にも変化がみられる。 た とよばれる。 その任にあたった。 側面が強く、 所預とは、佐竹氏の秋田入部に際し、 門、 所預ではないものの久保田居住のまま組下を指揮した者も存在 組下給人は所預を中心として各地の政務を行ったとされる。 しかし、 あるいは譜代重臣である。 所預と組下とはあくまで藩に対しては平等の立場であ 自身の家来とともに藩から派遣された家臣を指揮し、 領内支配の進展や政治機構の整備とともに藩内にお このとき各所に置かれた藩の給人がのちに組下 当初は領内支配のための軍事 とくに、 領内の要所に配置された佐 定地域の軍事 ま 的

おいて、宝永五年までの所預と組下預の就任経緯についてみる。とつである。しかし、所預については、藩政機構における役割や立とつである。しかし、所預については、藩政機構における役割や立とつである。しかし、所預については、藩政機構における役割や立とのである。しかし、所預については、藩政機構における役割や立とのである。しかし、所預については、藩政機構における役割や立とのである。の所預・組下預の制度は、秋田藩の支配体制の大きな特徴のひらである。

務める。この他、寛文十二年には須田主膳に代わり戸村十太夫が横門へと所預が交代している。以後十二所では茂木氏が代々その職をでは大山氏が代々所預の職を務めている。また十二所でも延宝から依し、延宝八年(一六八〇)に大山因幡が就任している。以後院内衛門から小田野刑部へ、翌年には小田野から矢田野四郎左衛門へ交の所預の変遷を表3にみると、寛文十一年(一六七一)には真壁右の所預の変遷を表3にみると、寛文十一年(一六七一)には真壁右の所預の変遷を表3にみると、寛文十一年(一六七一)には真壁右の所預の変遷を表3にみると、寛文十二年には須田主膳に代わり戸村十太夫が横門へと所預が変遷を表3にみる。例えば院内の所預の変遷を表3にみると、寛文十二年には須田主膳に代わり戸村十太夫が横門へと所預が受けている。

長3 所領・組下預の変遷

		衣3 所限・組下限の変遷	
年 代	在町名	出 来 事	形態
慶長7年(1602)	横 手	向光政横手城代。須田美濃守とともに横手支配	
慶長8年(1603)	横 手	光政家老として久保田へ移住。代、長子政次	相続
明暦 2 年(1656)	角館	北河内久保田より角館へ移住	交代
寛文11年(1671)	院内	真壁右衛門御免願い。代小田野刑部	交代
寛文12年(1672)	横 手	須田主膳御免願い。代戸村十太夫	交代
同 年	院内	小田野刑部病気御免願い。代矢田野四郎左衛門	交代
延宝5年(1677)	角館	今宮弾正組下支配、代佐竹主計	交代
延宝7年(1679)	十二所	塩谷伯耆境目不調法。代梅津五郎右衛門	交代
延宝8年(1680)	院内	大山因幡院内へ移住	交代
天和元年(1681)	角館	今宮摂津守不調法。組下支配代矢田野四郎左衛門	交代
天和 3 年(1683)	十二所	梅津五郎右衛門病気御免願い。代茂木儀右衛門	交代
貞享元年(1684)	角館	矢田野四郎左衛門組下支配、代塩谷民部	交代
元禄 3 年(1690)	刈和野	渋江源蔵、跡目相続。刈和野組下支配とも	相続
元禄 5 年(1692)	横 手	向庄九郎、跡目相続。横手支配とも	相続
同 年	院内	大山十郎、跡目相続。組下支配とも	相続
元禄 9 年(1696)	桧 山	松野源五郎病死。組下支配代石塚孫太夫	交代
元禄14年(1701)	横 手	向源左衛門、跡目相続。横手支配とも	相続
同 年	桧 山	戸村酉之助、多賀谷跡目相続。組下支配とも	相続
宝永 4 年(1707)	角間川	梅津半右衛門組下支配、代岡本又太郎	交代

のではなかったといえる。期から貞享期にかけては、所預や組下預の職は必ずしも世襲するも部へと組下支配が交代している。交代の理由は様々であるが、寛文手城代となり、角館では今宮摂津守から矢田野四郎左衛門、塩谷民

課題としたい。 られるのではないだろうか。 支配制度の解明をするだけの準備がなく、 確立するにともない、家に与えられる役割へと変化したものと考え 預の任務が元禄・宝永期の段階からしだいに世襲とされはじめたと る。 らわずか五年後の正徳二年(一七一二)に梅津氏支配に復帰してい 野源五郎から石塚孫太夫へ交代する例と、 人に与えられる役割であったものが、 いえる。これは所預や組下預が、軍事的側面が強かった当初には個 する事例は先の桧山の事例程度である。 七二六)に松野氏支配に復帰、角間川組下にいたっては岡本就任か 本又太郎元朝の支配となる例があるが、 は梅津半右衛門支配の角間川組下が、修史事業の中心人物である岡 められた記事が多くなる。 ところが元禄期に入ると、 宝永以降の記事をみても相続の記事がほとんどで、他家に交代 わずかに、 しかし現時点では所預や組下預による 「国典類抄」では跡継ぎへの相続が認 秋田藩の支配機構がしだいに 元禄九年に桧山組下支配が松 このことから、所預や組下 桧山組下は享保十一年(一 この点については今後の 宝永四年(一七〇七)に

の所預・組下預制の検討を試みたが、家臣団の支配体制については元禄・宝永期の秋田藩家臣団について、「石高控」の分析と当時

まず地域別についてみる (表4-⑴)。 一七八二点のうち、

提出

こうした支配体制の確立期に始められている。この時期にほぼ確立したといえそうである。秋田藩の修史事業は、

一 「元禄家伝文書」の概要

しての性格についてまとめたい。 本章では、「元禄家伝文書」を分析した結果を紹介し、史料群と

これらの各点数と全体の割合を示したのが図1である。 系図・由緒書、②伝来文書、③その他、に分類することができる。 ていることを確認することができた。また史料の内訳であるが、① ていることを確認することができた。また史料の内訳であるが、① まず史料の総数であるが、昭和五十二年に刊行された「秋田県歴まず史料の総数であるが、昭和五十二年に刊行された「秋田県歴

て、提出地域別、提出年月別にまとめたのが表4である。とれた①系図・由緒書であり、「元禄家伝文書」の中心といえる。出された①系図・由緒書であり、「元禄家伝文書」の中心といえる。出された史料群とすれば、含まれる系図・由緒書や伝来文書は、原本ではなく写しと考えられる。そこで系図・由緒書や伝来文書は、原本ではなく写しと考えられる。そこで系図・由緒書や伝来文書は、原本ではなく写しと考えられる。そこで系図・由緒書や伝来文書は、になれたのにのではなく写しと考えられる。そこで系図・由緒書や伝来文書は、原本ではなく写しと考えられる。そこで系図・由緒書や伝来文書は、原本ではなく写しと考えられる。そこで系図・由緒書や伝来文書は、原本ではなく写しと考えられた。

図1 「元禄家伝文書」内訳



表 4 系図・由緒書の内訳

(1) 地域別内 地域保田 大館 湯横上山 大場 大場 大場 大山館 大院 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川	613(※1) 200 105 211 18 193(※2) 91 30	※ 1		石高控」にならい、 と生保内(1人)を
刈和野	16	\4/ n	含む	
<u>角間川</u> 計	79 1556	※ 2		「石高控」とは異な 『である佐竹式部少
ПI	1000		朝家の家中	
(2)				
(2)-1 年代別				元禄11年月別内訳
寛文5年	1		正月	
元禄10年	157		2月	
元禄11年 三禄10年	872		3月	
元禄12年 元禄13年	11 25		4月	
元禄13年 元禄14年	25 16		5月	-
元禄15年	10		6 月 7 月	
元禄16年	6		8月	
元禄17年(1	-		9月	
宝永2年	45		10月	
宝永3年	16		11月	
宝永4年	3		12月	
宝永5年	6		月不明	="
宝永6年	4		計	872
正徳・享保	8			
宝曆以降	13			
計	1197			

地と名前が記されている。基本的にこれに基づいたが、一部を前出家伝文書」中の系図・由緒書の多くには、端裏部分に提出者の居住

者の居住地域が確認できた一五五六点を分析の対象とした。「元禄

出された系図類の方が多いことがわかる。この点については様々な湯沢・角館などの地域で、宝永五年の分限帳に記された人数より提の宝永五年「石高控」で補った。表1の数字と比較すると、大館・

六七

原因が考えられるため、次章で改めて検討する。

考えられるが、この点についても次章で検討する。 出量が際だっているのが確認できる。系図の提出時期が特定の時期 図類は、 宝永期に提出された史料が、一一九七点中一一七五点と全体の九八 に集中しているのは、 2であるが、元禄十一年のなかでもさらに二月前後と七·八月の提 に多い。この元禄十一年の提出系図を月別に表したのが表4-2 る史料とみて差し支えないと考えられる。またそのなかでも元禄十 年(一六九八)に提出された系図類が前後の時期に比べてはるか ーセント以上を占めている。 一九七点を対象とし、まとめたのが表4-②-1である。元禄・ 次に年代別についてみる。 当時の修史事業の際に作成された史料であり、写しにあた 藩から家臣団に示された提出命令との関係が 提出年月日が史料上に明示されている このことから「元禄家伝文書」の系

提出した例もあるが、 書の掲載を確認できた。 をそれぞれ一点ずつ数えると、五八二点の中には八一二点の伝来文 によっては一点の中に一○点も二○点も写した史料もあり、それら ては所蔵する複数の文書を一点にまとめて写したものも多い。場合 と考えられる。このため、 八二点である。これらも系図類と同様に、原本ではなく写しである 伭 次に全体の四分の一を占めるのが、各家が所蔵する②伝来文書五 【来文書について、 今回は検討の対象から外した。この八一二点 この他に系図の中に伝来文書を書き込んで 「秋田藩家蔵文書」に掲載されている史料 点数は五八二点であるが、提出者によっ

> 藩の吟味を経て家蔵文書に載せられた史料といえる。 収した史料などではなく、そのほとんどが、各家臣からの提出後、 性も高い。つまり「元禄家伝文書」に含まれる伝来文書は、 などの他史料との比較により、さらに多くの史料を確認できる可能 史料が一致した。家蔵文書と同様の性格を持つとされる「御文書』 (総数三九七四点)と比較したところ、全体の九割近い七一四点の(ミヒ) 藩が没

ある可能性が高いといえる。 料を藩が写したものなどではなく、 まれていることから、 に関する口上書などである。数は少ないものの、これらの史料が含 れた際に添えられた目録、系図提出の遅延願い、 また、分類上③その他とした史料一四二点であるが、藩に提出さ 「元禄家伝文書」については、 家臣が提出した史料そのもので あるいは嫡庶論争 提出された史

来文書からなる史料群であると考えられる。 業にともない、写しの状態で各家臣から藩に提出された系図類・伝 以上をまとめると、 「元禄家伝文書」は、 元禄・宝永期の修史事

Ξ 「元禄家伝文書」の成立過程

1 系図提出状況について

て検討する。 本節では、 家臣数と提出数の関連、 提出時期の集中の二点につ

い

表5は、 提出者の居住地域が確認できた一五五六点の系図 由

また元禄期の修史事業における、

家臣団に対する系図類・伝来文

なかったが、ここでは参考のために併記する。 どから、前章では干支のみ記された系図類は年代別分析の対象とし 寅年と記された系図類については元禄十一年提出とみて間違いない 系図提出時期に該当する寅年が元禄十一年にほぼ限られることから、 ては、 書を、 であろう。 記されている。 みで記されている系図は一六五点確認できるが、一三三点に寅年と 干支で「寅」と記された系図類の数量を併記した。 十一年七・八月を取り上げた。なお、 特に集中していた元禄十年、 それぞれ提出時期ごとに表したものである。 他の干支について年代が特定できないものがあることな 圧倒的に寅年提出分が多いことと、 元禄十一年正月から三月、 元禄十一年とは記されないが 提出年が干支の 元禄・宝永期の 提出時期につい

の必要があろう。

表 5 地域・年代別提出数一覧

太 5 地域 4 年代別提出数一覧												
		元禄10年	元禄11年	元禄11年	その他	不 明	計					
			正~3月	7・8月								
久	保 田	90	167	0	90	203	613					
			(63)									
大	館	9	9	104	7	38	200					
			(5)	(28)								
湯	沢	3	84	1	14	0	105					
			(3)									
横	手	25	62	102	22	0	211					
桧	Щ	0	0	1	1	14	18					
				(2)								
角	館	5	39	106	30	0	193					
			(10)	(3)								
+	二所	5	30	41	5	0	91					
			(8)	(2)								
院	内	6	3	19	0	0	30					
				(2)								
ΧIJ	和野	1	13	0	1	0	16					
			(1)									
角	間川	0	38	0	41	0	79					

()内は寅年の提出数

文書提出命令一覧 主に

衣 0 义者提出命令一見		
:	年 代	提出方法に関する主な内容
1	元禄9年8月	「自分之系図在来候通写ニ而可被差出候」
		「面々先祖之興敗申伝咄伝たり共書付可被差出、覚書等ハ勿論写
		ニ致可被差出事」
2	元禄10年8月	「古キ書状・聞書・家之系図、相知次第、由緒等、本書ニ而成共
		写ニ而成共封印ニ而可被差出候」
3	元禄10年12月	「御旗本ハ町切ニ急度相調書付可被差出候、在々組下ハ其組下切
		ニ相調書付可被差出候」
4	元禄11年6月	「先達而御組下之面々系図・証文等写ニ而被指出候、右之分不残
		此度本書可被差出候」
		「彼面々二三代も相知候通、系図ニ書つゝらせ可被差出候」
(5)	元禄13年6月	「数代書綴り候系図写差出され候面々ハ、先頃催促の上本書被差
		出といへとも、(中略)、古き書ものゝ類其外古来持伝る系図・
		証文等不残差出さるへし」
6	元禄13年11月	「慶長八年已然之知行御黒印処持之面々於有之ハ、御用ニ候間本
		書ニ而早々可被差出候」
		「当年中に系図不差出面々は御記録に載らるへからす」
7	宝永3年3月	「御家中系図吟味有之ニ付、古系図御文書処江可差出」

る角間川給人による提出系図数は計七九点となり、宝永五年「石高 ら四一点となっている。こうした事情から、 十一月にも再び系図を提出し、結果的にこの年の提出数は三八人か ら三八点の系図類が提出されている。この三六人はすべて宝永二年 被指出候、 書の提出命令についてまとめると表6のよりになる。 (雪) した者にも本書での再提出が命じられていることがわかる。このた の提出命令に注目すると「先達而御組下之面々系図・証文等写ニ而 例えば角間川給人についてみると、元禄十一年二月には三六人か 系図の提出状況のもうひとつの特徴となっている。 同じ人物が二度以上にわたり提出している例が少なからずみら 右之分不残此度本書可被差出候」と、以前に系図を提出 「元禄家伝文書」に残

提出された系図類が残るのはともかく、 伝文書」として残る系図類・伝来文書は「本書」ではないと考えら 出が命じられるなど、それぞれ異なっているのがわかる。「元禄家 ②では「本書ニ而成共写ニ而成共」、④・⑤・⑥では「本書」の提 に違いがある点と、同人物による提出の重複が多い点が挙げられる。 さらに、系図類の提出方法についてみると、①の命令では「写」、 このように、元禄・宝永期の提出状況の特徴としては、地域ごと ところが、写しによる提出が認められていた①・②の段階で 「本書被可差出」とされた

摘したが、その理由のひとつがこうした提出状況にある。

おいて、

控」上の角間川給人四四人よりも多い数字となるのである。

前章に

「石高控」上の家臣数よりも提出系図数の方が多い点を指

このなかで④

この点について、角館の事例をみることとしたい。④の命令に対しても、大量の写し系図が提出されているのである。

2 元禄十一年の角館の系図提出について

どに携わっていたのである。 出がみられる。これらの系図類が提出される経緯についてみる。 禄十一年の正月から三月にかけて四九点、 預であった芦名家の旧家臣の一部が、当時式部少輔家の財政管理な 持たず、秋田藩からの蔵米支給であったが、佐竹北家以前に角館所 した佐竹式部少輔家の佐竹義都である。 四郎三郎とは、元禄十四年(一七〇一)に秋田藩から一万石で分家 三郎様御家来」が含まれていることも理由のひとつに挙げられる。 が、 家臣数よりも提出数が多い理由については前節でみたとおりである 伝文書」には、角館から提出された系図類が一九三点含まれている。 組下と塩谷民部組下をあわせて九二人となっている。一方「元禄家 角館の場合には、これに一七人(提出系図は一九点)の「四郎 「石高控」によると、宝永五年の角館住居の家臣は、佐竹左衛門 角館からは、 式部少輔家自体は知行地を 七・八月に一〇九点の提 彼らの提出分を含め、 元

皮料1

延引行違も候て庄右衛門不調法之様ニ候、其段民部所江申遣候故之候故合点不被申候、其上去年中より度々民部被申越候ニ挨拶も部所之系図ニ不見候、依之先立而久保田立参申通候へとも証拠無シ候吟味申候、且山方庄右衛門事山方民部分レ之由ニ候へとも民(前略)、今日ハ此度申立候由緒書我等分且家中・与下共ニ段々出

また、

系図を吟味する段階で問題が起きた場合の様子を史料1

段ハ我等所より可申遣由申候、(後略)今日庄右衛門断延慮申付候、山方之名字同字ニハ成間敷との事其

史料2

入由口上書も名兵衛を以申遣候、(後略) 民部も江戸御供之由申候間御登前余日も無之候、来年下之上可申 部所へも庄右衛門儀申遣候、名字之儀ハ先祖より名乗来候間此度 部時とて不図相止候儀ハ不成候了簡吟味申追而可申候、当年ハ は、当年の民 の保田江参院幸と是ニ我等を始家中・与下迄由緒書遺候筈也、民

史料2は同二月二十二日条の記事である。 史料1は「北家御日記」六十一巻の元禄十一年二月二十一日条

れる。 家に集められ、吟味を経たらえでまとめて提出されたのである。 のもとへ届けられている。名兵衛は、北家の久保田屋敷番と考えら 向かう北家家臣小野治右衛門に「幸い」と託され、 る。 組下ハ其組下切ニ相調書付可被差出候」 北家の御用所に提出されたのであろう。そして、 組下預である佐竹北家に提出されたことが確認できる。おそらくは に北家により吟味されている。これは表6の③の命令にある「在 まず史料1により、 そして史料2によると、吟味を経た系図類は、 つまり角館では、 北家家臣と組下給人の両方の系図が、 北家家臣と組下給人の系図がともに一旦 に対応したものと考えられ 藩に提出される前 久保田の名兵衛 私用で久保田に 所 預 のである。 ことは確認されているが、 系図類や伝来文書の内容吟味については、 認められていない。つまり系図吟味のなかで問題が発生した場合に 久保田と角館を行き来しながら検討を重ねるはずが、双方の行き違 められないとして確認の必要が生じたのである。 民部家との繋がりを主張する庄右衛門に対し、 2からうかがうことができる。

ここでは、 や庄右衛門の不調法があり、 |出系図と久保田給人山方民部系図との関係が問題となっている。 藩への提出前に所預の段階で解決を図っているのである。 それ以前に所預の段階でも行われていた 結果的に庄右衛門は民部家分流とは 藩の文書改役人が行った 北家家臣山方庄右衛門の 民部はその事実が認 このため、互いに 提出

史料3

付由也、 (前略)、 与下面々二三代も相知次第ニ系図之様ニ書付出し候様ニ可申 事永故委ハ不書印也、 昨晩便ニ名兵衛所より岡本又太郎より被申渡候書付等来 (後略)

候而調させ」提出系図の吟味が始められている。 とは表6では④の提出命令にあたる。 巻元禄十一年七月六日条であり、 より相知候分書出シ候也」という具合であった。そして八月十二日 よる提出を命じている。 いては「尤主々より書出シ候古系図持候者ハ大方無之候、三四代 次に同年七・八月の様子をみる。史料3は「北家御日記」六十 角館では八月二日から「段々与下呼候て直 「岡本又太郎より被申渡候書付 そしてこの命令は「本書」に しかし提出状況に

真

藤則•

藤国である。

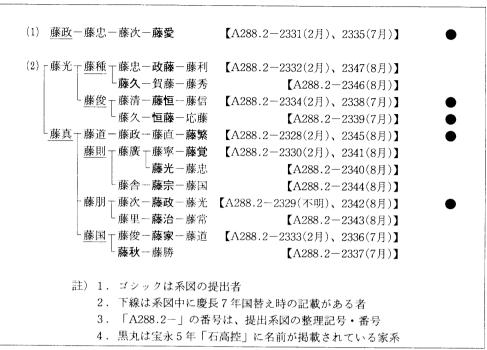
そして、

国替前後に佐竹氏に従って秋日に

門が、 そしてその理由は、そもそも古くからの系図を所持する者がほとん 関わらず、 定されている。 が多く提出されたのである。 どいないためであり、結果的に角館からは④の命令に対しても写し 月前後とかわらず、揃えた系図類についても「本書」との命令にも 太郎からは事前に提出日を指定され、 K 暇をもらいに久保田に向から用事のあった北家家臣高垣嘉右 提出系図を名兵衛のもとへ届けている。 ほとんどが三・四代分の「書出シ」であったのである。 つまり、 ④の命令に対する角館の対応は基本的に二 名兵衛の提出日は十六日と予 提出先である岡本又

残っていない場合もある。④の命令への対応や原本での提出状況に ついては、各地域ごとに検討する必要があろう。 方では、久保田や湯沢のように七・八月提出の写しがほとんど

るが、 に過ぎない。 令に対応する七・八月には一三家すべてから系図類が提出されて 享保期に清書が完成したとされる「諸士系図」では図2の(1)と(2) ら違いもみられる。図2は、角館に居住する西宮氏の系図である。 田国替え時の記載がある者は、 せて一三家から系図が提出されているのである。 二系図にまとめられているが、元禄十一年の提出段階では嫡庶あわ さて、二月前後と七・八月の提出状況を比較すると、 ③の命令に対応する二月前後に系図類を提出したのは、 西宮氏の系図中において、 (1)では藤政、 慶長七年 (一六〇二) (2)では藤種・藤俊・ 表6の④の提出 わずかなが



5 秋田 を提出 記された家臣数に比較して系図 況をみる限りでは、 移り住んだ者の んどは分限帳にも記されていないため、 た七人ともまた異なるのである。 である。 しているのである。 段階 れる。 さらに 範囲 で分家した者を含め 分限 での判断によるの する者の [が異なる可 これ この提出範囲の違いがどのように生じ 付 帳に記されてい け加えると、 は図2中に黒丸で記し 範囲 嫡 能 流 二月には国替え以来の につ 性 が、 つまり、 が かについては、 た範囲まで提出したといえる。 Į, 宝永五年の分限帳に記される西宮氏 高 ③の命令に対応して二月前後に系図を提 な ては記されて い 二月前後と七・八月では、 し、 のである。 家臣の存在を確認できた以上、 の提出数が多い ③と④の提出命令自体には、 し た が② 今後検討する必要があろう。 これもまた当 し、 二月 の嫡流の ない たの 理 が、 前 由 み、 後に系図 西宮氏の提出 か、 のひとつと考え 七 一時の分限 系図 あるい 彼ら 八月 を提 ?は六人 Ō 提 分限

ほと K 系図

出

「元禄家伝文書」の伝来過程

四

帳に記載される家臣の範囲についても、

どのような基準に基づい

るか改め

て検討する必要があろう。

本章では、 元禄家伝文書_ が当 館 に所蔵されるまでの 伝来過

についてみる。

修史事業の過程で各家臣から提出された系図類・伝来文書は、 藩

来文書のまとまりが「元禄家伝文書」の原型となる。「元禄家伝文書」に含まれる。吟味ののち系図類・伝書き記したものと考えられる。吟味ののち系図類・伝来文書の原本記されているが、これは文書改担当者が提出、あるいは吟味の際に記されたのち、岡本又太郎ら文書改担当者により吟味された。に提出されたのち、岡本又太郎ら文書改担当者により吟味された。

ある。 系図 して、この「家々ヨリ書出」にあたるのが「元禄家伝文書」と考え この「諸士系図」の次に目録に記されるのが、「家々ョリ書出」で 目録上の「諸士系図」についても、 衛らに引き継がれている。この目録の後半部分に「御旗本在々諸士 であった中村又左衛門光得から、のちに家譜編纂に携わる吉成藤兵 とめられている。この目録は翌七年に、修史事業の中心人物の一人 受取渡目録」には、修史事業の過程で収集された書籍・文書類がま(※) 元禄・宝永期の提出系図類をもとに成立したと考えられるが、この 「諸士系図」二五冊の原型と考えられる。享保期の「諸士系図」 宝永六年(一七〇九)五月に作成された「御文書并御書物帳 史料の数量が「二簞笥ニ入」と比較的多いことなどから推測 二十五冊」と記されている。これは、享保期に清書された それは同様であろう。そして、 (目録

出されている。貸出当時の「元禄家伝文書」の状態が、明治三十四ら秋田県に引き継がれ、明治三十年代に秋田県立秋田図書館へ貸しその後、「元禄家伝文書」は他の多くの史料とともに、秋田藩か

事業と関連するものと考えられる。

しかし、

前述の宝永六年作成の

三年(一七〇〇)から十五年にかけて提出された史料が多く、

まず佐竹文庫(宗家)に含まれる系図・由緒書であるが、

、修史

二年の目録発行の際には、請求記号を他の系図類と統合され、 その性質形状にかかわりなくその家に附属させる形で整理」され、 保存されていたことがわかる。県立秋田図書館により、これらの史 史料総数は二六三○点であり、 八八・二一六八七~三一八一と請求記号が変更されている。 伝文書」と称されたのもこのときと考えられる。 元一から元二四九五の請求記号を付されている。 から、見出し、検索を容易にするため、各家を五十音順に配列し、 料のうち整理当時に残っていた二四九五点が、「特殊な資料である 当 (一九○一)の「舊藩士家系並古書附目録」に残されているが、 |館にはこの状態で移管されたのである。 イロハ順に三○袋に分けられて整理 さらに、 史料群が「元禄家 昭和五十 A

わりに

お

をかねて、当館所蔵の他の系図類との関連について述べたい。に整理が進められてきた。おわりに、今後の史料整理の方向の確認接に関連すると推測される史料群であることから、当館でも優先的頻度も高く、また「秋田藩家蔵文書」などの主要史料群と極めて密頻度を高く、また「秋田藩家蔵文書」などの主要史料群と極めて密

佐竹文庫(宗家)、県B史料の系図類については現在調査・整理中であり、「元禄家伝文書」を含めて相互の関連を明らかにする必要がある。その際、手がかりのひとつとして端裏部分の朱書が挙げられる。例えば佐竹文庫(宗家)に含まれる系図類の端裏には「智」の朱書がある。この「智」については宝永六年の目録ですでに確認の朱書がある。この「智」については宝永六年の目録ですでに確認いう文字とともに漢数字が朱書され、「元禄家伝文書」の史料には「智」と関が所蔵する系図史料全体の整理を進める必要がある。本稿では、「元禄家伝文書」を史料群としてとらえ、史料群全体本稿では、「元禄家伝文書」を史料群としてとらえ、史料群全体本稿では、「元禄家伝文書」を史料群としてとらえ、史料群全体の朱書がある。

目的とした。しかしながら、「元禄家伝文書」は当時提出された系とにより、今後の史料整理についてある程度見通しをつけることをの分析を通じてその性格を解明し、また成立過程などを検討するこ本稿では、「元禄家伝文書」を史料群としてとらえ、史料群全体

を継続することにより徐々に明らかにしていきたいと考えている。た点については、本稿で今後の課題とした部分を中心に調査・整理状況についても推測を重ねることしかできなかった。不充分であっ「元禄家伝文書」の分析だけでは、その成立過程や当時の系図提出図全体ではなく、写しで提出された史料の一部に過ぎないため、

註

- 書『近世の秋田』(秋田魁新報社、一九九一年)など参照。(1) 『秋田県史』第二巻近世編上(秋田県、一九六四年)、さきがけ新
- (3) 整理記号・番号 A二八〇-六九-一-六一
- (4) 整理記号・番号 A二八八。二─五九○─一~二五
- 要』第四号)、前掲鈴木氏論文など参照。(5) 伊藤勝美「秋田藩の諸士系図について」(秋田県公文書館『研究紀
- (6) 『秋田県史』近世編上一五一~一五七ページ参照
- (7) 整理記号・番号 AH六一一―一八
- (8) 寛永四年の数字は「雑録」(整理記号・番号 AH三一七ー二六一)に基字は「分限并有高」(整理記号・番号 AH三一七ー二六〇)、字は「分限并有高」(整理記号・番号 AH三一七ー二六〇)、の収「寛永四年窪田配分帳」「在々給人配当帳」に、明治元年の数所収「寛永四年の数字は「雑録」(整理記号・番号 県A-一〇三-一)
- 二年十月二日条参照。(9) 「岡本元朝日記」三四(整理記号・番号 七-三八〇-三四)宝永

- 10 明治元年の秋田藩家臣団の内訳は、下表のと 字は推定となっている。 ため石高や人数が不明な部分があり、 おりである。ただし、虫食いや貼り紙などの 一部数
- $\widehat{11}$ 所預については『秋田縣史』第一冊 統制の意義」など参照。 一九九二年)第二章「藩政後期における 正也『秋田藩の政治と社会』(無明舎出 県史』近世編上一四七~一五〇ページ、金森 一九一五年)二七六~二八四ページ、『秋田 (秋田県、

十	版、
	久
1000石以上	
200石~	
100石~	
100石未満	
計	

- 13 12 昭和五十二年三月、秋田県立秋田図書館及
- 今後の整理・調査によっては修正がありうることをあらかじめお断 月末現在の整理・調査に基づくものであり、 本稿の分析における数字は、平成十一年十一

りしておく。

- 14 史料の比較は『秋田藩家蔵文書目録』 年)を用いた。 た結果である。 史料の年月日・差出人・宛名について比較・検討し (秋田県公文書館、一九九七
- 15 財団法人千秋文庫(東京都)所蔵。

16

- ④・⑤の命令は伊藤勝美「秋田藩の諸士系図について」(秋田県公 り、元禄十一年の命令とみて問題ないと考えられる。 いるが、系図類の提出状況と、後述する「北家御日記」の記事によ る。④について、伊藤氏は元禄十一年か同十二年の命令と推測して いた。それ以外は「国典類抄」前編嘉部三十八「御文書取纏」によ 文書館『研究紀要』第四号)により紹介された佐竹南家文書に基づ は元禄十一年六月の命令として扱うこととした。 よって本稿で
- <u>17</u> 行会、一九六七年)など参照 『秋田県史』近世編上、『角館誌』第三巻北家時代編上(角館誌刊

> 18 19

> > 整理記号・番号

AK二二二一二一六二

山方民部が提出した系図(整理記号・番号

A二八八。二一三〇〇

久保田以外 保田 14 137 243 45 902 721 1296 780

> 細有之系図ニ付相除」と記されている。なおこの件についての詳細 三)の末書には「但北家之家来山方庄右衛門儀・同孫左衛門儀ハ子

番号 県B-六九八)により確認することができる。

民部が庄右衛門にあてた二月八日付の「口上覚」

(整理記号・

「北家御日記」元禄十一年八月二日条参照。

- $\widehat{21}$ $\widehat{20}$ 22 「北家御日記| 「北家御日記」
- 元禄十一年八月二十一日条参照。 元禄十一年八月五日条参照。
- $\widehat{23}$ 分限帳に記される西宮氏六人のうち「西宮友之丞」については、ど 示していない。 の家に該当するのか判断できなかったため、図2では五人分しか表
- 整理記号・番号 AS〇二九--
- $\widehat{25}$ 24 当館所蔵史料の伝来過程については、伊藤勝美「「秋田藩家蔵文書 の伝来の過程」 (秋田県公文書館『研究紀要』 第 二号)
- 「秋田県歴史資料目録第十三集」凡例参照。

26

(古文書課主事 かとう まさひろ)

公文書書庫収蔵資料の保存対策とその課題について

菅原亜希子

はじめに

一 紙資料の保護

一代替物の作成と保存

県政映画フィルムの保存と利用

おわりに

はじめに

保存環境については温度二二度、湿度五五パーセントに保たれるよフィルムや十六ミリ映画フィルムも保存している。さらに書庫内ので保存されており、また、こうした紙資料の他に書庫ではマイクロ戦後永年文書、有期限文書及び行政資料の四つに大きく分類した上渡っている。これらは保存期間や作成時期等により戦前永年文書、主館公文書書庫には明治四年(一八七一)以降、現在までの県庁当館公文書書庫には明治四年(一八七一)以降、現在までの県庁

で試行錯誤を重ねている状況となっている。 では様々な課題も多く、開館から六年を経過した現在でも多くの点が出来るよういくつかの取り組みを行っているが、実際の業務の中が出来るように対しているが、温湿度計による測定を日常的に行い、その誤差をはこうした環境の中で出来る限り作成時の状態で保存していくことはこうした環境の中で出来る限り作成時の状態で保存している。 では様々な課題も多く、開館から六年を経過した現在でも多くの点では様々な課題も多く、開館から六年を経過した現在でも多くの点をは様々な課題も多く、開館から六年を経過した現在でも多くの点では様々な課題も多く、開館から六年を経過した現在でも多くの点では様々な課題も多く、開館から六年を経過した現在でも多くの点では様々な課題も多く、開館から六年を経過した現在でも多くの点では様々な課題も多く、開館から六年を経過した現在でも多くの点では様々な課題も多く、開館から六年を経過した現在でも多くの点では様々な課題も多く、開館から六年を経過した現在でも多くの点を記録されているが、実際の業務の中では、またいでは、または、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またがでは、またいでは、またがでは、またいでは、またいでは、またがでは、またいでは

いての状況であり、明治四年(一八七一)以前の文書を収蔵していに「書庫」という。)及び公文書課(以下「当課」という。)につたいと思う。なお本稿で触れる内容はいずれも公文書書庫(以下単たいと思う。なお本稿で触れる内容はいずれも公文書書庫(以下単本稿ではこうした資料保存の取り組みについて公文書課の業務内本稿ではこうした資料保存の取り組みについて公文書課の業務内

公文書書庫収蔵資料の保存対策とその課題について

をはじめに断っておきたい。る貴重文書書庫や古文書課の業務内容とは必ずしも一致しないこと

一 紙資料の保護

は、 れる文字や印影のにじみが少なくない。さらにその他の特徴として のが多い。また裏打ちされた資料についてはこの処置が原因と思わ 況となっている。しかも過去にこのような直接的な処置を加えられ が多く、そこに記載されていた情報が全く失われてしまっているも た資料は資料の天、地や前小口が切り整えられてしまっているもの その程度に差はあるが、多くの資料には何らかの劣化が見られる状 れているもの、手にとっただけで紙が粉々に崩れてしまうものなど 見が整っているこれらの資料は一見するとどこにも劣化箇所がない 読が不可能になりつつあるもの、 ない。このため実際に資料を広げると用紙やインクの変色が進み判 に取り替えた資料や裏打ちにより資料全体を強化したものが少なく ように見えるが、実際には表紙などの外装のみを後年、新しいもの 紙や綴じ部分がしっかりとしているものが多いという点である。 にしてまず気づくことは、 まず現在の資料劣化状況について確認していきたい。書架全体を目 ここでは、 昭和二〇年代の資料に特に著しい劣化が多く見られること、 当課での紙資料保存対策について述べるが、その前に 明治期など年代の古い資料であっても表 資料の一部が損失して情報が失わ 外 毎

年度県庁各課所から引き継がれてくる比較的新しい資料の中にもカ年度県庁各課所から引き継がれてくる比較的新しい資料の保護する非常に有効な劣化予防手段であり、また比較的安価であるため導入しやすい保存箱は塵や埃、光など多くの劣用して資料の保護に努めている。保存箱は塵や埃、光など多くの劣用して資料の保護に努めている。保存箱は塵や埃、光など多くの劣用して資料の保護に努めている。保存箱は塵や埃、光など多くの劣が要しても資料の保護に努めている。保存箱は塵や埃、光など多くの劣が要して資料の保護にあたっては収納対象となる資料の優先順位を、目視による資料の確認を行った上で

- ①劣化が著しい資料
- ②特に貴重と思われる資料
- ③利用頻度が高い資料

計測する、実測値に数ミリの余裕を加えた大きさで作成するなどい でにより決めている。これにより戦前永年公文書及び官報、秋の四点により決めている。これにより戦前永年公文書のうち昭和三十年代までの資料について収納を予定している。保存箱には既製のものや、ある程度大きさが自由に変定している。保存箱には既製のものや、ある程度大きさが自由に変えられるものなど数種類あるが、当課では各々の資料について収納を予定している。計測は厚さを測る際に資料を押さえつけず最も厚い部分を でいる。計測は厚さを測る際に資料を押さえつけず最も厚い部分を でいる。計測は厚さを測る際に資料を押さえつけず最も厚い部分を を使用することとして、作成にあたっては一点ずつ資料の計測を行っ を使用することとして、作成にあたっては一点ずつ資料の計測を行っ を使用することとして、作成にあたっては一点ずつ資料の計測を行っ を使用することとして、作成にあたっては一点ずつ資料の計測を行っ を使用することとして、作成にあたっては一点ずつ資料について収納を予 に対して、作成にあたっては一点ずつ資料の計測を行っ を使用することとして、作成にあたっては一点ずつ資料について収納を予 に対して、作成にあたっては一点ずつ資料の計測を行っ を使用することとして、作成にあたっては一点ずつ資料に対して収納を予 に対して、作成にあたっては一点ずつ資料の計測を行っ を使用することとして、作成にあたっては一点ずつ資料に専用のもの を使用することとして、作成にあたっては一点ずつ資料にあいて収納を予 に対して、作成にあたっては一点ずつ資料の計測を行っ でいる。計測は厚さを測る際に資料を押さえつけず最も厚い部分を でいる。計測は厚さを測る際に資料を押さえつけず最も厚い部分を でいる。計測は厚さを測る際に資料を押さえつけず最も厚い部分を でいる。計測は厚さを測る際に資料を押さえつけず最も厚い部分を でいる。計測は厚さを測る際に資料を押さえつけず最も厚い部分を でいる。計測は厚さを測る際に資料を押さえてが自由に変 でいる。計測は厚さを測る際に資料を押さえてが でいる。計測は厚さを測る際に資料を押さえてが でいる。計測は厚さを測る際に資料を押さえてが でいる。計測は厚さを測する。 でいる。計画は原とが用いられており合いのののののののののののでは、 でいる。計画は原とであるでは、 でいる。には、 でいる。には、 でいる。には、 でいる。には、 でいる。には、 でいる。には、 でいる。には、 でいる。 では、 でいる。 でいる 載事項の確認も計測作業と併せて行っており、これにより目録に誤



写真 1 保存箱収納後の資料

りが見つかった場合は直ちにその訂正を行うこととしている。

現在

の公文書課の通常業務の中では評価選別の対象となっている資料群

記載内容の確認を行ったことのない資料も多い。

計測は保存箱作成以外に資料の管理、

なお、実際の

存箱を使用することが必要であると考え、毎年度の作業として行っ しまったりすることを防ぐためには各々の大きさにちょうど良い保 箱に収納することで資料に無理な力がかかったり薄い資料が折れて すればこうした手間や時間は省略出来るが、大きさの合わない保存 なりの手間と時間を要している現状となっている。既製の箱を利用 壊したりすることのないよう細心の注意を払いながら行っている。 くつかの注意事項を設けて行い、 かし毎年度二千箱を超える保存箱を作成しているため作業にはか また計測には資料目録を利用しているため、 収納することにより逆に資料を破 資料と目録記

ず丈夫なものという理由からプラスチックを用いたものを利用して 場合も部分的な取り替えが容易に出来ることのほか、 う点に特に注意している。 り丈夫であることなど長期の保存や利用に十分耐えられることとい 保存箱の体裁については、素材となる中性紙にある程度の厚さがあ 利用上という点でも必要な作業であると考えている。 このため実際に確認作業によって資料名等の訂正箇所のほか未整理 資料が見つかった例もあり、 録を作成して以降、 以外には資料と目録の確認を行う機会はきわめて少なく開館時に目

また、

留め具部分は万一破損等があった

腐食を起こさ

いる。

現在、 か否かを判断する有効な方法であるとされている。 テップ」であり、この よる資料の保護は の間には劣化が進行することも避けられない事実である。 ら保存上非常に優れた手段であるのは先に述べたとおりであるが、 けにくくなり、 方でこれだけでは劣化を完全に止めたことにはならず、 保存箱の利用は、収納された資料が箱外部の環境変化の影響を受 保存箱収納以外の保存対策は行っておらず、今ある資料もい 劣化の速度が収納前と比較して遅くなることなどか 「貴重な資料に対する総合的な保存手当の第一ス 「第一ステップ」が修復など次の手当が必要 しかし当課では 保存箱に 長い年月



写真 2 中性紙保存箱と収納資料

ずれこれだけでは保存が困難になると考えられる。このため今後は い、そこから資料の状態に応じて次の方法を考えていくことが必要 恒久的保存へ向けての「第一ステップ」であるという位置付けを行 当課においても保存箱の利用は保存対策の終了ではなく、あくまで

を進めるばかりではなく資料損失、あるいは時間や費用の浪費など た方法は資料に直接手を加えるものであり、安易な処置は逆に劣化 キャスティングによる修復など様々な方法が考えられるが、こうし になってくると思われる。 今後、次のステップにおける保存対策としては脱酸処理やリーフ

報収集や調査が必要であると思われるため、これを当面の課題とし、 事項も多い。現段階において当課ではまずそれらを決めるための情 出するか、実施する資料群の順番はどう決めるかなど決定するべき 画の作成にあたっては一つの資料群から何冊をどりいった方法で抽 的を分けて行り必要性があると言える。また、調査の実施や保存計 プ」としての保存対策が必要な資料を決定するための調査にその目 るための調査と既に収納済みとなっている資料の中から「第二ステッ 化調査は「第一ステップ」である保存箱への収納対象資料を決定す 保存箱への収納を終了している現状を考えると、当課で実施する劣 と思われる。さらに多くの資料が既にこうした調査を行わないまま を重ね、それを基に次の保存計画を作成していくことが重要である らでは何の対策を講ずることも出来ないため一定の頻度でこの調査 られる。また現在その必要がない資料であっても資料が失われてか る。 よっては早期に何らかの対策を要する資料が見つかる可能性も考え を行わず、日常目にしている範囲内での判断であるため調査結果に を行う必要がある資料はないと考えているが、それはこうした調査 にそのためには劣化状況の調査を行うことが不可欠であると思われ たっては資料の状態を様々な角度から知ることが必要であり、さら を必要な時期に行うことが重要となってくる。そしてこの判断にあ るにしても対象となる資料を的確に選択し、その状態にあった処置 様々な問題の原因となる可能性がある。このためいずれの方法を取 現在当課では保存箱に収納した資料のうち緊急に次の保存対策

具体策はその後に検討を重ねた上で決めていきたいと考える。

代替物の作成と保存

資料の閲覧を許可している。ただし原資料の閲覧はカウンター内で 撮影した資料のうち最も利用頻度が高い「秋田県公報」のマイクロ ムを閲覧した結果、 が述べている方法とほぼ同様なものとなっており、マイクロフィル フィルムのみを一般の利用に供しているが、その利用方法は青木氏 原本でなければ判らない情報を調べる」としている。現在当課では CDロムなどはマイクロフィルムと比較すると保存性が低いとされ ては「まず代替物を利用して史料の内容情報の調査を行い、最後に を図るための有効な方法」であるとしており、その利用方法につい る代替物はない」としながらも資料の代替化を「保存と利用の両立 れた代替物の一つであると言える。青木睦氏は「基本的に原本に勝 存性や記録密度の高さに加え、安価で作成出来ることなどから、 とにもなる。そうした他の媒体と比較するとマイクロフィルムは保 ており、原資料から直接代替物を作成すると高額な費用を要するこ 物の媒体としてはこの他にも数種類が挙げられると思うが、例えば 体としてマイクロフィルムを選択し、代替物を作成している。代替 損失を防ぐには代替物を作成する必要があるため、当課ではその媒 保存箱による収納のみでは紙資料の劣化が防げない以上、資料の 判読しにくい文字があった場合などに限り、原

表 1 公文書課撮影マイクロフィルム一覧							
資	料	名	本数	撮影年度	備考		
秋	田 県 公	報	106	平成 5 ~10			
秋	田県布達	集	24	平成6~8			
秋	田県議会議事	録	45	平 成 8			
士	族 卒 明 細 短	₩	4	平 成 8			
卒	家	誰	6	平 成 9			
県	令 全	書	7	平 成 7			
死	没 者 名	簿	5	平 成 7			
兵		籍	22	平成7~8			
秋	田県史	稿	5	平 成 7			
秋	田 県 史	料	11	平 成 7			
秋日	田県養蚕統計・勧業年	F報	3	平 成 8			
文	部 省 日	誌	5	平成7・10	平成10年度は補完分1本を撮影		
秋	田県勧業月	報	1	平 成 10			
秋	田県庁日	誌	8	平成10~11			
産	婆准看登録台	帳	6	平 成 10			
外	務 省 日	註	1	平 成 11			
内	務 省 達	留	7	平 成 11			
山村	木原野其他原由取調訓	書	29	平 成 11			
合		計	295				

職員の立ち会いがある場合のみに限るという条件を付して行ってお は資料が製本されていない状態であり、 閲覧室内で利用者が自由に閲覧することは制限している。これ その散逸を防ぐために行っ

なる資料は御理解いただきたいと考えている。マイクロフィルム撮影の対象との理解いただきたいと考えている。マイクロフィルム撮影の対象とているものであるため保存と利用の両立を考えた対策の一つとして

①劣化が著しい資料

②特に貴重と思われる資料

③利用頻度が高い資料

には紙箱に収納されていたものの、 代にかけて撮影されたものが中心であるこれらのフィルムは移管時 フ ル 切な処置を行うことが必要となってくる。特に一九五○年代から一 期的に劣化状況の調査を行い、 れ以降に開発されたポリエステルをベースとするPETベースフィ ステルをベースとして作成されたTACベースフィルムであり、そ 九八〇年代にかけて撮影されたフィルムのほとんどはセルロースエ 永久保存が望めるものではないため、これらについても撮影後は定 れが生じないよう努めている。 後は閲覧用フィルムのみを使用することで保存用フィルムに傷や汚 あたっては保存用と書庫内閲覧用の二種類のフィルムを作り、 本のマイクロフィルムの撮影を終了している(表1参照)。作成に の三点により決定しており、これにより平成十一年度までに二九五 ムと比較して劣化が早いとされている。 ムでは開館時に文書広報課 ルムがこのTACベースフィルムに当たる。 (現行政改革推進課) 異常が認められるものについては適 しかしマイクロフィルムも実際には 既にかなりの酢酸臭が発生して 書庫で所蔵しているフィ 昭和四〇~五〇年 から移管された 撮影

> 重要性を増すことになり、今後新たに複製フィルムを作成する際に 調査の結果、撮影されたフィルムの中に所蔵資料以外のものや劣化 た貴重な情報を失りことにもなりかねないと言えるであろう。 に調査を行わないまま複製フィルムの作成を始めることは、 とで大まかな複製フィルム作成計画が自ずと出来ることになり、 も最優先に扱うべきであると思われる。 の著しい資料のフィルムがあるとすれば、 の前提として撮影内容の調査を行うことが急務であると思われる。 いう点である。このため、複製フィルム作成にあたっては、 かといった現在の所蔵資料との関連性が不明のままとなっていると を撮影したのか、 は現在までに撮影内容の調査が終了しておらず、 きであるが、ここで問題になるのが、これら移管フィ 移管フィルムについては当課で撮影した他のフィルムと区別して保 おり、 防ぐためには新たにPETベースフィルムで複製フィ 波状になり再生不可能になる恐れもある。劣化による情報の損失を 存しているが、このまま劣化が進行すると最後にはフィルムの縁が わずか二〇年程度の間にも劣化が始まっていることが分かる。 所蔵されていない資料についてのフィルムがある つまり、 当該フィルムはよりその この調査を行うこ 書庫内のどの資料 ルムについて ルムを作るべ そうし まずそ 逆

象であり、一本のフィルムに概ね八点程度の資料が撮影されているで進めていかざるを得ないが、五〇〇本を超えるフィルムがその対ンで検索しながら突き合わせていくという極めて手間のかかる方法調査は撮影されている資料名と現在の所蔵目録を一点ずつパソコ

表 2 公文書課作成複製本一覧

			10 4			杯 F //	い女才	大 个一見
資	料		名	冊数	作	成年	度	備考
秋	田県	史	料	57	平	成	7	
秋	田県布	達	集	126	平	成	8	
秋	田	具	報	40	平	成	7	
秋	田県勧業	美 年	報	31	平	成	8	
士	族 卒 明 #	田短	₩	29	平	成	9	
卒	家		譜	59	平	成	9	
秋	田県議会	議事	録	392	平	成	9	
秋	田県養	岳 統	計	3	平	成	9	
文	部 省	日	誌	44	平	成	9	平成10年度、落丁部分を補完
秋	田県勧業	美 月	報	6	平	成	10	
秋	田県庁	日	誌	45	平	成	11	
合			計	832				

進行を続けているということが挙げられる。このため、調査が終了た、ここで考慮すべき点としてこの調査を続けている間にも劣化はことを考慮するとかなりの時間を必要とすることが予想される。ま

庫の保存環境とは特に湿度の点で大きくかけ離れている。このため、書している。 一度以下、湿度三○~四○パーセントとした場合の数値であり、書 期間は五○○年とも言われている。しかしこれは保存環境を温度二 期間は五○○年とも言われている。しかしこれは保存環境を温度二 本一本を巻き返して酸を飛ばす作業も併せて行っていく必要があ するまでの間は、劣化速度が多少でも緩やかになるよう、フィルム

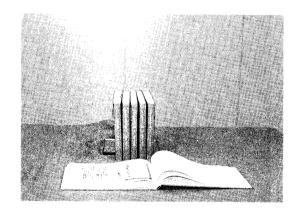


写真3 複 製 本

フィルムを保管している棚に乾燥剤を使用して、出来るだけ低湿度

行う必要があると考えられる。 たフィルムについても五○○年という期間に頼らず定期的な検査を を保てるように配慮してはいるものの、 平成五年以降当課で撮影し

料については随時複製本の作成を進めていきたいと思う。 このため、今後も利用頻度や劣化状況を確認しながら必要のある資 抱える相反する二つの役割にとって非常に有効な手段となっている。 来ることなど多くの利点が挙げられ、利用と保存という公文書館が いる。この他にも複製本は原資料と比較して内容検索が短時間で出 ているほか、原資料では許可されない複写機の利用も可能となって 覧にあたって申請書の提出が必要な原資料に対して、開架資料であ 重要なものや利用回数の多いものがその対象となっている。また閲 して位置付けられており、 ている(表2参照)。当館において複製本は原資料保存の一手段と る複製本は申請書を提出しなくても自由に閲覧することが可能となっ いては印画紙に焼付して製本した複製本を作成し、 さらに作成したマイクロフィルムのうち特に必要があるものにつ 作成にあたっては収蔵資料の中でも特に 閲覧室で開架し

県政映画フィルムの保存と利

五五 六ミリ映画フィルムを所蔵している。 これまで述べてきた資料のほかに、 に県が県政の広報手段として映画の導入を決定して以来、現 県政映画は昭和三十年(一九 書庫では現在、三〇三本の十

> あろう。 修復とともにフィルム映像をビデオに転換するテレシネ化を行って つものも多かったため、これらについてはフィルムのクリーニング、 まとまって保存されている例は全国的にも非常に珍しいと言えるで 移管されて書庫で保存されているが、こうした歴史的な映像資料が 伴い映画フィルムは次第にその役割の大半を他の媒体に譲ることに ている。 なったが、現在では当時の県政や県民生活を伝える貴重な資料となっ などへ貸し出されて多くの県民に観賞された。 文化会館、 在まで作成が続けられており、 しかしフィルムの中には長期の使用により傷や汚れが目立 フィルムは開館時に文書広報課(現行政改革推進課)から 県民ホールなどに備えつけられ各市町村や公民館、 かつては視聴覚ライブラリーや日 テレビなどの普及に 学校

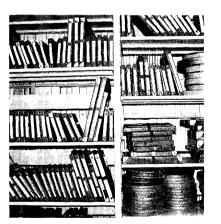


写真4 移管されたフィルム

二種類を作ることとしており、

映像を転換する前には手拭きなどに

破損箇所も可能な限り

より丁寧にフィルムのクリーニングを行い、

ることにしている。ビデオの作成にあたってはデジタルとVHSの ており撮影時間や撮影年代等の錯誤の有無についてもここで確認す る。

するなど、出来る限り多くのビデオを作成出来るように心がけてい 複数本あるものについては各々をつなぎ合わせて一つのフィルムと

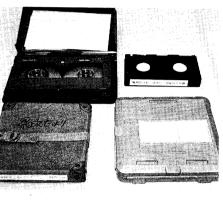
またテレシネ化はフィルム内容を確認出来る唯一の機会となっ

いる。

テレシネ化にあたっては対象となるフィルムに著しい破損等

映像の転換が不可能な状態にあるものでも同一フィルムが

があり、



県政映画フィルム・ビデオ

③今後、

利用頻度が高くなることが予想されるフィル

②特に貴重な映像が収録されているフィル ①年代の古く劣化が著しいと思われるフィル となる。

テレシネ化は対象となるフィルムを

ム

修復されるため、

転換される映像は修復後のより良好な状態のも

写真 5

題となっているのがこれらのフィルムやビデオに資料番号が付与さ した台帳はあるものの、これは破損等によりすでに失われているフィ れていないという点である。 ている。しかしこうした県政映画に関する一連の業務の中で特に問 ジタル、 り閲覧が可能となっている。また、ビデオのダビングについてはデ 来るほか、 オについては当館ビデオシアターにおいて三十九本が自由に閲覧出 で了解を得て行っている。なお、 ものについては著作権に配慮してビデオ作成前に作成主体から文書 ルムは県の自主制作のものばかりではないため、 でに二〇三本のテレシネ化を終了している(表3参照)。またフィ **うした映像資料に対する関心が急速に高まり、一般の閲覧希望のほ** かテレビ局などからの放映申請も増加傾向にあることなどを考慮し 用頻度が高くなることが予想されるフィルム」については、 の三点により優先順位を決定して行っており、このうち「今後、 昨年度以降特に注意するべき点としており、これにより現在ま VHSのどちらからでも申請者の実費負担により可能となっ その他のものについてもカウンターで申請することによ 便宜的に移管時の目録に通し番号を付 作成したビデオのうちVHSビデ 他団体が作成した 近年こ 利

表 3 県政映画ビデオ

I 県政ニュース

 題 名 作成年月色別県政だより№2 県政だより№2 県政だより№5 昭和30年7月白黒県政だより№5 昭和31年3月白黒県政だより№1 県政だより№2 県政だより№2 昭和31年7月白黒県政だより№2 県政だより№3 昭和31年7月白黒県政ニュース№63 昭和31年10月白黒県政だより№3 昭和31年10月白黒県政ニュース№66 昭和40年1月白黒県政ニュース№66 昭和40年1月白黒県政ニュース№66 昭和40年3月白黒県政ニュース№67 昭和40年3月白黒県政ニュース№68 昭和40年4月白黒県政ニュース№68 昭和40年4月白黒県政ニュース№69 昭和40年5月白黒県政ニュース№7 昭和32年1月白黒県政ニュース№69 昭和40年5月白黒県政ニュース№7 昭和32年1月白黒県政ニュース№7 昭和32年1月白黒県政ニュース№7 昭和32年1月白黒県政ニュース№7 昭和32年1月白黒県政ニュース№7 昭和33年1月白黒県政ニュース№7 昭和33年1月白黒県政ニュース№1 昭和33年1月白黒県政ニュース№1 昭和33年4月白黒県政ニュース№1 昭和33年5月白黒県政ニュース№1 昭和33年7月白黒県政ニュース№1 昭和33年7月白黒県政ニュース№1 昭和33年7月白黒県政ニュース№1 昭和33年1月白黒県政ニュース№1 昭和33年1月白黒県政ニュース№1 昭和33年1月白黒県政ニュース№1 昭和33年1月白黒県政ニュース№1 昭和34年6月白黒県政ニュース№2 昭和34年7月白黒県政ニュース№2 昭和34年7月白黒県政ニュース№2 昭和41年1月白黒県政ニュース№2 県政ニュース№3 昭和41年1月白黒県政ニュース№3 昭和41年1月白黒県政ニュース№3 県政ニコース№3 昭和41年1月白黒県政ニュース№3 県政ニコース№3 昭和41年1月白黒県政ニュース№3 県政ニコース№3 昭和41年1月白黒県政ニュース№3 県政ニコース№3 昭和41年1月白黒県政ニュース№3 県政ニコース№3 昭和41年1月白黒県政ニュース№3 県政ニコース№3 昭和41年1月白黒県政ニコース№3 県政ニコース№3 昭和41年1月白黒県政ニコース№3 県政ニコース№3 昭和42年1月白黒県政ニコース№3 昭和42年1月白黒県政ニコース№3 県政ニコース№3 昭和42年1月白黒県政ニコース№3 県政ニコース№3 昭和42年1月白黒県政ニコース№3 県政ニコース№3 昭和42年1月白黒県政ニコース№3 県政ニコース№3 昭和42年1月白黒県政ニコーストの80 昭和41年1月日県政ニコーストの80 昭和41年1月日県政ニコーストの	思黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒
県政だよりNa 5 昭和31年 3 月 白 黒 県政だよりNa 1 昭和31年 5 月 白 黒 県政だよりNa 2 昭和31年 7 月 白 黒 県政だよりNa 2 昭和31年 10月 白 黒 県政だよりNa 3 昭和31年 10月 白 黒 県政だよりNa 3 昭和31年 10月 白 黒 県政たより B和31年 10月 白 黒 県政だより B和31年 10月 白 黒 県政だより B和31年 1月 白 黒 県政だより B和32年 1月 白 黒 県政ニュースNa66 B和40年 2月 台 黒 駅かニュースNa66 B和40年 3月 台 黒 県政ニュースNa66 B和40年 4月 台 黒 県政ニュースNa67 B和40年 4月 台 黒 県政ニュースNa68 B和40年 5月 台 黒 県政ニュースNa69 B和40年 6月 台 県 昭和40年 6月 台 県 県政ニュースNa70 B和40年 8月 台 県 県政ニュースNa70 B和40年 8月 台 県 県政ニュースNa70 B和40年 9月 台 県 県政ニュースNa70 B和40年 1月 台 黒 県政ニュースNa70 B和41年 1月 台 黒 県政ニュースNa70 B和41年 1月 台 黒 県政ニュースNa70 B和41年 1月 台 黒 県政ニュースNa80 B和41年 1月	思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思
県政だよりNa 1 昭和31年5月白黒 県政だよりNa 2 昭和31年7月白黒 県政だよりNa 3 昭和31年10月白黒 県政だよりNa 3 昭和40年1月白黒 県政だよりNa 3 昭和31年10月白黒 県政だより 昭和40年2月台黒 県政ニュースNa66 昭和40年2月台黒 県政ニュースNa66 昭和40年3月台黒 県政ニュースNa66 昭和40年4月台黒 県政ニュースNa66 昭和40年4月台黒 県政ニュースNa68 昭和40年4月台黒 県政ニュースNa68 昭和40年5月台黒 県政ニュースNa68 昭和40年6月台県 昭和40年6月台県 県政ニュースNa70 昭和40年8月台県 県政ニュースNa70 昭和40年9月台県 県政ニュースNa70 昭和40年9月台県 県政ニュースNa70 昭和40年9月台県 県政ニュースNa70 昭和40年9月台県 県政ニュースNa70 昭和40年9月台県 県政ニュースNa70 昭和40年1月台県 県政ニュースNa70 昭和41年1月台県 県政ニュースNa70 昭和41年7月台県 県政ニュースNa80 昭和41年1月台県 県政ニュースNa80 昭和41年1月台県 県政ニュースNa81 昭和41年1月台県 県政ニュースNa80 昭和41年1月台県 県政ニュースNa80 昭和41年1月台県 県政ニュースNa80 昭和41年1月台県 県政ニュースNa80 昭和41年1月台県 県政ニュースNa80 昭和42年1月台県 県政ニュースNa86 昭和42年1月台県 <t< td=""><td>黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑</td></t<>	黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑
県政だよりNa 2 昭和31年7月白黒 県政だよりNa 3 昭和31年10月白黒 県政だよりNa 3 昭和40年1月白黒 県政だよりNa 4 昭和32年1月白黒 県政ニュースNa65 昭和40年2月白星県政ニュースNa66 昭和40年3月白黒県政ニュースNa 6 昭和32年1月白黒県政ニュースNa 6 昭和32年5月白黒県政ニュースNa 6 昭和32年5月白黒県政ニュースNa 6 昭和32年1月白黒県政ニュースNa 7 昭和32年1月白黒県政ニュースNa 7 県政ニュースNa 7 昭和32年1月白黒県政ニュースNa 9 県政ニュースNa 9 昭和33年1月白黒県政ニュースNa 9 昭和33年1月白黒県政ニュースNa 10 県政ニュースNa 70 昭和40年9月白黒県政ニュースNa 70 昭和40年9月白黒県政ニュースNa 71 県政ニュースNa 72 昭和40年9月白黒県政ニュースNa 73 昭和40年1月白黒県政ニュースNa 73 昭和40年1月白黒県政ニュースNa 73 昭和40年1月白黒県政ニュースNa 74 昭和40年1月白黒県政ニュースNa 75 昭和40年1月白黒県政ニュースNa 75 昭和40年1月白黒県政ニュースNa 75 昭和40年1月白黒県政ニュースNa 75 昭和40年1月白黒県政ニュースNa 75 昭和40年1月白黒県政ニュースNa 75 昭和40年1月白月白黒県政ニュースNa 75 昭和40年1月白月白黒県政ニュースNa 75 昭和40年1月白月白黒県政ニュースNa 75 昭和41年4月白月白黒県政ニュースNa 76 昭和41年5月白月 県政ニュースNa 78 昭和41年5月白月 県政ニュースNa 80 昭和41年7月白 県政ニュースNa 80 昭和41年7月白 県政ニュースNa 80 昭和41年9月白 県政ニュースNa 80 昭和41年1月白 県政ニュースNa 80 県政ニュースNa 80 昭和41年1月白 県政ニュースNa 80 <t< td=""><td>· 黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑</td></t<>	· 黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑
県政だよりNa 3 昭和31年10月 白 黒 県政ごュースNa65 昭和40年2月 白 黒 県政ごュースNa66 昭和40年3月 白 黒 県政ニュースNa66 昭和40年3月 白 黒 県政ニュースNa66 昭和40年3月 白 黒 県政ニュースNa67 昭和40年4月 白 黒 県政ニュースNa68 昭和40年4月 白 黒 県政ニュースNa68 昭和40年4月 白 黒 県政ニュースNa68 昭和40年5月 白 黒 県政ニュースNa69 昭和40年6月 白 黒 県政ニュースNa69 昭和40年7月 白 黒 県政ニュースNa69 昭和40年7月 白 黒 県政ニュースNa70 昭和40年7月 白 黒 県政ニュースNa70 昭和40年7月 白 黒 県政ニュースNa70 昭和40年7月 白 黒 県政ニュースNa70 昭和40年9月 白 黒 県政ニュースNa71 昭和40年9月 白 黒 県政ニュースNa71 昭和40年9月 白 黒 県政ニュースNa72 昭和40年9月 白 黒 県政ニュースNa73 昭和40年10月 白 黒 県政ニュースNa75 昭和40年10月 白 黒 県政ニュースNa76 昭和40年10月 白 黒 県政ニュースNa77 昭和40年10月 白 黒 県政ニュースNa76 昭和40年10月 白 黒 県政ニュースNa77 昭和40年10月 白 黒 県政ニュースNa76 昭和41年5月 白 黒 県政ニュースNa78 昭和41年6月 白 黒 県政ニュースNa78 昭和41年7月 白 黒 県政ニュースNa80 昭和41年7月 白 黒 県政ニュースNa81 昭和41年10月 白 黒 県政ニュースNa81 昭和41年10月 白 黒 県政ニュースNa81 昭和41年10月 白 黒 県政ニュースNa82 県政ニュースNa84 昭和41年10月 白 黒 県政ニュースNa85 昭和41年12月 白 黒 県政ニュースNa86 昭和42年2月 白 県政ニュースNa86 昭和42年2月 白 県政ニュースNa87 昭和42年2月 白 県政ニュースNa87 昭和42年3月 白 黒 県政ニュースNa87	黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑
県政だよりNa 4 昭和31年 白黒 県政ニュースNa 66 昭和40年3月 台黒 県政ニュースNa 67 昭和40年4月 台黒 県政ニュースNa 67 昭和40年4月 台黒 県政ニュースNa 68 昭和40年4月 台黒 県政ニュースNa 68 昭和40年6月 台黒 県政ニュースNa 68 昭和40年6月 台黒 県政ニュースNa 69 昭和40年6月 台里 県政ニュースNa 70 昭和40年6月 台里 県政ニュースNa 70 昭和40年7月 台里 県政ニュースNa 70 昭和40年7月 台里 県政ニュースNa 70 昭和40年8月 台里 県政ニュースNa 70 昭和40年8月 台里 県政ニュースNa 70 昭和40年9月 台里 県政ニュースNa 70 昭和40年1月 台里 県政ニュースNa 70 昭和41年4月 台里 県政ニュースNa 70 昭和41年6月 白里 県政ニュースNa 70 昭和41年6月 白里 県政ニュースNa 70 昭和41年9月 台里 県政ニュースNa 70<	思果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果
県政だよりNa 4 昭和32年1月 白 黒 県政ニュースNa 5 昭和32年5月 白 黒 県政ニュースNa 6 県政ニュースNa 68 昭和40年4月 白 県政ニュースNa 7 昭和32年8月 白 黒 県政ニュースNa 7 県政ニュースNa 69 昭和40年6月 白 県政ニュースNa 70 昭和40年6月 白 県政ニュースNa 70 昭和40年6月 白 県政ニュースNa 70 昭和40年7月 白 県政ニュースNa 71 昭和40年7月 白 県政ニュースNa 71 昭和40年7月 白 県政ニュースNa 72 昭和40年9月 白 県政ニュースNa 73 昭和40年9月 白 県政ニュースNa 73 昭和40年9月 白 県政ニュースNa 73 昭和40年9月 白 県政ニュースNa 73 昭和40年1月 白 県政ニュースNa 73 昭和40年9月 白 県政ニュースNa 73 田和40年9月 白 県政ニュースNa 73 田和40年9月 白 県政ニュースNa 73 田和40年1月 白 県政ニュースNa 73 田和40年9月 白 県政ニュースNa 73 田和40年1月 白 県政ニュースNa 73 田和40年1月 白 県政ニュースNa 73 田和40年1月 白 県政ニュースNa 73 田和40年9月 白 県政ニュースNa 73 田和40年9月 白 県政ニュースNa 73 田和40年1月 白 県政ニュースNa 80 田和41年6月 白 県政ニュースNa 80 田和41年7月 白 県政ニュースNa 80 田和41年9月 白 県政ニュースNa 80 田和41年1月 白 県政	思果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果
県政ニュースNa 5 昭和32年5月白黒 県政ニュースNa68 昭和40年5月白黒 県政ニュースNa 6 昭和32年8月白黒 県政ニュースNa69 昭和40年6月白黒 県政ニュースNa 7 昭和32年10月白黒 県政ニュースNa70 昭和40年7月白黒 県政ニュースNa 9 昭和33年1月白黒 県政ニュースNa71 昭和40年8月白黒 県政ニュースNa 10 昭和33年2月白黒 県政ニュースNa72 昭和40年9月白黒 県政ニュースNa 11 昭和33年4月白黒 県政ニュースNa73 昭和40年10月白黒 県政ニュースNa 12 昭和33年4月白黒 県政ニュースNa75 昭和40年12月白黒 県政ニュースNa 13 昭和33年7月白黒 県政ニュースNa75 昭和40年12月白黒 県政ニュースNa 14 昭和33年7月白黒 県政ニュースNa 75 昭和41年4月自 県政ニュースNa 76 昭和41年4月自 県政ニュースNa 77 昭和41年5月白 県政ニュースNa 78 昭和41年6月自 県政ニュースNa 80 昭和41年7月白 県政ニュースNa 80 昭和41年7月白 県政ニュースNa 80 昭和41年9月白 県政ニュースNa 80 昭和41年9月白 県政ニュースNa 80 昭和41年9月白 県政ニュースNa 80 昭和41年10月白 県政ニュースNa 80 昭和41年1月白 県政ニュースNa 80 昭和41年1月白 県政ニュース	書、黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒
県政ニュースNa 6 昭和32年8月 白 黒 県政ニュースNa 7 昭和32年10月 白 黒 県政ニュースNa 7 昭和40年6月 白 黒 県政ニュースNa 7 昭和40年7月 白 黒 県政ニュースNa 70 昭和40年7月 白 黒 県政ニュースNa 70 昭和40年8月 白 黒 県政ニュースNa 70 昭和40年8月 白 黒 県政ニュースNa 70 昭和40年8月 白 黒 県政ニュースNa 71 昭和40年8月 白 黒 県政ニュースNa 72 昭和40年9月 白 黒 県政ニュースNa 73 昭和40年10月 白 黒 県政ニュースNa 73 昭和40年10月 白 黒 県政ニュースNa 73 昭和40年10月 白 黒 県政ニュースNa 73 昭和40年11月 白 黒 県政ニュースNa 73 昭和40年10月 白 黒 県政ニュースNa 74 昭和40年11月 白 黒 県政ニュースNa 75 昭和40年11月 白 黒 県政ニュースNa 75 昭和40年11月 白 黒 県政ニュースNa 75 昭和40年12月 白 黒 県政ニュースNa 75 昭和40年12月 白 黒 県政ニュースNa 76 昭和41年4月 白 黒 県政ニュースNa 77 昭和41年5月 白 黒 県政ニュースNa 78 昭和41年6月 白 島 県政ニュースNa 78 昭和41年6月 白 島 県政ニュースNa 80 昭和41年7月 白 島 県政ニュースNa 80 昭和41年9月 白 島 県政ニュースNa 80 昭和41年9月 白 島 県政ニュースNa 80 昭和41年10月 白 島 県政ニュースNa 80 昭和41年1	黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑
県政ニュースNa 6 昭和32年8月 白 黒 県政ニュースNa 7 昭和32年10月 白 黒 県政ニュースNa 7 昭和40年6月 白 黒 県政ニュースNa 7 昭和40年7月 白 黒 県政ニュースNa 70 昭和40年7月 白 黒 県政ニュースNa 70 昭和40年8月 白 黒 県政ニュースNa 70 昭和40年8月 白 黒 県政ニュースNa 70 昭和40年8月 白 黒 県政ニュースNa 71 昭和40年8月 白 黒 県政ニュースNa 72 昭和40年9月 白 黒 県政ニュースNa 73 昭和40年10月 白 黒 県政ニュースNa 73 昭和40年10月 白 黒 県政ニュースNa 73 昭和40年10月 白 黒 県政ニュースNa 73 昭和40年11月 白 黒 県政ニュースNa 73 昭和40年10月 白 黒 県政ニュースNa 74 昭和40年11月 白 黒 県政ニュースNa 75 昭和40年11月 白 黒 県政ニュースNa 75 昭和40年11月 白 黒 県政ニュースNa 75 昭和40年12月 白 黒 県政ニュースNa 75 昭和40年12月 白 黒 県政ニュースNa 76 昭和41年4月 白 黒 県政ニュースNa 77 昭和41年5月 白 黒 県政ニュースNa 78 昭和41年6月 白 島 県政ニュースNa 78 昭和41年6月 白 島 県政ニュースNa 80 昭和41年7月 白 島 県政ニュースNa 80 昭和41年9月 白 島 県政ニュースNa 80 昭和41年9月 白 島 県政ニュースNa 80 昭和41年10月 白 島 県政ニュースNa 80 昭和41年1	思果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果
県政ニュースNa 8 昭和32年11月 白 黒 県政ニュースNa 9 県和33年1月 白 黒 県政ニュースNa 9 県政ニュースNa 9 昭和40年 9月 白 黒 県政ニュースNa 10 県政ニュースNa 11 昭和40年 9月 白 黒 県政ニュースNa 11 県政ニュースNa 11 昭和40年 10月 白 黒 県政ニュースNa 12 県政ニュースNa 12 昭和33年 4月 白 黒 県政ニュースNa 12 県政ニュースNa 13 昭和33年 7月 白 黒 県政ニュースNa 75 昭和40年 11月 白 黒 県政ニュースNa 75 昭和40年 11月 白 黒 県政ニュースNa 75 昭和40年 12月 白 黒 県政ニュースNa 76 昭和41年 4月 白 県政ニュースNa 77 昭和41年 5月 白 黒 県政ニュースNa 77 昭和41年 5月 白 黒 県政ニュースNa 78 昭和41年 5月 白 黒 県政ニュースNa 80 昭和41年 8月 白 県政ニュースNa 80 昭和41年 8月 白 県政ニュースNa 80 昭和41年 9月 白 黒 県政ニュースNa 80 昭和41年 9月 白 黒 県政ニュースNa 80 昭和41年 10月 白 黒 県政ニュースNa 80 昭和41年 11月 白 黒 県政ニュースNa 80 昭和41年 12月 白 黒 県政ニュースNa 80 昭和41年 2月 白 黒 県政ニュースNa 80 <td>黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒</td>	黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒
県政ニュースNa 8 昭和32年11月 白 黒 県政ニュースNa 9 県和33年1月 白 黒 県政ニュースNa 9 県政ニュースNa 9 昭和40年 9月 白 黒 県政ニュースNa 10 県政ニュースNa 11 昭和40年 9月 白 黒 県政ニュースNa 11 県政ニュースNa 11 昭和40年 10月 白 黒 県政ニュースNa 12 県政ニュースNa 12 昭和33年 4月 白 黒 県政ニュースNa 12 県政ニュースNa 13 昭和33年 7月 白 黒 県政ニュースNa 75 昭和40年 11月 白 黒 県政ニュースNa 75 昭和40年 11月 白 黒 県政ニュースNa 75 昭和40年 12月 白 黒 県政ニュースNa 76 昭和41年 4月 白 県政ニュースNa 77 昭和41年 5月 白 黒 県政ニュースNa 77 昭和41年 5月 白 黒 県政ニュースNa 78 昭和41年 5月 白 黒 県政ニュースNa 80 昭和41年 8月 白 県政ニュースNa 80 昭和41年 8月 白 県政ニュースNa 80 昭和41年 9月 白 黒 県政ニュースNa 80 昭和41年 9月 白 黒 県政ニュースNa 80 昭和41年 10月 白 黒 県政ニュースNa 80 昭和41年 11月 白 黒 県政ニュースNa 80 昭和41年 12月 白 黒 県政ニュースNa 80 昭和41年 2月 白 黒 県政ニュースNa 80 <td>無 黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒</td>	無 黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒
県政ニュースNa 9 昭和33年1月 白 黒 県政ニュースNa72 昭和40年9月 白 県 原政ニュースNa10 昭和40年10月 白 黒 県政ニュースNa73 昭和40年10月 白 黒 県政ニュースNa73 昭和40年10月 白 黒 県政ニュースNa73 昭和40年10月 白 黒 県政ニュースNa74 昭和40年11月 白 黒 県政ニュースNa75 昭和40年12月 白 黒 県政ニュースNa76 昭和41年4月 白 黒 県政ニュースNa77 昭和41年5月 白 黒 県政ニュースNa78 昭和41年7月 白 黒 県政ニュースNa78 昭和41年7月 白 黒 県政ニュースNa80 昭和41年7月 白 黒 県政ニュースNa80 昭和41年9月 白 黒 県政ニュースNa81 昭和41年9月 白 黒 県政ニュースNa81 昭和41年10月 白 黒 県政ニュースNa82 昭和41年10月 白 黒 県政ニュースNa84 昭和41年10月 白 黒 県政ニュースNa84 昭和41年12月 白 黒 県政ニュースNa84 昭和41年12月 白 黒 県政ニュースNa86 昭和42年2月 白 黒 県政ニュースNa86 昭和42年2月 白 黒 県政ニュースNa87 昭和42年3月 白 黒 県政ニュースNa87 昭和42年3月 白 県政ニュースNa87	無黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒
県政ニュースNa10 昭和33年2月白黒 県政ニュースNa73 昭和40年10月白 昭和40年11月白 県政ニュースNa12 自無 昭和33年4月白黒 昭和33年5月白黒 県政ニュースNa13 県政ニュースNa74 昭和40年11月白 昭和40年11月白 県政ニュースNa75 昭和40年12月白 昭和40年12月白 県政ニュースNa75 ビアのイを 昭和40年12月白 県政ニュースNa75 昭和40年12月白 昭和40年12月白 県政ニュースNa75 ビアのイを 昭和40年12月白 県政ニュースNa75 ビアのイを 昭和41年4月白 県政ニュースNa76 ビアのイを 昭和41年5月白 県政ニュースNa77 ビアのイを 昭和41年5月白 県政ニュースNa78 ビアのイを 昭和41年7月白 県政ニュースNa80 ビアのイを 昭和41年7月白 県政ニュースNa80 ビアのイを 昭和41年7月白 県政ニュースNa81 ビアのイを 昭和41年10月白 県政ニュースNa81 ビアのイを 昭和41年10月白 県政ニュースNa82 ビアのイを 昭和41年11月白 県政ニュースNa84 ビアのイを 昭和41年11月白 県政ニュースNa85 ビアのイを 昭和42年2月白 県政ニュースNa86 ビアのイを 昭和42年2月白 県政ニュースNa86 ビアのイを 昭和42年2月白 県政ニュースNa86 ビアのイを 昭和42年2月白 県政ニュースNa86 ビアのイを 昭和42年2月白 県政ニュースNa86 ビアのイを 昭和42年2月白 県政ニュースNa87 ビアのイを 昭和42年3月白 県政ニュースNa87 ビアのイを 昭和42年3月白 昭和42年3月白	H
県政ニュースNa11 昭和33年4月白黒 県政ニュースNa74 昭和40年11月白黒県政ニュースNa75 県政ニュースNa13 昭和33年7月白黒 県政ニュースNa75 昭和40年12月白黒県政ニュースNa76 県政ニュースNa14 昭和33年8月白黒県政ニュースNa15 県政ニュースNa77 昭和41年4月白黒県政ニュースNa78 県政ニュースNa16 昭和33年10月白黒県政ニュースNa17 昭和33年11月白黒県政ニュースNa80 昭和41年7月白黒県政ニュースNa80 県政ニュースNa18 昭和34年1月白黒県政ニュースNa81 県政ニュースNa81 昭和41年9月白黒県政ニュースNa81 県政ニュースNa20 昭和34年3月白黒県政ニュースNa81 県政ニュースNa83 昭和41年10月白黒県政ニュースNa83 県政ニュースNa21 昭和34年6月白黒県政ニュースNa83 県政ニュースNa84 昭和41年12月白黒県政ニュースNa85 県政ニュースNa22 昭和34年8月白黒県政ニュースNa85 県政ニュースNa85 昭和42年1月白黒のエコースNa86 県政ニュースNa23 昭和34年10月白黒県政ニュースNa86 昭和42年2月白黒県政ニュースNa87 県政ニュースNa87	思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思思
県政ニュースNa12 昭和33年5月白黒 県政ニュースNa75 昭和40年12月白黒県政ニュースNa76 昭和40年12月白黒県政ニュースNa76 昭和41年4月白黒県政ニュースNa76 昭和41年4月白黒県政ニュースNa76 昭和41年5月白黒県政ニュースNa77 昭和41年5月白黒県政ニュースNa78 昭和41年6月白黒県政ニュースNa78 昭和41年6月白黒県政ニュースNa79 昭和41年7月白黒県政ニュースNa79 昭和41年7月白黒県政ニュースNa80 昭和41年8月白黒県政ニュースNa80 昭和41年8月白黒県政ニュースNa80 昭和41年9月白黒県政ニュースNa81 県政ニュースNa80 昭和41年9月白黒県政ニュースNa81 県政ニュースNa81 昭和41年1月白黒県政ニュースNa81 県政ニュースNa81 昭和41年1月白黒県政ニュースNa82 県政ニュースNa83 昭和41年11月白黒県政ニュースNa83 昭和41年11月白黒県政ニュースNa83 昭和41年11月白黒県政ニュースNa85 昭和42年1月白黒県政ニュースNa85 県政ニュースNa85 昭和42年1月白黒県政ニュースNa86 昭和42年2月白黒県政ニュースNa86 昭和42年2月白黒県政ニュースNa87 県政ニュースNa87 昭和42年3月白黒県政ニュースNa87	黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒
県政ニュースNa13 昭和33年7月 白 黒 県政ニュースNa76 昭和41年4月 白 黒 県政ニュースNa14 昭和33年8月 白 黒 県政ニュースNa77 昭和41年5月 白 黒 県政ニュースNa15 昭和33年9月 白 黒 県政ニュースNa78 昭和41年6月 白 黒 県政ニュースNa16 昭和33年10月 白 黒 県政ニュースNa79 昭和41年7月 白 黒 県政ニュースNa17 昭和33年11月 白 黒 県政ニュースNa80 昭和41年8月 白 黒 県政ニュースNa18 昭和34年1月 白 黒 県政ニュースNa81 昭和41年9月 白 黒 県政ニュースNa20 昭和34年5月 白 黒 県政ニュースNa82 昭和41年10月 白 黒 県政ニュースNa21 昭和34年6月 白 黒 県政ニュースNa84 昭和41年12月 白 黒 県政ニュースNa22 昭和34年8月 白 黒 県政ニュースNa85 昭和42年1月 白 黒 県政ニュースNa23 昭和34年10月 白 黒 県政ニュースNa86 昭和42年2月 白 黒 県政ニュースNa24 昭和34年11月 白 黒 県政ニュースNa87 昭和42年3月 白	黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒
県政ニュースNa14 昭和33年8月白黒 県政ニュースNa77 昭和41年5月白 県政ニュースNa15 昭和41年6月白 県政ニュースNa16 昭和41年6月白 県政ニュースNa17 日本 県政ニュースNa78 昭和41年6月白 昭和41年7月白 県政ニュースNa17 昭和41年7月白 昭和34年1月白黒 県政ニュースNa18 県政ニュースNa80 昭和41年8月白 昭和41年9月白 県政ニュースNa81 昭和41年9月白 昭和41年9月白 県政ニュースNa82 ビアイト 会議会 昭和41年10月白 県政ニュースNa83 昭和41年10月白 昭和41年11月白 県政ニュースNa84 日本 昭和41年12月白 県政ニュースNa85 昭和41年12月白 昭和41年12月白 県政ニュースNa85 昭和42年1月白 昭和42年1月白 県政ニュースNa86 昭和42年2月白 昭和42年2月白 県政ニュースNa87 昭和42年2月白 昭和42年3月白	黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒黒
県政ニュースNa15 昭和33年9月白黒 県政ニュースNa78 昭和41年6月白 県政ニュースNa79 昭和41年7月白 昭和41年7月白 県政ニュースNa17 日本 県政ニュースNa79 昭和41年7月白 昭和41年8月白 県政ニュースNa19 日本 県政ニュースNa80 昭和41年8月白 昭和41年9月白 県政ニュースNa81 日本 県政ニュースNa81 昭和41年9月白 昭和41年9月白 県政ニュースNa82 日本 県政ニュースNa83 昭和41年10月白 昭和41年10月白 県政ニュースNa83 日本 県政ニュースNa83 昭和41年11月白 昭和41年12月白 県政ニュースNa84 日本 県政ニュースNa85 昭和42年1月白 昭和42年1月白 県政ニュースNa86 昭和42年2月白 昭和42年2月白 県政ニュースNa87 昭和42年3月白 昭和42年3月白	黒黒田黒田黒田黒田黒田黒田黒田黒田黒田黒田黒田田
県政ニュースNa16 昭和33年10月 白 黒 県政ニュースNa79 昭和41年7月 白 県政ニュースNa17 昭和33年11月 白 黒 県政ニュースNa80 昭和41年8月 白 県政ニュースNa18 昭和34年1月 白 黒 県政ニュースNa81 昭和41年9月 白 県政ニュースNa29 昭和34年3月 白 黒 県政ニュースNa82 昭和41年10月 白 県政ニュースNa20 昭和34年5月 白 黒 県政ニュースNa83 昭和41年11月 白 県政ニュースNa84 昭和41年12月 白 県政ニュースNa84 昭和41年12月 白 県政ニュースNa22 昭和34年8月 白 黒 県政ニュースNa85 昭和42年1月 白 県政ニュースNa23 昭和34年10月 白 黒 県政ニュースNa86 昭和42年2月 白 県政ニュースNa24 昭和34年11月 白 黒 県政ニュースNa87 昭和42年3月 白	黒 黒 黒 黒
県政ニュースNa17 昭和33年11月 白 黒 県政ニュースNa80 昭和41年8月 白 黒 県政ニュースNa18 昭和34年1月 白 黒 県政ニュースNa81 昭和41年9月 白 黒 県政ニュースNa20 昭和34年3月 白 黒 県政ニュースNa82 昭和41年10月 白 黒 県政ニュースNa20 昭和34年6月 白 黒 県政ニュースNa83 昭和41年11月 白 黒 県政ニュースNa21 昭和34年6月 白 黒 県政ニュースNa84 昭和41年12月 白 黒 県政ニュースNa22 昭和34年8月 白 黒 県政ニュースNa85 昭和42年1月 白 黒 県政ニュースNa23 昭和34年10月 白 黒 県政ニュースNa86 昭和42年2月 白 黒 県政ニュースNa24 昭和34年11月 白 黒 県政ニュースNa87 昭和42年3月 白	黒黒黒
県政ニュースNa18 昭和34年1月 白 黒 県政ニュースNa81 昭和41年9月 白 黒 県政ニュースNa19 昭和34年3月 白 黒 県政ニュースNa82 昭和41年10月 白 黒 県政ニュースNa20 昭和34年5月 白 黒 県政ニュースNa83 昭和41年11月 白 黒 県政ニュースNa21 昭和34年6月 白 黒 県政ニュースNa84 昭和41年12月 白 黒 県政ニュースNa22 昭和34年8月 白 黒 県政ニュースNa85 昭和42年1月 白 黒 県政ニュースNa23 昭和34年10月 白 黒 県政ニュースNa86 昭和42年2月 白 黒 県政ニュースNa24 昭和34年11月 白 黒 県政ニュースNa87 昭和42年3月 白	黒
県政ニュースNa19 昭和34年3月白黒 県政ニュースNa82 昭和41年10月白 県政ニュースNa83 昭和41年10月白 昭和41年11月白 県政ニュースNa84 県政ニュースNa21 昭和34年6月白黒 昭和34年8月白黒 県政ニュースNa22 県政ニュースNa84 昭和41年12月白 昭和42年1月白 県政ニュースNa85 昭和42年1月白 昭和42年2月白 県政ニュースNa86 県政ニュースNa23 昭和34年10月白黒 県政ニュースNa85 昭和42年2月白 昭和42年3月白 県政ニュースNa87 昭和42年3月白	
県政ニュースNa20 昭和34年5月白黒 県政ニュースNa83 昭和41年11月白黒県政ニュースNa21 県政ニュースNa21 昭和34年6月白黒県政ニュースNa84 昭和41年12月白黒県政ニュースNa85 昭和42年1月白黒県政ニュースNa85 昭和42年1月白黒県政ニュースNa86 県政ニュースNa23 昭和34年10月白黒県政ニュースNa86 昭和42年2月白黒県政ニュースNa87 昭和42年3月白黒県政ニュースNa87	1 羔
県政ニュースNa21 昭和34年6月白黒 県政ニュースNa84 昭和41年12月白 県政ニュースNa85 昭和42年1月白 昭和42年1月白 県政ニュースNa86 県政ニュースNa23 昭和34年10月白黒 県政ニュースNa86 昭和42年2月白 昭和42年2月白 県政ニュースNa87	
県政ニュースNo.22 昭和34年8月白黒 県政ニュースNo.85 昭和42年1月白 昭和34年10月白黒 県政ニュースNo.23 昭和34年10月白黒 県政ニュースNo.86 昭和42年2月白 昭和42年2月白 昭和34年11月白黒	
県政ニュースNa23 昭和34年10月 白 黒 県政ニュースNa86 昭和42年2月 白 県政ニュースNa24 昭和34年11月 白 黒 県政ニュースNa87 昭和42年3月 白	
- 県政ニュースNo.24 昭和34年11月 白 黒 - 県政ニュースNo.87 昭和42年3月 白	
原政ニュースN0.24 昭和34年11月 日 黒 原政ニュースN0.87 昭和42年 3 月 日 県政ニュースN0.88 昭和42年 4 月 日 東 原政ニュースN0.88 昭和42年 4 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
景政ニュー NO.25	
HT. WILDS BRITISH OF A H H HT. WOO BRITISH OF A H /	
県政ニュースNa.26 昭和35年6月白黒 県政ニュースNa.89 昭和42年5月白	
県政ニュースNo.27 昭和35年7月 白 黒 県政ニュースNo.90 昭和42年6月 白	
- 県政ニュースNo.28 昭和35年8月 白 黒 - 県政ニュースNo.91 昭和42年7月 白	
県政ニュースNo.29 昭和35年9月 白 黒 県政ニュースNo.92 昭和42年8月 白	
- 県政ニュースNa30 昭和35年11月 白 黒 - 県政ニュースNa93 昭和42年9月 白	
- 県政ニュースNo.31 昭和36年1月 白 黒 - 県政ニュースNo.94 昭和42年10月 白	
- 県政ニュースNo.32 昭和36年3月 白 黒 - 県政ニュースNo.95 昭和42年11月 白	
県政ニュースNa33 昭和36年6月 白 黒 県政ニュースNa96 昭和42年12月 白	
県政ニュースNa34 昭和36年7月 白黒 県政ニュースNa97 昭和43年1月 自	
- 県政ニュースNo.35 昭和36年8月 白 黒 - 県政ニュースNo.98 昭和43年2月 白	
- 県政ニュースNo.36 昭和36年9月 白 黒 - 県政ニュースNo.99 昭和43年3月 白	
- 県政ニュースNo.37 昭和36年10月 白 黒 - 県政ニュースNo.100 昭和43年4月 白	
県政ニュースNa.38 昭和36年12月 白 黒 県政ニュースNa.101 昭和43年5月 白	
県政ニュースNa.39 昭和37年3月 白 黒 県政ニュースNa102 昭和43年6月 白	
<u>県政ニュースNo.40</u> 昭和37年5月 白 黒 <u>県政ニュースNo.103</u> 昭和43年7月 自	
県政ニュースNo.41 昭和37年6月 白 黒 県政ニュースNo.104 昭和43年8月 白	
県政ニュースNo.42 昭和37年8月 白 黒 県政ニュースNo.105 昭和43年9月 白	
県政ニュースNo.43 昭和37年9月 白 黒 県政ニュースNo.106 昭和43年10月 白	黒
県政ニュースNo.44 昭和37年10月 白 黒 県政ニュースNo.107 昭和43年11月 白	黒
- 県政ニュースNo.45 昭和37年12月 白 黒 - 県政ニュースNo.108 昭和43年12月 白	
県政ニュースNo.46 昭和38年2月 白 黒 県政ニュースNo.109 昭和44年1月 白	
県政ニュースNo.47 昭和38年4月 白 黒 県政ニュースNo.110 昭和44年2月 白	黒
県政ニュースNo.48 昭和38年5月 白 黒 県政ニュースNo.111 昭和44年3月 白	
県政ニュースNo.49 昭和38年7月 白 黒 県政ニュースNo.112 昭和44年4月 自	
県政ニュースNo.50 昭和38年9月 白 黒 県政ニュースNo.113 昭和44年5月 白	
県政ニュースNo.51 昭和38年10月 白 黒 県政ニュースNo.114 昭和44年6月 白	
県政ニュースNo.52 昭和38年11月 白 黒 県政ニュースNo.115 昭和44年7月 白	
県政ニュースNo.53 昭和38年12月 白 黒 県政ニュースNo.116 昭和44年8月 白	
「果政ニュースNo.54 昭和39年2月 白 黒 県政ニュースNo.117 昭和44年9月 白	
県政ニュースNo.55 昭和39年4月 白 黒 県政ニュースNo.118 昭和44年10月 日	
「	
	二二二
	→ == ==
県政ニュースNa60 昭和39年9月 白 黒 県政ニュースNa123 昭和45年3月 白	1 黒

題	名	作成年月	色	別
	- 7 No.61	昭和39年10月	白	黒
県政ニュ- 県政ニュ-	/ NUOI			
		昭和39年11月	白	黒
県政ニュ-	- スNo.63	昭和39年12月	白	黒
月五二	7 No C4			
県政ニュー	- 人NO.104	昭和40年1月	白	黒
県政ニュー	- スNa.65	昭和40年2月	白	黒
県政ニュー		昭和40年3月	白	黒
	×110.00			7775
県政ニュー	- スNQ67	昭和40年4月	白	黒
県政ニュー	- スNa68	昭和40年5月	白	黒
目 7/2	- 7 No 60	昭和40年6月	白	
外以 ーユ	^N009			
県政ニュー 県政ニュー	- スNa70	昭和40年7月	白	黒
県政ニュー	- スNo.71	昭和40年8月	白	黒
用业-	7 No 72	昭和40年9月	白	
県政ニュー	- ^ Nu.72			
県政ニュー	- スNa.73	昭和40年10月	É	黒
県政ニュー	- スNn74	昭和40年11月	白	黒
用政-	7 No 75			
県政ニュー		昭和40年12月	白	黒
県政ニュー	-スNa.76	昭和41年4月	白	黒
県政ニュ-	- z No.77	昭和41年5月	白	黒
川川田山	- Mari			
県政ニュー		昭和41年6月	白_	黒
県政ニュ-	- スNo.79	昭和41年7月	白	黒
県政ニュー	- スNn80	昭和41年8月	百	黒
ル以ーユ	- 11400			
県政ニュ-	- VINOT8T	昭和41年9月	白	黒
県政ニュー	- スNo.82	昭和41年10月	白	黒
圓形	- z Nn.83	昭和41年11月	白	黒
県政ニュ- 県政ニュ-	> \1u00			
県政ニュー	- <no.84< td=""><td>昭和41年12月</td><td>白</td><td>黒</td></no.84<>	昭和41年12月	白	黒
県政ニュー 県政ニュー	- スNo.85	昭和42年1月	白	黒
圓.	- 7 No.86	昭和42年2月	白	黒
不以一工	~ N. 05			
県政ニュ- 県政ニュ-	- スNO.87	昭和42年3月	白	黒
県政ニュー	- スNo.88	昭和42年4月	白	黒
貞.	- 7 No 80	昭和42年5月	白	黒
県政ニュ- 県政ニュ-	7 Nu03			
県政ニュ-	- スNa.90	昭和42年6月	白	黒
県政ニュ-	- スNo.91	昭和42年7月	白	黒
県政ニュー	- 7 No Q2	昭和42年8月	白	黒
ポ 以ーユ	7Nu32			
県政ニュー	- スNa93	昭和42年9月	白	黒
県政ニュー	- スNo.94	昭和42年10月	白	黒
県政ニュ-		昭和42年11月	白	黒
県政ニュー		昭和42年12月	白	黒
県政ニュ-	- スNa97	昭和43年1月	白	黒
	- スNa.98	昭和43年2月	白	黒
<u> </u>	Aliu30			
県政ニュー	- スNa.99	昭和43年3月	白	黒
県政ニュ-	- スNa100	昭和43年4月	白	黒
県政ニュー	- 7 No 101	昭和43年5月	白	黒
水以一ユー	∴ NUIUI			
県政ニュー	- <no.102< td=""><td>昭和43年6月</td><td>白</td><td>黒</td></no.102<>	昭和43年6月	白	黒
県政ニュ-	- スNa103	昭和43年7月	白	黒
県政ニュー	- 2 No 104	昭和43年8月	百	黒
一	~ N- 105		4	
県政ニュー	- < NO.105	昭和43年9月	白	黒
県政ニュー	- スNo.106	昭和43年10月	白	黒
県政ニュー	- 3 No 107	昭和43年11月	百	黒
				,,,,,
県政ニュー	- VN0T08	昭和43年12月	白	黒
県政ニュ-	- スNo.109	昭和44年1月	白	黒
県政ニュー		昭和44年2月	白	黒
県政ニュー	~ ~ NO.1111	昭和44年3月	白	黒
県政ニュ-	- スNa112	昭和44年4月	白	黒
	- スNa113	昭和44年5月	百	黒
	~\mu113			
県政ニュー	- <no.114< td=""><td>昭和44年6月</td><td>白</td><td>_黒</td></no.114<>	昭和44年6月	白	_黒
県政ニュー	- スNo.115	昭和44年7月	白	黒
県政ニュー	- × No 116	昭和44年8月	台	黨
一	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			
県政ニュ- 県政ニュ-	- 100.117	昭和44年9月	白	黒
県政ニュー	- スNo.118	昭和44年10月	白	黒
県政ニュー	- 7 No 110	昭和44年11月		黒
			白	
県政ニュ-	- スNo.120	昭和44年12月	白	黒
県政ニュ-	- スNo.121	昭和45年1月	白	黒
県政ニュー		昭和45年2月	白	黒
衆以一ユー	^NU122			
県政ニュー	- スNo.123	昭和45年3月	白	黒

II その他(文書広報課作成分)

題名	作成年月	色別
秋田の旅	昭和46年6月	カラー
秋田のあゆみ (一部)	昭和51年3月	カラー
秋田のあゆみ (二部)	昭和51年3月	カラー
伸びゆく秋田(第一部)	昭和53年	カラー
伸びゆく秋田(第二部)	昭和53年	カラー
ぼくらが守る郷土の自然	昭和55年7月	カラー
秋田県の文化財	平成1年3月	カラー

IIIその他(他課作成分)

題名	作成年月	色	別
県庁舎の建設	昭和34年	白	黒
秋田国体へのみち	昭和35年	白	黒
みんなの国体	昭和35年	白	黒
聖火羽後路に燃ゆ	昭和36年	白	黒
躍進する秋田	昭和41年	白	黒
ビジョンへの誘い	昭和44年	カラ	2 —
明日へのシュプール	昭和46年	カラ	5 —

類されていたこと、 を生じさせてしまっている例が多く、これらに資料番号を付与する として作成が続けられていることなどを考慮して各々の分類ごとに した県政映画、 ては移管時にフィルムが大きく「県政ニュース」(「県政だより」、 と、早期に対応する必要があると言える。資料番号の付与にあたっ ことは今後一層これらの利用希望が増えるであろうことを勘案する の異なるものもあり、資料番号が付いていないことが利用上不都合 などの誤りが多くなってしまり傾向にある。また、同一題名で内容 たことを契機に再び№1から題名が繰り返されているため、出納時 能なように思われるが、 1」等となっており、一見すると題名のみでもフィルムの特定が可 ス」の場合は題名に作成時から通番が付けられて「県政ニュースNo が統一されておらず、これも検索等を困難にしている大きな要因の いるのみとなっているため、 いるフィルムを示した県政映画目録は年代順にフィルム名が並んで て資料番号が不可欠であることは言うまでもないが、現在所蔵して とは出来ないと考えられる。 ルムまでを含んでいるため、 一つであると言える。特に最も大きい資料群である「秋田県政ニュー 「県政この一年」を含む)、県政ニュース以外で文書広報課が作成 実際のフィルムやビデオについてもその背見出しの記載方法 文書広報課以外の課が作成した県政映画の三つに分 「県政ニュース」は現在でも「県政この一年」 実際には昭和四十八年度にカラー映像になっ 資料の検索や特定が困難となっている。 この番号をそのまま資料番号とするこ 資料保存に関しては様々な場面におい

てみたい。

きたが、このなかで生じてきた課題を最後にここでもう一度確認し

これまで当課の業務紹介を中心に資料保存の取り組みを報告して

きたいと思う。詳細については今後課内で検討を重ね、より良い方法を決定してい親番号を決めて分類ごとに枝番号を付ける方法等が考えられるが、

おわりに

の短期計画を作成することが重要であると考えられる。(3) 資料全体を視野に入れた長期計画と、 いく必要もある。 ので終わらず一定の頻度で繰り返し行われるような体制を確立して とによってその成果が得られるものであるため、 たいと思う。さらに調査は継続して行い、 これらを参考にしながら当課での調査方法を具体的に検討していき い の程度の期間を置いて検査を繰り返すのかなど決めるべき事項も多 が、実施にあたっては、どの資料群をどういった順序で行うか、ど 保存箱に収納した資料とそれ以外の資料とに分けて行う必要がある 基に今後の保存計画を作成することである。 まず第一点目は収蔵資料について劣化状況の調査を行い、これを しかし劣化資料の調査については他館の事例も多くあるため、 またその後の保存計画立案は調査結果を反映し、 その計画を円滑に進めるため 前回の結果と比較するこ 調査は当課の実状から、 調査が一 時的なも

であると考えられる。 0) 確にわかるような目録を新たに作成することを目標として行い、そ フィルムを作成するにあたっての大きな手がかりになると考えられ ムの巻き返しも併せて行う必要があるが、調査結果は、 述べたように、 製フィルムを作成するということである。 後の複製フィルムの作成計画はこの結果に基づいて立案するべき ことの突き合わせ作業を行い、 二点目は移管されたマイクロフィルムの撮影内容について所蔵資 このため作業は移管時の目録とは別に、所蔵資料との関連が明 短期間で出来るものではないため、 必要があるものについては新たに複 資料の突き合わせは先に この間はフィル 新たに複製

ことのできないものばかりであると考えられる。さらに、こうした言わざるをえない。しかしこれら三点の課題はいずれも今後避ける当課の人員や他の業務との兼ね合い等を考えるとその実施は困難と集や他館の事例調査など多くの作業が伴うことが考えられ、現在のこうした課題の解決にあたっては課内検討のほか、関係資料の収

れらの課題を再確認し、出来る限り早期にこれらを解決出来るよう、るか否かの分岐点であるとも言える。そのためにもここで今一度こ現在そして将来へ向けて常に同質の資料を提供して行くことが出来資料保存への取り組みは公文書館が担り重要な役割の一つであり、

註

 $\widehat{1}$

努力していきたいと思う。

- れ、史料は「夏涼しく、冬寒く」て良いとしている。れ、史料は「夏涼しく、冬寒く」て良いとしている。年度史料管理学研修会(短期研修課程)中「史料の保存と劣化損傷の予防」の講義において人間の快適条件と資料の保存と劣化損傷の予防」の講義において人間の快適条件と資料の保存と劣化損傷の予防」の講義において人間の快適条件と資料の保存場覧とのいて高橋実氏は「文書館の保存環境管理の実書庫内の保存環境について高橋実氏は「文書館の保存環境管理の実書庫内の保存環境管理の実
- (2) 相沢元子・木部徹・佐藤祐一『容器に入れる―紙資料のための保存
- (3) 前掲(2)参照。 技術』(一九九一 日本図書館協会)参照。
- て行うという意識が必要」であると述べている。 劣化調査は資料保存に対する「計画策定のためのデーター作りとし料の保存と修復―文書・書籍を未来に遺す―』一九九五)において(4) 金子正子氏は「文書館における史料保存の現状と対策」(『記録資
- アグネン参照。(5) 『記録資料の保存と修復―文書・書籍を未来に遺す―』一九九五
- 照。 (6) 『マイクロフィルム保存のための基礎知識』(国立国会図書館):
- (7) 前掲(6)参照。

- (8) 前掲(6)参照。
- ている。 合で酢酸臭や濃度の低下、紙箱の傷みの有無などについて行うとし合で酢酸臭や濃度の低下、紙箱の傷みの有無などについて行うとしく) 前掲(6)においてマイクロフィルムの調査は二~三年に一度の割
- (10) 秋田県公文書館『研究紀要』第五号(平成十一年三月発行)参照。
- (11) 秋田県公文書館『公文書館だより』第三号(平成七年十月二日発行)
- 発行)参照。 (1) 秋田県公文書館『公文書館だより』第十一号(平成十一年十月一日
- けの期間で行うかの短期計画を立てる」ことを挙げている。「将来的な構想を持たせた長期計画に基づき、まず何から、どれだ(3)) 金子氏は前掲(4)において保存計画立案のチェック項目として

に大幅に加筆、訂正を加えたものである。 付記 本稿は平成十一年度史料管理学研修会(短期研修課程)提出レポート

(公文書課主事 すがわら あきこ)

公文書課企画 県庁文書に記録された秋田の近代建築

展示室は、左の通り構成した。 資料の有用性をアピールしてみたのである。 失われた建築物を知る手段として、公文書館 かなどして現在は地上に存在しない。そこで、 物は、その殆どが取り壊されるか災害に遭り ねた展示である。展示簿冊に記録された建築 物で辿るとともに、利用者への資料案内も兼 紹介をした。秋田県の近代建築史を県有建築 土木行政の建築営繕関係の簿冊群を選び -年度の企画展では、秋田県庁文書の中か 十月二十七日~十一月二十日 八月二十四日~ 九月十八日

前半展示

- 県庁文書の建築営繕関係簿冊群 の解 題
- 「秋田県初の洋風県庁舎」

「建築修繕の仕事と公文書

- 「幻の県公会堂
- |図面に残る県記念会館
- 「県立学校の校舎
- 県庁文書の特徴と限界

後半展示

彙

報

- 「秋田県公文書館の役割とは 戦前県庁文書とは何だろう。
- 戦前県庁文書の簿冊形態、 行政資料
- ・マイクロフィルムよりの複製本作成

ある。 により、それぞれ設計されたものである。 明治を代表する建築家・片山東熊と辰野金吾 る秋田県記念会館の新築工事関係を展示した。 では、大正四年(一九一五)から八年にわた 事関係を展示した。「図面に残る県記念会館 から三十八年にわたる秋田県公会堂の新築工 建築黎明期の「擬洋風建築」に関する資料で 舎の新築工事関係の簿冊群を展示した。近代 年(一八七八)から十三年にわたる秋田県庁 とのサブ・シリーズを紹介する構成とした。 のシリーズとして扱い、その中で各建築物ご 前半展示では建築営繕関係の簿冊群を一連 「秋田県初の洋風県庁舎」では、 「幻の県公会堂」では、明治三十三年 明治十一

説パネルを使用し、見やすい展示を心掛けた。 以来、公文書課担当で続けているものである。 実業学校などの校舎の建築関係を紹介した。 の中等教育拡充に伴い開校した尋常中学校や もらう目的で構成した。平成九年度の鉄道展 今回も鉄道展同様、イラストやカラーの解 後半展示は公文書館業務への理解を深めて 「県立学校の校舎」では、明治三十年以降 (柴田 知彰)

講座

○古文書解読講座

座とし、両日合わせて九六名の参加があった 行われた。例年同様に二日間とも同内容の講 四日の両日、当館三階多目的ホールを会場に (昨年度より二五名の増 平成十一年度の古文書解読講座は、 八月三·

|座①「中世の古文書を読む| 講座内容・講師は次の通り。

(使用史料は秋田藩家蔵文書

講座②「『六郡郡邑記』の原本を探る」 講師 佐藤隆(当館古文書課職員

(使用史料は郡村日記ほか)

段あまり触れる機会もないため、 な側面から、 人が出した文書を題材とした。中世文書は普 利尊氏・織田信長・豊臣秀吉・徳川家康の五 な歴史的人物である源頼朝・後醍醐天皇・足 群である。①はその紹介を兼ね、中世の著名 よく、関東を始め他県からも注目される史料 家蔵文書は、県内唯一の中世文書集といって 講師 秋田藩士の家に伝わる文書を集めた秋田藩 柴田次雄(当館古文書課嘱 政所下文・綸旨・御教書・朱印 古文書学的

ことの多い基本史料である六郡郡邑記につい 状・判物・御内書の五形式を取り上げた。 ② は、 当館の史料の中からその成立に関わる文 県内の各自治体史で取り上げられる

九一

岐にわたった。 岐にわたった。 ・郡村御高調帳・郡村日記・長岐文書等多か、郡村御高調帳・郡村日記・長岐文書等のなった。取り上げた史料も、六郡郡邑記のほでの解読中心の講座とひと味違う形の内容と提言した。書誌学的なアプローチで、これま書を取り上げ、従来の説に変わる新たな説を

月前の七月一日からとなっている。した。なお、申し込みの受付は従来通り一ヶ日時は八月の第一火・水曜に固定することとのような形で継続して実施していくこととし、講座の内容・日程等については、今後もこ

(佐藤隆)

研修・協議会

議会全国大会(新潟大会) ○第二五回全国歴史資料保存利用機関連絡協

一日目…研修会、分科会(自由テーマ) 潟からの提唱―」であった。概要は次の通り。 当館からは館長をはじめ三名が参加した。大 当館からは館長をはじめ三名が参加した。大 ル新潟を会場に行われた。参加者三二一名、 ル新潟県立文書館の主催で、オークラホテ 間、新潟県立文書館の主催で、オークラホテ

て、大いに参考となった。告は、県内史料の保存に関する取り組みとし特に開催県である新潟における様々な活動報ことができ、非常に意義深い協議会であった。

○公文書館専門職員養成課程

当館からは今年度が最初の参加である。
当館からは今年度が最初の参加である。
国立公文書館で働く専門職員を養成・確保する目の日程で開催された。この課程は、アーキビストの資格制度が国内に確立するまでの間、公文書館で働く専門職員を養成・確保する目的で設けられたものである。国および都道府的で設けられたものである。国および都道府的で設けられたものである。国および都道府の公文書館がらは今年度が最初の参加である。

年間の課程で修了すべき内容を、国内事情に囲な内容につき講義が行われた。欧米では数解説から、評価・選別論、史料整理論、また解説から、評価・選別論、史料整理論、また解説がら、評価・選別論、史料整理論、また

では、受講者に月

この毒をでした

書館の普及事業など他館の様々な事例を聞

報公開にともなう公文書の保存管理、

文

二日目::総会、特別講演、

全体会

三日目…分科会 (大会テーマ)、視察

こうした研修のメリットであろう。 や参加者同士との人的繋がりができるのも、 の研究動向にも触れることができた。収穫の の研究動向にも触れることができた。収穫の の研究動向にも触れることができた。収穫の の研究動向にもかれることができた。収穫の の研究動向にも触れることができた。収穫の の研究動向にも触れることができた。収穫の の研究動向にも触れることができる。

| 紫がりを活かし日々の仕事に取り組みたい。| 今後は、この養成課程で学んだ内容と人的

〇史料管理学研修会(短期研修)

あった。 お体史編纂室など広範囲から多くの参加者が に開催され、各文書館施設のほか図書館や自 開催された本研修は、秋田県文化会館を会場 明はされた本研修は、秋田県文化会館を会場

文書館施設関係者だけに限定しない本研修次回以降の展示ではこれらを参考により親しては当課の状況と比較しながら興味深く受講することができた。また最終日に行われた総で自治論では、当館の企画展示が議論の中心となり様々な意見や改善点が挙げられたため、特回以降の展示ではこれらを参考により親しなり様々な意見や改善点が挙げられたため、本の様々な意見や改善点が挙げられたとといい。

研修であったと言える。 (菅原 亜希子)少ない機会でもあったため、非常に有意義な立場からの貴重な意見を知ることが出来る数には日常業務に直結した講義が多く、様々なに大を要する点もあると思われたが、全体的難があり、分科会方式の採用など来年度以降

○第一二回公文書館等職員研修会

五日間、東京都千代田区にある国立公文書館 五日間、東京都千代田区にある国立公文書館 で開催された。研修会には都道府県の公文書 町村の職員など合わせて五九名が参加した。 町修会では公文書館法や本年施行予定の国 立公文書館法、来年施行予定の情報公開法と いった基本的な法律の概要解説から、公文書 の管理システムや史料の保存情報、電子情報 化の現状といった日常の業務に関係する情報 化の現状といった日常の業務に関係する情報 の講義まで、中身の濃い講義が多かった。

それらが五日間という短期間にもかかわらず特に評価・選別に関する話題が大半であるが、全体的に古文書よりも公文書に関する講義、

修になろうと思う。 (平田 有宏)と日常的に接している職員には、有意義な研るといえる。公文書館職員に限らず、公文書効率よく学ぶことができ、良質な研修会であ

○市町村史料保存機関連絡協議会

告と討議が行われた。村外の四三名が参加し、史料保存に関する報日(月)、当館を会場に開催した。三二市町日(月)、当館を会場に開催した。三二市町料保存担当者・文化財担当者)を、五月三一第四回市町村史料保存機関連絡協議会(史

当日の日程は次の通り。

「史料の整理と保存について」午前…情報提供

③能代市史編纂室 工藤 英子②秋田市佐竹史料館 中田 好彦

午後…情報交換 ⑤峰浜村教育委員会

④増田町教育委員会

佐藤

费

進藤日出男

公文書分科会

百文書分科会 「公文書の整理と保存について」

史料整理・史料調査の方法等について報告を研修会、史料管理学(記録史料学)の概要、た情報提供を行った。当館からは史料管理学た前は「史料の整理と保存」をテーマにし「古文書の整理と保存について」

ついて報告を行った。 状況、史料整理・史料保存の現況と課題等に行った。四市町村からは市史編纂事業の進行

個別相談を行って閉会した。
ても話し合いが行われた。最後に施設見学、された。また、当協議会の運営その他についされた情報交換を行った。書庫の問題、人員のれて情報交換を行った。書庫の問題、人員の

今回初めて分科会を設けたが、公文書分科今回初めて分科会を設けたが、公文書分科をからの参加はややすくなかった(一一名)。を文書の保存に関し当協議会としてどういうととが出来るのか出来ないのか、分科会のもち方、参加者及び参加機関の範囲の再考等もち方、参加者及び参加機関の範囲の再考等もち方、参加者及び参加機関の範囲の再考等もち方、参加者及び参加機関の範囲の再考等もち方、参加者及び参加機関の範囲の再考等もち方、参加者及び参加機関の範囲の手が表

(桜庭(文雄)者のご支援とご協力を引き続きお願いしたい。に、一層実りある協議会にするために各担当に協議会の目的・意義の周知を図るととも

県内古文書所在調査

四

るが、多くの市町村において保存の必要性を本調査は史料の所在確認を主目的としてい

終了した。期日、調査先、主な調査史料は次 市町村の調査を計画して、 強く感じていることが窺える。本年度は一一 のとおりである。 一月までに全て

七月二九日

秋田市立佐竹史料館

九月七日

八竜町教育委員会

清水与十郎氏宅(八竜町)

〇月八日

大曲市立図書館

→高階家文書、内小友村文書

〇月一二日

合川町教育委員会

→同委員会管理史料(工藤家文書、 斎

藤家文書、疋田家史料

金田京子氏宅(合川町

〇月一三日

上小阿仁村教育委員会

→同委員会所蔵史料

〇月一四日

八郎潟町教育委員会

〇月二〇日

秋田県立近代美術館

渡部六右衛門氏宅(八郎潟町

横手市立図書館

→山崎家文書、黒沢家文書など

·津村氏史料、稲見家史料

〇月二一日

東成瀬村教育委員会 →ふる里館公開史料(菊地慶治氏寄贈

史料、福地正蔵氏寄贈史料など)

〇月二六日

西目町教育委員会

→町役場所蔵史料、鈴木家文書など

佐藤孝夫氏宅(西目町

一月四日

山内村教育委員会

川越退二氏宅(山内村)

一月二二日

南外村教育委員会

館村役場文書

→役場文書、相馬文書、 平沢文書、花

(平田 有宏)

五 図書

○本館所蔵資料の出版掲載の許可を受けた分

秋田市史(第一〇巻 史料編 近世下)

文書館だより(第二六号)栃木県立文書館

岐阜県史(史料編 古代・中世補遺)

ねぶたと七夕 藤岡町史(資料編 古代・中世)

豊橋市美術博物館 青森県立郷土館

文部省科学研究費報告書・画像処理による 出羽国絵図の研究 「菅江真澄展」図録 小野寺淳

> 幕府命令で作成された嘉永年間の沿岸浅深 川村博忠

日本を駆けた世界を翔んだ秋田の先人たち 秋田蕗ライオンズクラブ

ホームページ「羽州街道

奇々怪々あきた伝承

無明舎出版

メディアサービス推進室 NTT秋田支店営業部マルチ

広報あきた(一九九九年七月二十三日号)

秋田市役所広報課

秋田魁新報 (二〇〇〇年一月一日朝刊)

プレジデント (二〇〇〇年二月号)

株式会社プレジデント

○各公文書館からの受贈図書

国立公文書館

国立公文書館年報(第二八号

北の丸 (第三一号)

アーカイブス (創刊号)

外務省外交史料館

外交史料館報(第一三号)

国文学研究資料館史料館

史料館所蔵史料目録(第六八集) 史料館研究紀要(第三〇号)

町村制の発足(史料叢書三)

防衛庁防衛研究所戦史部

(第二号

防衛研究所戦史部年報

埼玉県立文書館 群馬県立文書館 栃木県立文書館 茨城県立歴史館 群馬県立文書館収蔵文書目録(一 双文 (第一六号) 群馬県立文書館年報 栃木県立文書館研究紀要 (第三号) 栃木県立文書館年報(第一三号) 茨城県行政文書目録 (行政資料目録三) 歴史資料館収蔵資料目録 (第三〇集) 埼玉県史研究 収蔵地図目録(第一~四集) 収蔵文書目録(第三八集) 要覧(第一七号) ぐんま史料研究(第一三号) 栃木県史料所在目録(第二八集) 茨城県史研究 茨城県立歴史館史料叢書 (二) 木内信基家文書目録(史料目録四三) 茨城県立歴史館報(二六) 文書館紀要(第一二号) (第三号) (第三四号)

北海道立文書館所蔵資料目録(一四 福島県歴史資料館研究紀要(第二一号) 北海道立文書館史料集(第一四) 北海道立文書館所蔵公文書件名目録(一四) 新潟県立文書館 神奈川県立公文書館 東京都公文書館 千葉県文書館 神奈川県立公文書館年報 収蔵文書目録(第一一~一二集) 千葉県の文書館(第四号 東京都行政資料集録 研究紀要 (第一号) 東京都公文書館年報 市町村別) 千葉県行政資料増加目録(発行部局·所別、 千葉市稲毛区長沼町島田家文書仮目録 (平成九年度

福島県歴史資料館

研究紀要 (第一四号)

新潟県立文書館研究紀要 (第五号) 新潟県立文書館年報 (第七号) 神奈川県立公文書館紀要 (第二号)

長野県立歴史館 富山県公文書館文書目録(歴史文書一五) 富山県公文書館年報(第一二号) 富山県立公文書館

岐阜県歴史資料館 長野県立歴史館研究紀要 岐阜県行政文書目録 岐阜県歴史資料館年報 (第二二号) 諏訪信仰の祭りと文化 (昭和五〇年度編二) (第五号)

七

愛知県史(資料編六 愛知県公文書館年報 古代 二)

愛知県公文書館

京都府立総合資料館 大阪府公文書館 大阪府行政資料・ 古文書の様式 資料館紀要(第二七号) 刊行物目録 (第七集)

和歌山県立文書館 和歌山県公文書簿冊目 録

鳥取県立公文書館 鳥取県立公文書館報

山口県文書館 広島県立文書館 広島県立文書館収蔵文書目録(第六集) 広島県立文書館紀要 (第五号) 広島県立文書館事業年報 (第九号)

年報 毛利家文庫目録別冊 (一) 山口県文書館所蔵行政資料目録(五) 山口県文書館研究紀要(第二六号)

香川県立文書館 山口県内所在史料目録(第二六集)

香川県行政資料目録(追録五 香川県立文書館収蔵文書目録 香川県立文書館紀要 (第三号) (第三集) 分類別目録

香川県立文書館史料集(二)

徳島県立文書館

沖縄県公文書館 徳島県立文書館年報 (第二号)

公文書館資料にみる海外移民の軌跡

報

九五

○県内市町村史関連図書 九州歷史資料館別館柳川古文書館 松本市文書館 藤沢市文書館 広島市公文書館 大阪市公文書館 五集) 男鹿市文化財調査報告 (第一九集) 鹿角市史資料編(第三〇集) 柳川古文書館史料目録(第九~一一 松本市文書館紀要(第九号) 松本市文書館史料目録 藤沢市文書館紀要(二二) 広島市公文書館所蔵資料目録(第二四、 広島市公文書館紀要(第二二号) 秋田市史(第一〇巻 史料編 秋田市史(第二巻 五城目町の文化財(図版 峰浜村の文化財(沼田村文書 能代市史研究(六) 能代市史資料(第二七号) 秋田市史研究(第八号) 能代市史(資料編 大阪市行政刊行物目録(平成一〇年度版 大阪市公文書館研究紀要 (第一一号) 大阪市公文書館年報(第一一号) 通史編 近世一) 第一 第二八集) 中世) 集 第一 近世下) 集 集 ○県外自治体史 寒河町史 (六 通史編 原始・古代・中世・ 藤岡町史 高崎市史 平田村史 宮崎県史叢書(日向記 福岡県史 三重県史 三重県史 岐阜県史 福岡県史 岐阜県史 埼玉県史料叢書 由利町史跡探訪 岩城町史料(四 佐竹南家御日記 -仙町の文化財 (近世史料編 (第一巻 通史編) (資料編 (資料編

西目町史研究 (第四号) 雄物川町郷土史資料(第二七集) 雄物川町郷土資料館報告書(第一六号) 由利町文化財調査報告書(第七~九集 横手市内文化財調査報告書 (第三巻) 宗教編二) (第七集

東京市史稿(産業編 (明治大正期知事事務引継 第四二

(史料編 (史料編 現代) 中世一下 古代・中世 一補遺

(近世史料編 近世四下 福岡藩 八幡製鉄所 浦方

宮崎県史(別編、民俗

仙台市史 (通史編一 原始

仙台市史(近代現代一 交通建設

(資料編 古代・中世) (新編 資料編七 近世三)

大曲市史(第二巻

通史編

板橋区史(通史編 南河内町史(通史編 名古屋市史(新修 下巻) 第三~四巻 近現代)

○本館刊行物

八月 七月 四月 三月 リーフレット「県庁文書に記録され 公文書館だより(第一〇号) 所蔵古文書目録第三集『絵図目録』 研究紀要 (第五号) 事業年報 (第六号) 『渋江和光日記』(第五、 六巻)

十月 公文書館だより(第一一号)

た秋田の近代建築」

秋田県公文書館研究紀要 平成十二年三月二十日発行

発編 行集 秋田県公文書館

秋田市山王新町一四一三一

電話(〇一八)八六六一八三〇

郵便番号 〇一〇一〇九五二

株式会社塚田美術印刷 秋田市大町一丁目六番六号

印刷

		-